

平成 27 年度
包括外部監査の結果報告書

平成 28 年 3 月

宮崎県包括外部監査人

高妻 和寛

目 次

第1 監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
(1) 監査テーマ	1
(2) 監査の対象期間	1
3. 特定の事件として選定した理由	1
4. 監査の方法	1
5. 監査の実施期間	2
6. 監査実施者	2
7. 利害関係	2
第2 査対象の概要	3
1. 宮崎県の財政状況	3
(1) 一般会計の状況	3
(2) 農林水産業費の状況	5
(3) 特別会計の状況	10
2. 宮崎県の農業の状況	11
(1) 宮崎県の地形・気候	11
(2) 農業産出額の状況	11
(3) 担い手の状況	12
3. 宮崎県の林業の状況	17
(1) 森林の状況	17
(2) 林業産出額の状況	18
4. 宮崎県の漁業の状況	21
(1) 宮崎県の漁業の地位	21
(2) 漁業就業者	21
5. 農林水産業を所管する組織	23
(1) 農政水産部	23
(2) 環境森林部	27
第3 監査の結果と意見（全般事項）	31
1. 実施した監査の概要	31
(1) 概要把握	31
(2) 資料の閲覧、検討	38
2. 指摘事項及び意見の概要	40

第4 監査の結果と意見（個別事項）	49
1. 農業関連	49
(1) 家畜防疫体制整備事業	49
(2) 次世代の担い手育成支援事業	52
(3) 目指せ6次化！みやざき未来農業創出事業	53
(4) きめ細かな「人・農地プラン」作成強化対策事業	56
(5) 「みやざきブランド」マーケティング強化事業	58
(6) 東アジア輸出促進拠点整備事業	62
(7) 施設園芸用燃料の木質バイオマス転換加速化事業	64
(8) 「儲かるを形に」みやざきの園芸産地強化支援事業	66
(9) 新生みやざき食肉消費拡大事業	68
(10) 儲かる農水産業を切り拓く試験研究体制整備事業	70
(11) 「農」と「企業」のみやざきフードビジネス創出事業	72
(12) 中山間地域等直接支払い制度推進事業	75
2. 水産業関連	82
(1) プレジャーボート適正利用推進事業	82
(2) うなぎ稚魚流通等監視強化対策事業	85
(3) 新みやざき漁業推進資金	87
(4) 漁業協同組合機能・基盤強化推進事業	93
(5) 宮崎のさかなビジネス強化・拡大推進事業	96
3. 林業関連	98
(1) 森林バイオマス地域再生事業	98
(2) 天然乾燥材品質向上促進事業	99
(3) みやざきスギ住まいづくり支援事業	100
(4) 特用林産物新ブランド確立事業	102
(5) 森林境界明確化推進事業	104
(6) みやざき木づかい実践事業	106
(7) 狩猟者育成確保等対策事業	108
(8) 野生鳥獣保護推進事業（キジ放鳥事業）	109
(9) 野生鳥獣保護推進事業（コシジロヤマドリ増殖事業）	110
4. 複数の事業に関連する事項	112
(1) 木質バイオマス資源の利用について	112
(2) 地産地消の推進について	115
(3) 農山漁村の多面的機能と中山間地域の振興について	117
第5 終わりに	123

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 監査テーマ

農林水産関連事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について

(2) 監査の対象期間

原則として平成26年度とし、必要と認めた場合、平成27年度及び平成25年度以前の過年度分についても監査対象とした。

3. 特定の事件として選定した理由

我が国の農林水産業・農山漁村の現場を取り巻く状況は厳しさを増している。農林水産業の生産額が長期的に減少傾向にある中で、担い手の減少・高齢化が進行しており、食料の安定供給だけでなく、国土や環境の保全、自然とのふれあいを通じた教育の場の提供、地域色豊かな伝統文化の継承など、農山漁村が有する多面的機能も失われつつある。

一方で海外に目を向けてみると、新興国の人口増加・経済成長とこれに伴う富裕層の増加によって、世界の食市場は今後10年で倍増するとの試算もある。また、ユネスコ無形文化遺産への登録によって和食への関心も高まっており、日本の食材を海外に売り込む機会は、今後大きく拡大していくものと考えられる。

このような環境の中で、宮崎県は「みやざきフードビジネス振興構想」を掲げて、食を通じた産業競争力の強化と雇用の創出による地域の活性化に取り組んでいる。第一次産業に従事する人の割合は日本全国で4.0%であるが、宮崎県は11.4%と非常に高く、農林水産業を中心とした産業競争力の強化は、地方創生の観点からも重要な施策である。平成27年度の一般会計予算をみると、農林水産業費は397億円で全体(5,217億円)の7.6%を占めている。

そこで、宮崎県における農林水産業の重要性に鑑み、農林水産関連事業に係る財務事務の執行について、監査を行うことが有意義であると判断した。

4. 監査の方法

農林水産関連事業に関する財務事務の執行や経営に係る管理の法令等への合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から、以下の項目に留意して監査を実施した。

- 補助、業務委託及び工事請負の契約手続は、法令等に準拠して適切に行われているか。

- 補助、業務委託及び工事請負の契約手続は、公正性かつ透明性をもって行われているか
- 補助は、経済性・効率性・有効性の観点から適切に行われているか。
- 業務委託は、経済性・効率性・有効性の観点から適切に行われているか。
- 農林水産行政の財務に関する事務の執行及び事業の管理に係る目標設定、実績、将来負担等は適切に把握されているか。

5. 監査の実施期間

平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

6. 監査実施者

包括外部監査人	高 妻	和 寛	公 認 会 計 士
補 助 者	森	昭 彦	公 認 会 計 士
同	五 島	賢	公 認 会 計 士
同	鎌 田	理 恵	公 認 会 計 士
同	山 川	英 史	公 認 会 計 士
同	松 尾	潤 一	行 政 実 務 経 験 者
同	田 中	大 樹	公 認 会 計 士
同	諏訪園	淳 一	公 認 会 計 士
同	室 田	大 地	公認会計士協会準会員

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

- ・本報告書中、一部の元号については、以下のとおり略称を使用している。

略号	元号	凡例
S	昭和	S41=昭和 41 年
H	平成	H26=平成 26 年

- ・報告書の表中の合計は、端数処理の関係で合致しない場合がある。

第2 査対象の概要

1. 宮崎県の財政状況

(1) 一般会計の状況

ア. 経年比較

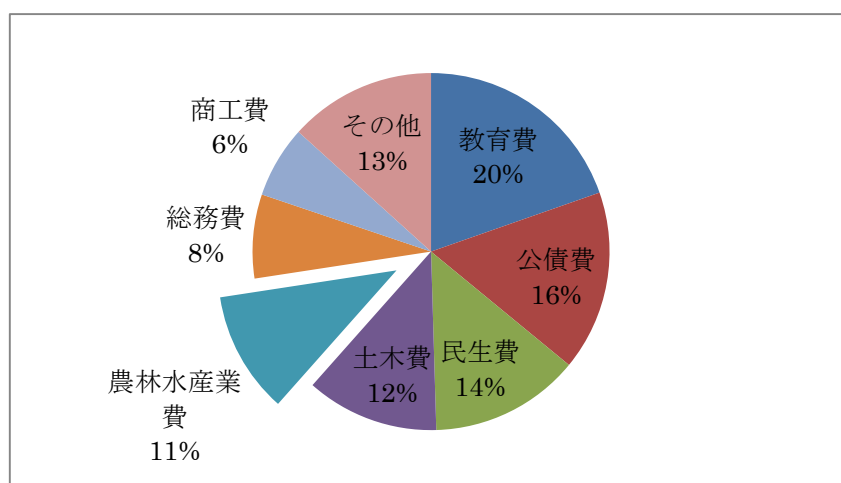
宮崎県の一般会計における目的別歳出の推移は下の表のとおりである。平成22年度は口蹄疫対策という特殊要因によって金額が大きく膨らんでいるが、農林水産業費は概ね600億円、一般会計の1割程度で推移している。

【一般会計 目的別歳出の推移】

単位：百万円

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
議会費	1,208	1,176	1,095	1,065	1,073
総務費	156,027	42,538	34,856	66,587	43,625
民生費	72,393	76,371	77,108	76,052	77,962
衛生費	17,857	24,864	18,800	18,115	19,386
労働費	7,135	7,987	5,920	5,066	2,585
農林水産業費	92,467	64,916	53,521	66,681	63,290
商工費	69,924	43,625	38,960	40,317	37,350
土木費	78,046	68,759	67,446	72,693	69,004
警察費	27,493	27,387	27,628	26,259	27,294
教育費	118,482	117,492	113,849	108,308	112,725
災害復旧費	3,354	3,783	2,765	1,397	1,928
公債費	93,144	96,537	100,976	94,964	93,581
諸支出金	22,150	21,698	21,183	21,002	24,118
計	759,686	597,140	564,114	598,510	573,926

【平成26年度 一般会計目的別歳出の構成】



イ. 他県比較

下の表は第一次産業の就業者比率が高い青森県、高知県、岩手県、宮崎県、熊本県、鹿児島県について、一般会計の目的別歳出を比較したものである。これらの県は、第一次産業の重要性が高いことから、一般会計に占める農林水産業費の構成比も相対的に高くなると考えられるが、その中でも宮崎県は 11.3%で最高値となっている。また、農林水産業費を第一次産業就業者数で除した一人当たりの金額で比較しても、宮崎県は 1,109,545 円で最高値となっている。

【第一次産業就業者一人当たりの農林水産業費比較】

	第一次産業 就業者比率	農林水産業費 (百万円)	就業者数 (人)	一人当たり (円)
青森県	13.0%	78,313	81,042	966,328
高知県	12.4%	39,047	40,623	961,197
岩手県	12.2%	67,284	76,003	885,287
宮崎県	11.8%	66,906	60,300	1,109,545
熊本県	10.5%	82,764	85,007	973,612
鹿児島県	10.4%	84,664	77,967	1,085,899

出所 都道府県決算状況調及び国勢調査結果より監査人作成

【一般会計 目的別歳出の他県比較 (平成 25 年度)】

単位：百万円

	宮崎県		熊本県		鹿児島県	
議会費	1,062	0.2%	1,259	0.2%	1,321	0.2%
総務費	66,086	11.2%	56,343	7.2%	63,952	8.0%
民生費	77,464	13.1%	115,741	14.8%	120,819	15.1%
衛生費	18,203	3.1%	31,325	4.0%	33,721	4.2%
労働費	5,097	0.9%	6,640	0.9%	7,653	1.0%
農林水産業費	66,906	11.3%	82,764	10.6%	84,664	10.6%
商工費	40,883	6.9%	29,131	3.7%	7,960	1.0%
土木費	72,602	12.3%	104,900	13.4%	107,895	13.5%
警察費	26,059	4.4%	36,882	4.7%	34,976	4.4%
教育費	108,447	18.3%	159,292	20.4%	174,738	21.9%
災害復旧費	1,397	0.2%	10,225	1.3%	5,289	0.7%
公債費	95,198	16.1%	123,064	15.8%	138,419	17.3%
諸支出金	12,302	2.1%	22,877	2.9%	17,254	2.2%
歳出総額	591,705	100.0%	780,443	100.0%	798,660	100.0%

	高知県		青森県		岩手県	
議 会 費	1,014	0.2%	1,144	0.2%	1,296	0.1%
総 務 費	32,468	7.1%	68,640	9.5%	66,558	6.3%
民 生 費	59,420	13.1%	95,524	13.3%	91,125	8.6%
衛 生 費	21,858	4.8%	30,133	4.2%	61,189	5.8%
労 働 費	6,305	1.4%	7,956	1.1%	29,063	2.7%
農林水産業費	39,047	8.6%	78,313	10.9%	67,284	6.4%
商 工 費	15,205	3.3%	51,887	7.2%	127,702	12.1%
土 木 費	78,310	17.2%	75,052	10.4%	100,395	9.5%
警 察 費	21,335	4.7%	28,327	3.9%	25,518	2.4%
教 育 費	94,488	20.8%	138,970	19.3%	142,340	13.5%
災 害 復 旧 費	1,697	0.4%	2,098	0.3%	200,338	19.0%
公 債 費	74,733	16.4%	125,166	17.4%	129,200	12.2%
諸 支 出 金	8,745	1.9%	15,767	2.2%	15,090	1.4%
歳 出 総 額	454,625	100.0%	718,977	100.0%	1,057,099	100.0%

出所 総務省「平成25年度都道府県決算状況調」

(2) 農林水産業費の状況

ア. 経年比較

宮崎県の農林水産業費の内訳の推移は下の表のとおりである。平成22年度は口蹄疫対策という特殊要因によって畜産業費が大きく膨らんでいるが、それ以外は安定的に推移している。最大の支出項目は林業費であり、農林水産業費の概ね4割程度で推移している。

【農林水産業費内訳の推移】

単位：百万円

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
農 業 費	8,546	11,134	9,090	10,567	12,527
畜 産 業 費	42,338	5,900	2,950	4,503	3,337
農 地 費	14,828	17,745	14,011	18,984	17,594
林 業 費	21,773	25,609	22,955	26,373	24,064
水 産 業 費	4,981	4,528	4,515	6,253	5,769
合 計	92,467	64,916	53,521	66,681	63,290

イ. 他県比較

下の表は第一次産業の就業者比率が高い青森県、高知県、岩手県、宮崎県、熊本県、鹿児島県について、農林水産業費の内訳を比較したものである。他県に比べて宮崎県は林業費の割合が高くなっているが、これは森林面積比率が高いことも一因と思われる。森林面積比率が高い県は、耕地面積比率が相対的に低く、農業関連の費目が相対

的に少なくなると考えられるからである。しかし、下記 6 県の森林面積を比較すると、宮崎県は広い方ではないにもかかわらず、林業費の金額は最も大きくなっている。これは、宮崎県の木材生産額が森林面積に比べて相対的に多いためと考えられる。(詳細は、後述「3. 宮崎県の林業の状況」を参照。)

【農林水産業費内訳（平成 25 年度）】

単位：百万円

	宮 崎 県		熊 本 県		鹿 児 島 県	
農 業 費	10,618	15.9%	23,782	28.7%	15,615	18.4%
畜 産 業 費	4,515	6.7%	2,606	3.1%	4,545	5.4%
農 地 費	18,978	28.4%	22,955	27.7%	33,324	39.4%
林 業 費	26,503	39.6%	26,027	31.4%	20,327	24.0%
水 産 業 費	6,291	9.4%	7,394	8.9%	10,854	12.8%
合 計	66,906	100.0%	82,764	100.0%	84,664	100.0%

	高 知 県		青 森 県		岩 手 県	
農 業 費	6,122	15.7%	7,402	9.5%	13,897	20.7%
畜 産 業 費	2,964	7.6%	2,022	2.6%	7,667	11.4%
農 地 費	5,818	14.9%	24,931	31.8%	19,654	29.2%
林 業 費	18,195	46.6%	23,799	30.4%	16,463	24.5%
水 産 業 費	5,947	15.2%	20,159	25.7%	9,604	14.3%
合 計	39,047	100.0%	78,313	100.0%	67,284	100.0%

出所 総務省「平成 25 年度都道府県決算状況調」

【森林面積・森林率の状況】

	林業費 (百万円)	構成比	総面積 (k m ²)	森林面積 (k m ²)	森林面積 比率
宮 崎 県	26,503	39.6%	7,736	5,899	76.3%
熊 本 県	26,027	31.4%	7,405	4,638	62.6%
鹿 児 島 県	20,327	24.0%	9,189	5,842	63.6%
高 知 県	18,195	46.6%	7,105	5,968	84.0%
青 森 県	23,799	30.4%	9,608	6,348	66.1%
岩 手 県	16,463	24.5%	15,279	11,725	76.7%

出所 林野庁「都道府県別森林率（平成 24 年度）」

ウ. 性質別内訳

下の表は、農林水産業費の性質別（節別）歳出額を表したものである。農林水産業費は、負担金等・工事請負費・貸付金の支出が多く、そのために人件費の割合が相対的に低くなっているのが特徴である。

【宮崎県 農林水産業費内訳（平成 26 年度）】 単位：百万円

目的別			性質別（節別）		
農業費	12,527	19.8%	人件費	9,864	15.6%
畜産費	3,337	5.3%	工事請負費	15,142	23.9%
農地費	17,594	27.8%	負担金等	25,021	39.5%
林業費	24,064	38.0%	貸付金	4,744	7.5%
水産業費	5,769	9.1%	その他	8,521	13.5%
計	63,290	100.0%	計	63,290	100.0%

※人件費：節 1～7 負担金等：節 19 貸付金：節 21

工事請負費が多いのは、農業機械による作業を効率化するための農地の区画整理、高性能林業機械等による作業を可能にするための林内路網整備、山崩れを防止するための治山工事、漁港の改修工事、漁場の整備など、公共工事が多く行われるためである。工事請負費に含まれるものは、県が発注者となる工事の支払代金のみであり、県が補助金等を交付して市町村が発注する工事に関する支出は負担金等に含まれる。

負担金等（負担金、補助金及び交付金）は、他の団体が行う特定の事業や活動で公益性の高いものを県が支援するために支出するものである。負担金等が多いのは、新規就農者確保のための給付金、農山漁村の多面的機能を維持するために条件不利地域の耕作者に対して支払われる給付金、高性能林業機械を導入するための補助金など、農林水産業に従事する者に対して直接支払われるもののほかに、市町村が実施する工事・地籍調査等に対する補助金などが多いためである。

貸付金には、農林水産業に従事する者に対して行われる制度融資のほかに、農業振興公社・酪農公社・林業公社等の外郭団体に対する貸付金がある。制度融資は特別会計が設定されるものもあるが、外郭団体に対する貸付金はすべて一般会計から支出されている。平成 26 年度の貸付金支出 4,744 百万円のうち、林業費は 3,091 百万円であり、このうち林業公社に対するものが 1,001 百万円となっている。

エ. 生産額と歳出額の対応

農林水産業費は、農林水産業を振興するための歳出である。そこで、これを農業・林業・水産業による生産額と対応させ、他県の状況と比較してみた。これによって、歳出の効率性及び宮崎県の農業・林業・水産業の状況を理解するのに資すると考えられる。

性質別内訳にあるように、農林水産業費は工事請負費が全体の 25%程度を占めてい

る。工事請負費は投資的経費であり、年度によってバラツキがあることから、これを平準化させるために、入手可能な直近3年間（平成23年度～平成25年度）の平均額を用いて生産額と歳出額を対応させている。

ここで歳出の効率性とは、生産額に占める歳出額の割合で測定しており、この値が低いほど効率性が高いとしている。効率性が高いとは、歳出額に比べて生産額が多いということであり、その要因は、予算の使い方が効率的であるということもあるが、都道府県の地理的特性も大きく関係している。

(7) 農業

【農業生産額と農業歳出額の対応】

単位：億円

	順位	農業生産額	農業歳出額	歳出額構成比
北海道	1	10,459	1,467	14.0%
茨城県	2	4,245	414	9.8%
千葉県	3	4,101	296	7.2%
鹿児島県	4	4,077	476	11.7%
宮崎県	6	3,041	316	10.4%
全国		84,127	13,481	16.0%

農業生産額：「生産農業所得統計」より農業生産額を集計

農業歳出額：「都道府県決算状況調」より農業費・畜産業費・農地費を集計

※順位は平成25年度の農業生産額による

全国ベースで見ると、農業歳出額は農業生産額の16.0%となっており、林業・水産業と比較すると歳出の効率性が高い。農業生産額の多い都道府県は、歳出額構成比が全国ベースと比較して低く、歳出の効率性は高い。宮崎県は、農業生産額上位県と比較しても歳出額構成比は低く、歳出の効率性は高い。

(4) 林業

【木材生産額と林業歳出額の対応】

単位：億円

	順位	木材生産額	林業歳出額	歳出額構成比
北海道	1	344	564	164.1%
宮崎県	2	166	251	150.7%
岩手県	3	131	186	142.0%
熊本県	4	121	227	187.4%
大分県	5	105	198	189.3%
全国		2,070	8,115	392.1%

木材生産額：「生産林業所得統計」より木材生産額を集計

林業歳出額：「都道府県決算状況調」より林業費を集計

※順位は平成25年度の木材生産額による

林業産出額には木材生産額のほかにきのこ類も含まれるが、きのこ生産は工場における菌床栽培が多く、林業歳出額との関連性が薄いと考えられることから、木材生産額と歳出額を対応させている。

全国ベースでみると、林業歳出額は林業生産額の 392.1%となっており、農業・水産業と比較すると歳出の効率性が低い。これは、林業歳出額には、林業振興のほかに水源涵養・土砂災害防止・生物多様性保全など、森林が有する公益的な機能を維持するためのものが多く含まれていることによるものである。

木材生産額の多い都道府県は、歳出額構成比が全国ベースと比較して低く、歳出の効率性は高い。宮崎県は木材生産額第 2 位であるが、他の上位県と比較しても歳出額構成比は低く、歳出の効率性は高い。

(ウ) 水産業

【漁業生産額と水産業歳出額の対応】

単位：億円

	順位	漁業生産額	水産業歳出額	歳出額構成比
北海道	1	2,423	379	15.7%
長崎県	2	664	209	31.5%
静岡県	3	518	50	9.7%
宮城県	4	405	63	15.6%
宮崎県	9	251	52	20.5%
全 国		9,344	2,767	29.6%

漁業生産額：「漁業・養殖業生産統計」より海面漁業を集計

水産業歳出額：「都道府県決算状況調」より水産業費を集計

※順位は平成 25 年度の漁業生産額（海面漁業）による

漁業には海面漁業のほかに、海面養殖・内水面漁業・内水面養殖があるが、ここでは海面漁業の生産額と水産業歳出額を対応させている。これは、水産業歳出額の 4 割が工事請負費であり（平成 26 年宮崎県実績）、漁場・漁港の整備等に関する費用が多いと考えられるため、関連性の高い海面漁業の生産額のみを対応させるのが妥当と考えたためである。

全国ベースでみると、水産業歳出額は漁業生産額の 29.6%となっている。海面養殖・内水面漁業・内水面養殖を合わせてみても 19.4%であることから、農業ほど歳出の効率性は高くない。漁業生産額の多い都道府県は、歳出額構成比が全国ベースと比較して低く、歳出の効率性は高い。長崎県の歳出額構成比が高いのは、離島が多く、漁港の数が多いためと思われる。宮崎県は海面漁業生産額第 9 位で、歳出額構成比は全国平均よりも低く、歳出の効率性は高いが、生産額上位の他県と比較すると、そこまで効率性は高くはない。

(3) 特別会計の状況

宮崎県の特別会計における歳入・歳出の状況は下の表のとおりである。全部で15ある特別会計のうち、農林水産関連事業に関するものは、山林基本財産・拡大造林事業・林業改善資金・就農支援資金・沿岸漁業改善資金の5会計と多い。これは、制度融資のように、特定の歳入（貸付金の回収）をもって特定の事業（貸付の実施）を行うものが多いためである。

5会計のうち、制度融資に関するものは、林業改善資金・就農支援資金・沿岸漁業改善資金の3会計であり、残りの山林基本財産・拡大造林事業の2会計は森林経営に関するもので、立木を伐採して得た売却収入が事業の主たる財源となっている。また、5会計のうち、林業に関するものは、山林基本財産・拡大造林事業・林業改善資金の3会計と多い。

【平成26年度 特別会計の決算状況】

(単位：百万円)

	特別会計名	歳入	歳出
1	開発事業特別資金	19	19
2	公債管理	110,498	110,498
3	母子寡婦福祉資金	403	124
4	山林基本財産	132	92
5	拡大造林事業	217	188
6	林業改善資金	675	80
7	小規模企業者等設備導入資金	718	516
8	えびの高原スポーツレクリエーション施設	26	25
9	県営国民宿舎	372	371
10	就農支援資金	292	109
11	沿岸漁業改善資金	158	41
12	公共用地取得事業	94	50
13	港湾整備事業	2,424	2,310
14	県立学校実習事業	238	176
15	育英資金	2,000	1,271
	合計	118,273	115,877

2. 宮崎県の農業の状況

(1) 宮崎県の地形・気候

宮崎県は九州南東部に位置し、太平洋に面する気候温暖な地域で、年間日照時間 2,411 時間は全国 3 位、年間快晴日数 59 日は全国 2 位（いずれも 2013 年宮崎市）となっている。沿岸の平野部では、冬季の日照に恵まれた温暖な気候を利用して、様々な野菜が栽培されている。一方、宮崎県全体でみると、総面積 7,736k m²のうち 5,870k m² (75.9%) は森林となっており、県北西部には標高 1,000 メートル級の山々が連なる九州山地がある。山間部では冬季に積雪する地域もあり、夏でも冷涼な気候を活かした農業が行われている。

(2) 農業産出額の状況

下の表は、平成 25 年度の農業産出額上位の都道府県の状況を示したものであり、宮崎県は農業産出額が 3,213 億円で第 6 位となっている。1 位の北海道は圧倒的であり、2 位以下は年度によって多少の入れ替わりはあるものの、上位に登場する県及び宮崎県の地位は概ね下の表のとおりである。

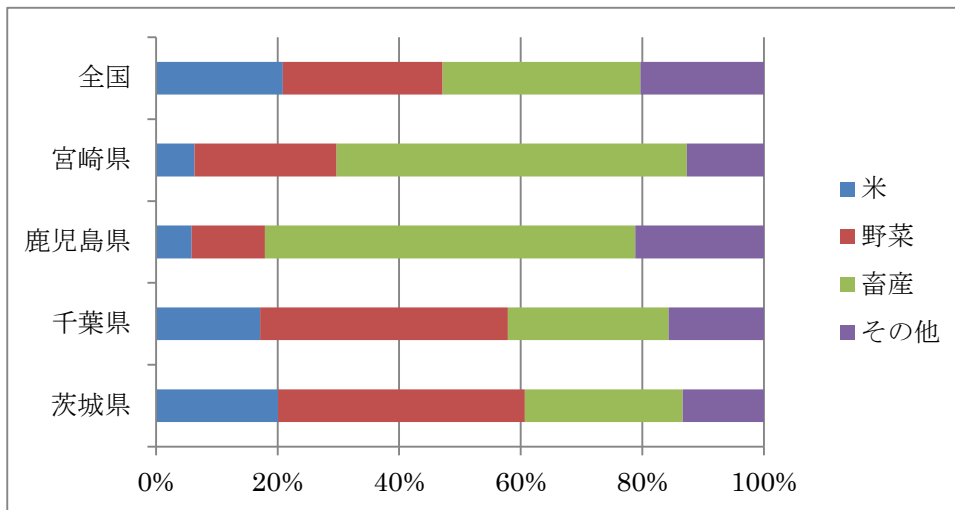
【平成 25 年度 農業産出額上位都道府県】 単位：億円

順位	都道府県	米	野菜	畜産	その他	計
1	北海道	1,301	1,990	5,616	1,798	10,705
2	茨城県	875	1,767	1,131	583	4,356
3	千葉県	710	1,687	1,094	650	4,141
4	鹿児島県	241	496	2,503	869	4,109
5	熊本県	403	1,172	996	679	3,250
6	宮崎県	204	751	1,850	408	3,213
	全国	17,864	22,533	27,948	17,403	85,748

出所 農林水産省「平成 25 年度 生産農業所得統計」

全国ベースの農業産出額をみると、米、野菜、畜産の構成比はいずれも 20～30%程度でバランスよくなっている。大都市周辺で近郊農業が展開されている茨城県・千葉県は、野菜の比率がやや高いものの、全国ベースに近い構成比となっている。一方、南九州地方の宮崎県・鹿児島県は、米の構成比が低く、畜産の産出額が全体の半分以上を占めている。

【平成 25 年度 農業産出額構成比】



(3) 担い手の状況

ア. 農業就業人口

農業就業人口は、下の表のとおり一貫して減少傾向にある。平成 2 年度と平成 22 年度の農業就業人口を比較すると、宮崎県で 43.3%の減少、全国では 45.9%の減少となっており、20 年間でほぼ半減している。また、宮崎県の年齢別構成比の変化をみると、一貫して高齢化が進んでおり、平成 22 年度では 65 歳以上が過半数となっている。全国ベースで見た場合、高齢化の度合いは更に進んでおり、平成 22 年度の 65 歳以上は 6 割を超えている。

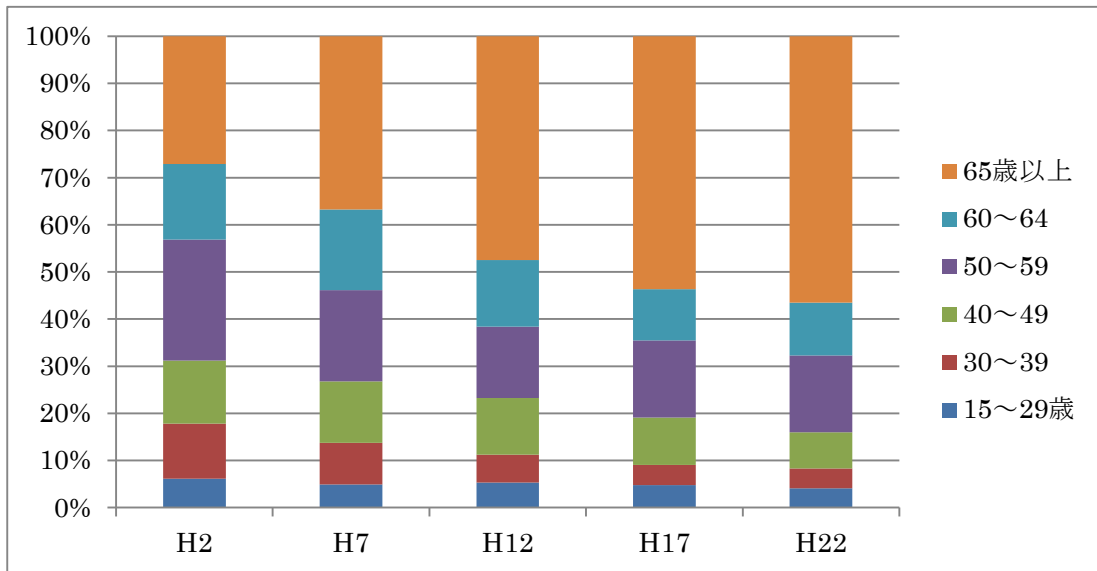
農業就業人口の減少と高齢化は、農業の担い手確保が喫緊の課題と言われる理由となっている。しかし、農業就業人口は、自営農業に従事した世帯員がベースになっているため、農業法人に雇用されている者はこれに含まれない。

【農業就業人口の推移】

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	増減率
宮崎県	100,546	86,210	77,916	66,245	57,076	△43.3%
全国	4,818,921	4,139,809	3,891,225	3,352,590	2,605,736	△45.9%

出所 農林業センサス累年統計－農業編

【農業就業人口 年齢別構成比の変化（宮崎県）】



出所 農林業センサス累年統計－農業編

イ. 農業法人

農業法人とは、法人形態によって農業を営む法人の総称であり、会社法人と農事組合法人の2つのタイプがある。また、農業経営を行うために農地を取得できる農業生産法人と農地取得の権利が認められてない一般農業法人とに分けることができる。

従来、株式会社など一般法人は、直接農地を取得することも賃借することもできず、農地利用での企業参入は極めてハードルが高いものであった。平成13年には株式会社形態の農業生産法人が認められ、平成21年には農地法が改正され、農地の賃借が原則自由化された。こうした一連の規制緩和を受けて、宮崎県においても農業法人数が増加傾向にある。

【宮崎県 農業法人数の推移】

	H15	H16	H17	H20	H21	H22	H23	H24	H25
農 業 法 人	456	469	484	587	598	627	651	690	732
うち農業生産法人	200	200	217	290	304	324	342	373	374

出所 宮崎県農政水産部「宮崎県農業・農村の現状と課題（平成27年1月）」

【企業の農業分野参入に係る規制緩和】

平成 13 年	農業生産法人の法人形態として株式会社(譲渡制限のあるものに限る)が認められる。
平成 15 年	特区内における、農業生産法人以外の一般企業による農地リース方式による参入が可能になる(市町村の定める遊休地域に限る)。
平成 17 年	農地リース方式による参入が全国で可能になる。
平成 21 年	農地リース方式の農地が遊休地に限らず全国で可能になる。

ウ. 認定農業者

主要な農業の担い手を表すものとして認定農業者がある。認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)の規定に基づき、都道府県の作成した基本方針、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づく「農業経営改善計画」を市町村に提出し、認定を受けた農業者(法人を含む)のことである。

認定農業者になると、日本政策金融公庫の低利融資や農業経営基盤強化準備制度による税制優遇措置などの支援を受けることができる。経営改善計画は5年間の計画であり、認定を受けてから5年経過した場合、再度計画を提出して再認定を受けないと認定農業者の資格を失うことになる。

販売農家数に占める認定農業者数の割合(平成22年度)は、全国で15.1%、宮崎県で29.0%となっており、主業農家の比率(全国22.1%、宮崎県34.3%)に近いものとなっている。

【認定農業者数の推移】

単位：経営体

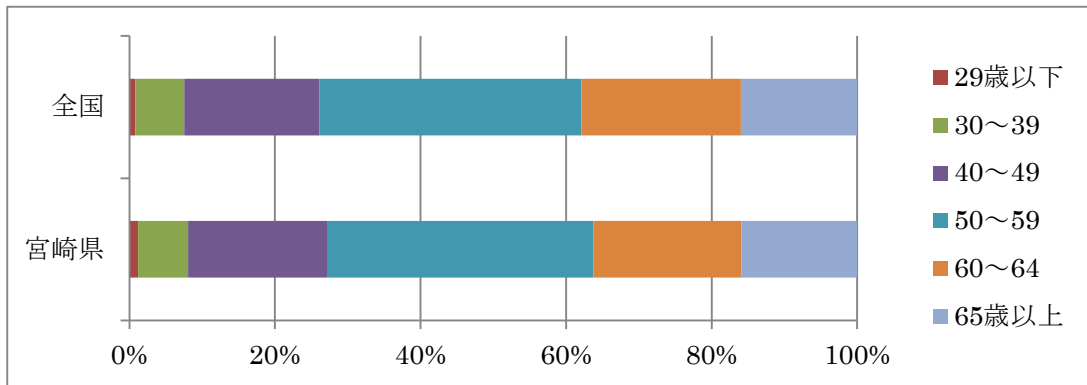
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
宮崎県	8,367	8,587	8,892	9,068	8,968	8,640	8,487	8,409
全 国	228,538	239,287	246,114	249,376	246,475	237,522	233,386	231,101

うち、法人数

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
宮崎県	431	468	507	549	573	597	631	651
全 国	10,992	12,240	13,307	14,261	15,048	15,736	16,679	17,840

出所 農林水産省統計資料より監査人が作成

【認定農業者の年齢別構成（平成 22 年度）】



※法人、共同申請による農業経営改善計画の認定数を除く。

認定農業者数は、平成 21 年度をピークに緩やかに減少している。一方で、認定農業者数のうち法人数は逆に緩やかに増加している。また、認定農業者の年齢別構成（平成 22 年度）をみると、65 歳以上の比率が全国で 16.0%、宮崎県で 15.9%となっている。主要な担い手である認定農業者については、高齢化の問題はそれほど深刻な状況ではない。

エ. 経営規模別農家数

下の表は、宮崎県における経営耕地面積規模別の販売農家数の推移を表したものである。平成 2 年度と平成 22 年度を比較すると、販売農家数全体は 42.5%の減少となり、農業就業人口と全く同様の傾向が見られる。経営耕地面積規模別にみると、3.0ha 未満の農家は減少しているが、3.0ha 以上の農家は増加している。推移を詳細に見ると、3.0～5.0ha の農家は平成 12 年度から減少に転じているが、5.0ha 以上の農家は増加が続き、両者合算した 3.0ha 以上の農家は平成 12 年度以降も増加傾向にある。主要な担い手への農地集積が進んでいると考えられる。

【経営耕地面積規模別販売農家数の推移（宮崎県）】

単位：戸

	計	0.5ha 未満	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0ha 以上
H2	53,809	12,631	18,360	9,944	5,575	4,728	2,092	479
H7	48,054	11,239	16,006	8,716	4,833	4,252	2,332	676
H12	42,006	9,566	13,962	7,301	4,066	3,748	2,396	967
H17	35,245	7,865	11,294	6,072	3,366	3,194	2,276	1,178
H22	30,958	6,528	9,581	5,275	2,996	2,928	2,228	1,422
増減率	△42.5%	△48.3%	△47.8%	△47.0%	△46.3%	△38.1%	6.5%	196.9%

出所 農林業センサス累年統計

農家とは農業を営む世帯であり、農業法人など組織経営体の実態が十分に把握されていない。そこで、平成17年度以降は、これまでの「農家」に加え、経営に着目した「農業経営体」の調査単位で把握されている。経営耕地面積規模別農業経営体数の推移は以下のとおりであり、5.0ha以上の経営体数は大きく増加している。

【経営耕地面積規模別農業経営体数（宮崎県）】

単位：戸

	計	0.5ha 未満	0.5～ 1.0	1.0～ 1.5	1.5～ 2.0	2.0～ 3.0	3.0～ 5.0	5.0ha 以上
H17	35,989	8,417	11,323	6,098	3,377	3,221	2,303	1,250
H22	31,683	6,997	9,612	5,296	3,020	2,956	2,264	1,538

出所 農林業センサス累年統計

（農家等の区分）

販売農家：経営耕地面積30a以上または農産物販売金額50万円以上の農家

自給的農家：経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額50万円未満の農家

総農家：販売農家と自給的農家を合わせたもの

農業経営体：一世帯複数経営を別々に把握し、法人化の有無にかかわらず組織経営体（一戸一法人も含む）を1経営体として把握している。

オ. 総括

農業の就業形態が多様化している中、農業就業人口の推移だけで担い手の状況を把握するのは困難であり、農業の担い手不足と高齢化の問題は、農業就業人口の推移で語られるほど深刻な状況ではないと思われる。農業法人で雇用されている人たちは若い世代が多いと考えられるが、この人たちは農業就業人口には含まれない。一方、農業就業人口を構成する定年帰農者（企業を定年退職した後に農業を始める人）は自営農業者が多く、しかも農業に定年はない。農業就業人口の高齢化が顕著なのは、定年帰農者の増加と農業法人の増加も要因の一つと考えられる。また、主要な農業の担い手である認定農業者の年齢構成をみると、65歳以上の比率は15%程度であり、そこまで深刻な状況にあるわけではない。さらに、経営耕地規模別販売農家数の推移をみると、主要な担い手への農地集積が進んでいると考えられる。

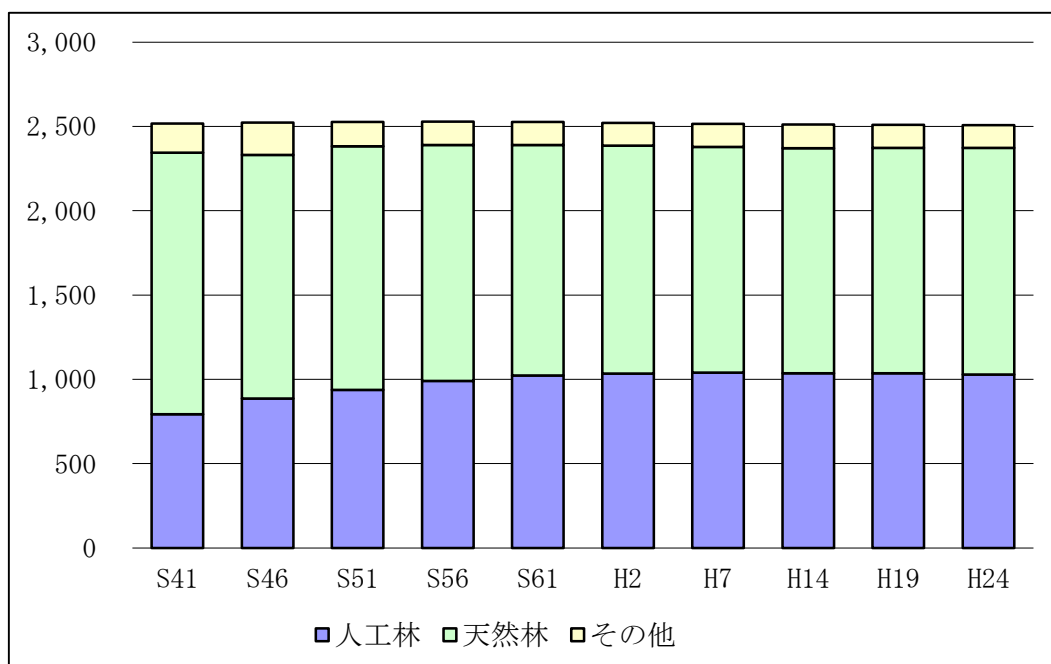
3. 宮崎県の林業の状況

(1) 森林の状況

日本の総面積のうち 65.6%は森林が占めている。日本の森林面積は 2,500 万 ha で、この 50 年間は横ばいで推移している。人工林は、戦後の拡大造林によって増加しているが、昭和 56 年以降は 1,000 万 ha、森林全体の 4 割で大きな増減なく推移している。

【日本の森林面積の推移】

単位：万 ha



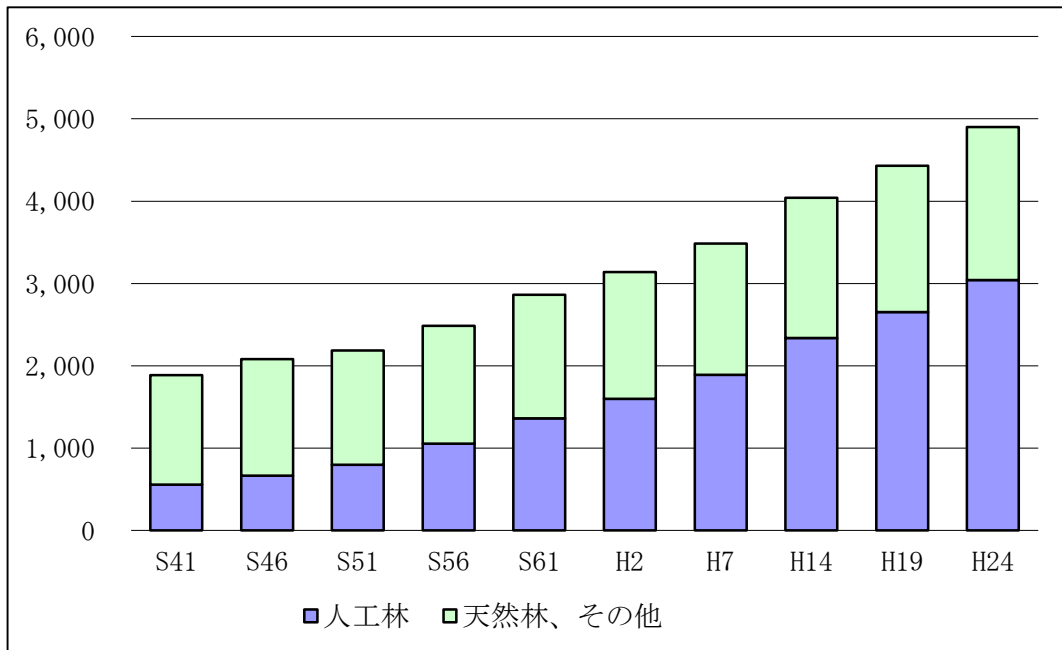
出所 林野庁「森林資源の現況（平成 24 年 3 月 31 日現在）」

森林蓄積とは、森林を構成する樹木の体積を表したものであり、森林資源の量を示すものである。森林面積は 50 年間増減がないが、森林蓄積は一貫して増加傾向にあり、昭和 41 年と比較すると 2.6 倍、人工林は 5.5 倍になっている。

森林面積が増えていないにもかかわらず、人工林の森林蓄積が増え続けているのは、戦後の拡大造林で植林した木々が成長し、収穫期を迎えているためである。しかし、現在は高度成長期ほど建材としての需要はなく、安価な輸入材も多いことなどから、利用されるべき森林資源が使われずに蓄積されている。

【日本の森林蓄積の推移】

単位：百万 m^3



出所 林野庁「森林資源の現況（平成24年3月31日現在）」

宮崎県においても、森林面積は横ばいだが、人工林の森林蓄積は増加傾向にあることが見てとれる。全国ベースと比較すると、宮崎県は人工林の比率が6割と高いものの、森林蓄積の増加は緩やかであることから、利用されるべき森林資源の利用が他県に比べて進んでいると考えられる。

【全国ベースと宮崎県の比較】

	全 国			宮 崎 県		
	平成19年	平成24年	増減率	平成19年	平成24年	増減率
森林面積 (ha)	25,096,987	25,081,390	△0.1%	589,208	589,878	0.1%
うち人工林 (ha)	10,346,673	10,289,403	△0.6%	356,812	350,672	△1.7%
人工林率	41.2%	41.0%		60.6%	59.4%	
森林蓄積 (千 m^3)	4,431,737	4,900,511	10.6%	150,704	157,940	4.8%
うち人工林 (千 m^3)	2,651,307	3,041,874	14.7%	113,459	118,881	4.8%
人工林率	59.8%	62.1%		75.3%	75.3%	

出所 林野庁「森林資源の現況（平成24年3月31日現在）」

(2) 林業産出額の状況

下の表は林業産出額上位の都道府県の状況を示したものである。林業産出額は主として木材生産額と栽培きのご類生産額によって構成されるが、宮崎県は木材生産比率が81.5%と高く、林業産出額は全国第5位だが木材生産は全国第2位となっている。一方、森林面積は全国第12位であり、森林面積の割には木材生産額が多いと言える。

【林業産出額上位の都道府県（平成 25 年度）】

	都道府県	林業産出額 (億円)	木材生産 (億円)	きのこ類 (億円)	その他 (億円)	森林面積 (k m ²)
1	長野県	536.5	44.3	485.2	7.1	10,697
2	北海道	460.2	338.6	118.6	3.0	55,425
3	新潟県	414.8	14.9	399.8	0.2	8,569
4	岩手県	211.8	156.3	48.4	7.1	11,725
5	宮崎県	209.0	170.4	35.9	2.7	5,899
	全 国	4,208.5	2,129.7	2,035.0	43.8	250,814

出所 林野庁「生産林業所得統計（平成 25 年度）」

宮崎県は、森林面積の割には木材生産額が多いが、その理由の一つに「林内路網が充実しており、高性能林業機械の保有台数が多い」ことが挙げられる。

林業の生産性を向上させるためには、トラックの走行が可能な林道・作業道、木の伐採・集材・搬出を行う高性能林業機械の走行が可能な作業路などの林内路網を整備することが必要である。我が国においては、地形が急峻なこと、多種多様な地質が複雑に分布していること、収穫期に達していない樹木が多かったこと等の理由から、路網の整備が十分には進んでおらず、全国ベースでみると林内路網密度は 21.5m/ha となっている。

林内路網密度とは、林道・作業道・作業路等の総延長（単位：m）を私有林面積（単位：ha）で除したものであり、これが高いほど林内路網が整備されていることを表している。木材生産額上位の都道府県の林内路網密度を比較すると、宮崎県・熊本県・大分県が高くなっている。これら南九州の県では、林内路網の整備が進んでいるため、高性能林業機械の保有台数も多く、森林面積の割には木材生産額が多くなっていることが見て取れる。中でも、宮崎県は林内路網密度が 36.2m/ha と全国 1 位であり、高性能林業機械の保有台数も北海道に次いで 2 位となっていることから、他県に比べて林業の機械化が進んでおり、木材生産額も多くなっていると考えられる。

【木材生産額上位都道府県の概要】（平成 25 年度）

	都道府県	木材生産 (億円)	森林面積 (k m ²)	順位
1	北海道	338.6	55,425	1
2	宮崎県	170.4	5,899	12
3	岩手県	156.3	11,725	2
4	熊本県	134.7	4,638	18
5	大分県	117.5	4,535	19
	全 国	2,129.7	250,814	

出所 林野庁「生産林業所得統計（平成 25 年度）」

【林内路網密度と高性能林業機械保有台数】

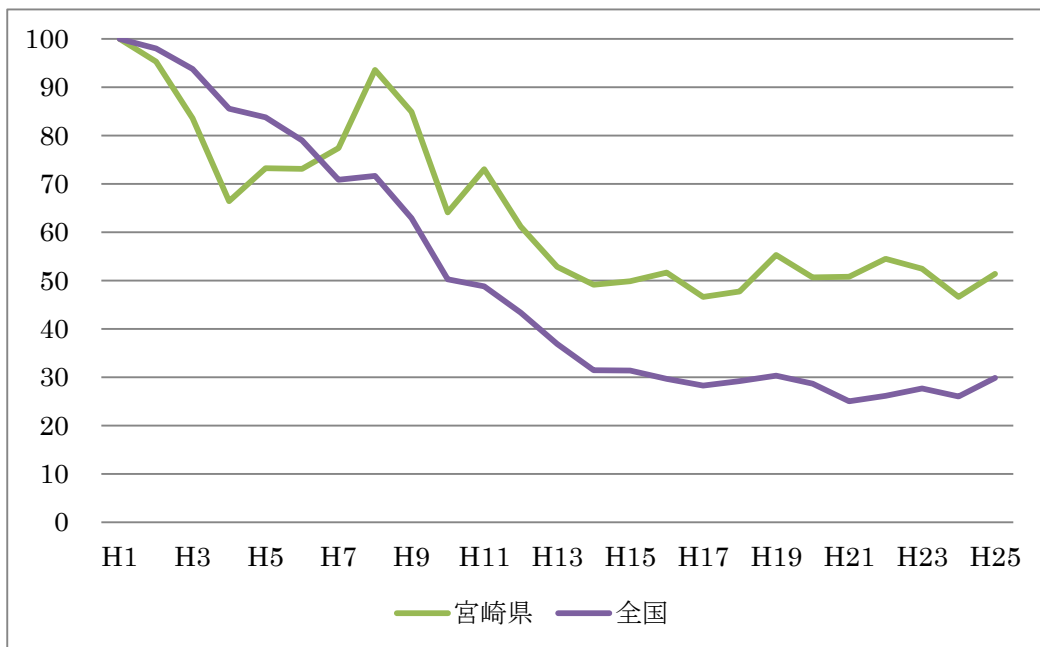
	都道府県	民有林面積 (ha)	林内路網 総延長 (m)	林内路網密 度 (m/ha)	順位	高性能林業 機械保有台数	順位
1	北海道	2,482,054	52,558,300	21.2	21	725	1
2	宮崎県	407,000	14,750,937	36.2	1	423	2
3	岩手県	784,294	18,191,703	23.2	17	212	8
4	熊本県	398,966	11,887,694	29.8	3	241	6
5	大分県	402,985	10,947,895	27.2	8	211	10
	全 国	17,353,465	372,783,645	21.5		6,228	

出所 林内路網密度：宮崎県環境森林部森林計画課「平成23年度林内路網統計」

高性能林業保有台数：林野庁「高性能林業機械の保有状況（平成25年度）」

下の表は平成元年を100とした場合の木材生産額の推移を表したものである。木材価格の下落、担い手の減少等によって木材生産額は長期的に下落傾向にある。平成13年度以降は横ばいで推移しているが、全国ベースでは30%程度まで落ち込んでいるのに対して、宮崎県は50%程度で下げ止まっている。その理由は様々なものが考えられるが、林内路網の整備と高性能林業機械の導入も大きく寄与していると思われる。

【木材生産額の推移（平成元年を100とした場合）】



出所 林野庁「生産林業所得統計（平成25年度）」

4. 宮崎県の漁業の状況

(1) 宮崎県の漁業の地位

宮崎県の海岸線は直接太平洋に面しており、北部と南部では屈曲に富んでいて養殖漁業に適した入り江も多いが、中部は平坦な砂浜地帯が続いている。沖合は、北上する黒潮の影響が強く、カツオ、マグロの漁場が形成されている。このような地理的条件から、海面漁業の漁獲量は全国 11 位と多いが、これに比べて海面養殖の漁獲量は全国 21 位と少なく、九州各県の中では最少となっている。

内水面においては、天然種苗の確保が容易なこと、冬でも気候が温暖なこと、山地が多く地下水が豊富なことから、ウナギの養殖が盛んに行われており、内水面養殖の漁獲量も全国 3 位となっている。最近では、チョウザメの養殖も県内各地で行われており、宮崎県産キャビアも出荷されている。

【漁業種類別漁獲量】

単位：t

	海面漁業	海面養殖	内水面漁業	内水面養殖
宮崎県	104,884	13,257	64	3,687
福岡県	44,444	48,587	334	289
佐賀県	17,968	80,480	13	6
長崎県	244,050	21,310	-	x
熊本県	21,803	56,903	61	465
大分県	36,183	26,005	150	276
鹿児島県	89,430	56,140	x	5,880
全国	3,733,824	997,097	30,635	30,496
宮崎県の順位	11位	21位	24位	3位

※表中の「-」は事実のないもの、「x」は個人または法人、その他団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。

【漁業種類別漁獲量 全国上位 3 県の状況】

単位：t

	海面漁業	海面養殖	内水面漁業	内水面養殖
1 北海道	1,141,234	138,726	12,389	鹿児島県 5,880
2 長崎県	244,050	110,644	5,216	愛知県 4,381
3 静岡県	197,199	80,480	2,407	宮崎県 3,687

出所 農林水産省「平成 25 年度 漁業・養殖業生産統計」

(2) 漁業就業者

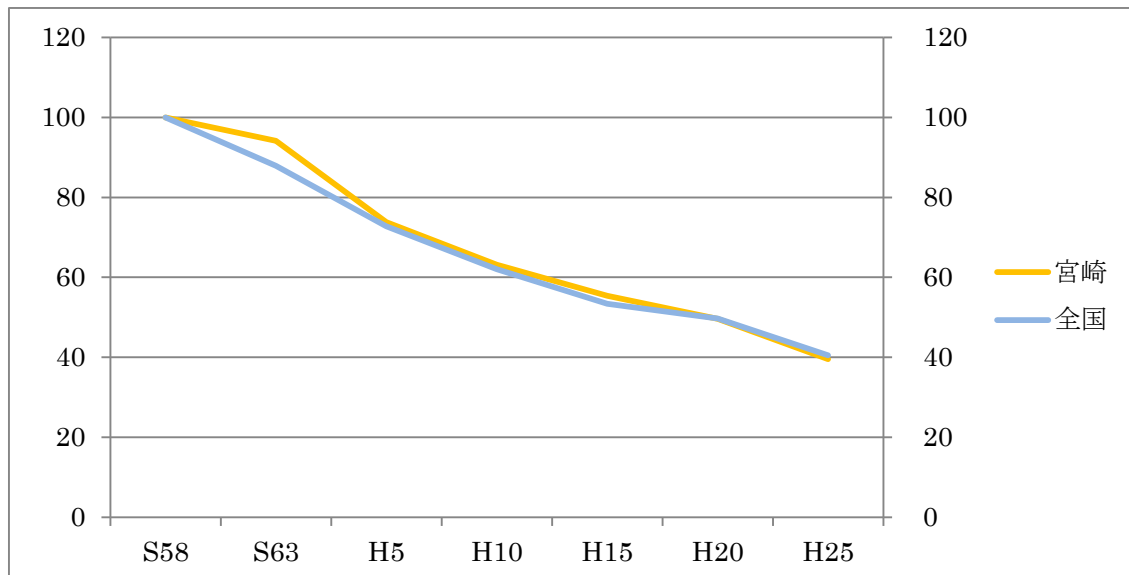
下の表は、全国及び九州各県の漁業就業者数の推移を表したものである。全国的に漁業就業者数は減少の一途をたどっており、九州各県及び宮崎県も同様の状況である。

【漁業就業者数の推移（海面漁業）】

	S58年度	S63年度	H5年度	H10年度	H15年度	H20年度	H25年度
全 国	446,536	392,392	324,886	277,042	238,371	221,908	180,985
宮 崎 県	6,770	6,370	4,994	4,277	3,749	3,360	2,677
福 岡 県	14,125	11,844	9,015	7,808	6,427	6,174	5,140
佐 賀 県	9,973	9,057	7,649	6,281	5,244	4,877	4,260
長 崎 県	41,414	35,445	29,189	24,467	20,091	17,466	14,310
熊 本 県	21,247	17,467	14,198	11,409	10,104	8,722	6,882
大 分 県	11,380	10,502	8,555	7,163	5,952	5,217	4,110
鹿 児 島 県	15,109	14,383	11,936	9,843	8,748	8,484	7,200

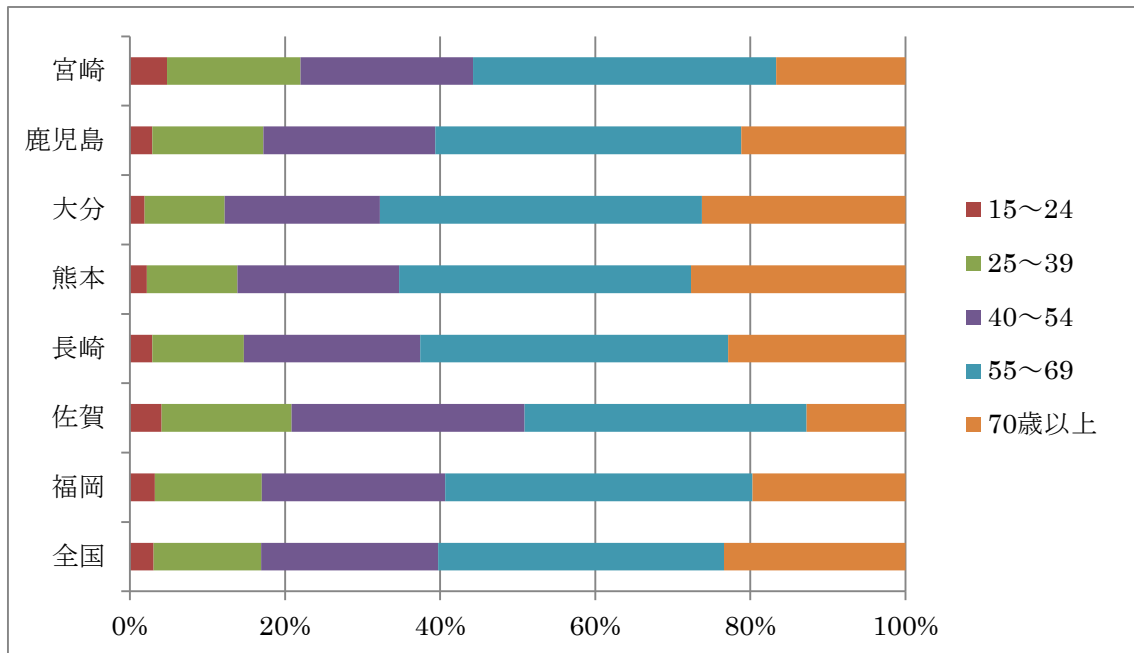
出所 農林水産省「漁業センサス」

【昭和 58 年度を 100 とした場合の推移】



上のグラフは、上の表の昭和 58 年度を 100 とした場合の変化を表したものである。この 30 年間、宮崎県は全国とほぼ同様の傾向で減少しており、30 年前と比較すると漁業就業者は 40%にまで減少している。担い手の減少だけでなく、高齢化も問題となっているが、平成 25 年度における年齢別構成をみると、宮崎県は若い世代の比率が高くなっている。

【平成 25 年度 漁業就業者年齢別構成】



出所 農林水産省「漁業センサス」

5. 農林水産業を所管する組織

宮崎県における農林水産業に携わる組織としては、米、野菜、畜産などの農業や漁業などの経営・技術指導のほか、農地改良や漁港の整備を行う農政水産部と、林業の振興、森林の保全対策、山村の活性化、公害防止、廃棄物対策など環境や自然に関する業務を行う環境森林部がある。林業は森林の保全対策などの自然に関する業務を含み、業務範囲が広いこともあり、農業、漁業を所管する農政水産部とは分離された環境森林部として組織されている。それぞれの部に設けられた課とその主な業務は次のとおりである。

(1) 農政水産部

ア. 農政企画課の主な業務

- 農水産行政の総合企画及び総合調整に関すること。
- 農水産業技術の総合調整に関すること。
- 農業協同組合等の指導及び検査に関すること。
- 農業共済に関すること。
- 部内各課の連絡調整に関すること。
- 農政審議会及び農業共済保険審査会に関すること。
- 農林振興局及び総合農業試験場に関すること。
- 部内本庁各課の総務事務の処理に関すること（総務事務センターの主管に属するものを除く。）。
- 部内の事務で他課の主管に属さないこと。

イ. 農政企画課 ブランド・流通対策室の主な業務

- 農産物のブランドに関する施策の企画及び推進に関すること。
- 農産物の流通に関する施策の企画及び推進に関すること。
- 卸売市場に関すること。

ウ. 地域農業推進課の主な業務

- 地域農業に関する施策の企画及び推進に関すること。
- 農業経営構造対策に関すること。
- 中山間地域の農業振興対策に関すること。
- 農業の担い手に関すること。
- 農村の女性及び高齢者に関すること。
- 新規就農者の確保及び育成に関すること。
- 農業大学校及び農業科学公園に関すること。

エ. 地域農業推進課 連携推進室の主な業務

- 6次産業化等の推進に関すること。
- 農業法人の育成及び他産業からの農業参入に関すること。
- 農地の利用集積に関すること。
- 農業会議及び農業委員会に関すること。

オ. 営農支援課の主な業務

- 農業改良普及事業に関すること。
- 農業経営に関すること。
- 農業気象に関すること。
- 農業専門技術指導に関すること。
- 農業金融に関すること。

カ. 営農支援課 食の消費・安全推進室の主な業務

- 農産物の安全性の確保に関する施策の企画及び推進に関すること。
- 食品品質表示の適正化に関すること。
- 食育及び食の地産地消に関する施策の企画及び推進に関すること。
- 植物防疫及び農薬に関すること。
- 土壌、肥料及び農業機械に関すること。
- 鳥獣被害防止対策に関すること。(他課の所管に属するものを除く。)
- 病害虫防除・肥料検査センターに関すること。

キ. 農産園芸課の主な業務

- 米穀類の生産及び流通に関すること。

- 野菜及びいも類の生産及び流通に関すること。
- 花きの生産及び流通に関すること。
- 果樹の生産及び流通に関すること。
- 茶その他の特用作物の生産及び流通に関すること。
- 活動火山周辺地域防災営農対策に関すること。

ク. 農村計画課の主な業務

- 農業農村整備事業の調査及び計画調整に関すること。
- 農業振興地域に関すること。
- 農村地域工業導入計画に関すること。
- 農地の調整に関すること。
- 国有農地及び開拓財産に関すること。
- 地籍調査に関すること。
- 土地分類調査に関すること。
- 農業土木技術の総合調整に関すること。
- 農業土木工事の積算管理に関すること。

ケ. 農村計画課 畑かん営農推進室の主な業務

- 畑かん営農に関する施策の企画及び推進に関すること。
- 国営及び国営関連土地改良事業の調査及び調整に関すること。
- 国営造成施設の維持管理に関する支援及び調整に関すること。

コ. 農村整備課の主な業務

- 土地改良区の指導監督に関すること。
- 土地改良財産に関すること。
- 農地の集団化に関すること。
- 農業農村整備事業の実施に関すること。
- 土地改良施設の保全管理に関すること。
- 農地及び農業用施設の災害復旧事業の実施及び指導に関すること。
- 海岸、海岸保全区域、一般公共海岸区域及び海岸保全施設の管理に関すること（農林水産省本省所管のものに限る。）。

サ. 水産政策課の主な業務

- 水産行政の企画及び総合調整に関すること。
- 水産物の流通及び加工に関すること。
- 漁業に関する法人その他の団体に関すること。
- 水産金融及び漁業共済に関すること。
- 水産試験場に関すること。

シ. 水産政策課 漁業・資源管理室の主な業務

- 漁業権に関すること。
- 漁業の調整及び取締りに関すること。
- 漁船に関すること。
- 遊漁船業に関すること。
- 漁業無線に関すること。
- 国際漁業に関すること。
- 漁獲可能量制度に関すること。
- 栽培漁業に関すること。
- 水産資源の保護及び漁場の保全に関すること。
- 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関すること。

ス. 漁村振興課の主な業務

- 漁業及び養殖業の生産に関すること。
- 漁業の担い手に関すること。
- 水産業改良普及事業に関すること。
- 水産動植物の防疫に関すること。
- 水産業共同利用施設の整備に関すること。
- 漁港、漁場及び海岸（水産庁所管のものに限る。次号において同じ。）の管理に関すること。
- 漁港、漁場及び海岸の調査及び計画に関すること。
- 漁港、漁場及び海岸保全施設（水産庁所管のものに限る。）の建設に関すること。
- 漁港区域内の公有水面埋立てに関すること。
- 漁港及び漁場に係る航路標識に関すること。
- 海岸保全区域及び一般公共海岸区域（水産庁所管のものに限る。）に関すること。
- 高等水産研修所に関すること。

セ. 畜産新生推進局 畜産振興課の主な業務

- 畜産振興対策の企画及び総合調整に関すること。
- 畜産新生対策の企画及び事業の推進に関すること。
- 口蹄疫復興対策に係る事業の推進に関すること。
- 畜産経営の改善に関すること。
- 家畜の改良及び増殖に関すること。
- 草地の開発及び利用に関すること。
- 飼料の生産、利用及び流通に関すること。
- 家畜及び畜産物の流通・輸出及び価格安定に関すること。
- 養蜂に関すること。

- 畜産環境保全対策に関すること。
- 家畜商に関すること。
- 畜産試験場に関すること。
- 宮崎県口蹄疫復興財団に関すること。

ソ. 畜産新生推進局 家畜防疫対策課の主な業務

- 家畜防疫対策に係る企画及び事業の推進に関すること。
- 家畜衛生に関すること。
- 家畜伝染病に関すること。
- 獣医師及び家畜人工授精師に関すること。
- 動物用の医薬品、医薬部外品、医療用具その他動物薬事に関すること。
- 家畜伝染病に係る埋却地に関すること。
- 家畜保健衛生所に関すること。

(2) 環境森林部

ア. 環境森林課の主な業務

- 環境保全並びに森林及び林業行政の総合企画及び総合調整に関すること。
- 地球温暖化対策に関すること。
- 新エネルギービジョン、新エネルギーの普及啓発及び住宅用太陽光発電に関すること。
- 国有林に関する連絡調整に関すること。
- 部の事務費に係る予算経理に関すること。
- 部内各課の連絡調整に関すること。
- 環境審議会及び森林審議会に関すること。
- 部内各課の総務事務の処理に関すること（総務事務センターの主管に属するものを除く。）。
- 部内の事務で他課の主管に属さないこと。

イ. 環境森林課 みやざきの森林づくり推進室の主な業務

- 緑化の推進に関すること。
- 県民参加の森林づくりに関すること。
- 県有林及び県行造林の管理経営に関すること。
- 川南遊学の森、ひなもり台県民ふれあいの森及び諸県県有林共に学ぶ森に関すること。

ウ. 環境管理課の主な業務

- 環境影響評価に関すること。
- 大気汚染の防止に関すること。

- 水質汚濁の防止に関すること。
- 騒音、悪臭及び振動の防止に関すること。
- 化学物質の汚染の防止に関すること。
- その他の公害の防止に関すること。
- 特定工場における公害防止組織の整備に関すること。
- 公害に関する健康の調査に関すること。
- 公害に関する紛争及び苦情に関すること。
- 河川浄化対策の企画及び総合調整に関すること。
- 浄化槽に関すること（管理課及び建築住宅課の主管に属するものを除く。）。
- 公害審査会、公害健康被害認定審査会及び環境影響評価専門委員会に関すること。

エ. 自然環境課の主な業務

- 自然保護に関すること。
- 自然公園に関すること。
- 鳥獣保護及び狩猟に関すること。
- 野生動植物の保護に関すること。
- 温泉に関すること。
- 保安林及び保安施設地区に関すること。
- 林地開発行為の許可に関すること。
- 森林国営保険に関すること。
- 森林病虫害等の駆除及び予防その他森林の保護に関すること。
- 治山に関すること。
- 森林土木技術の総合調整に関すること。
- 森林土木工事の積算管理に関すること。
- 自然環境保全審議会に関すること。

オ. 森林経営課の主な業務

- 森林計画に関すること。
- 森林施業計画に関すること。
- 林業普及指導事業に関すること。
- 林業後継者の確保及び育成に関すること。
- 森林整備事業に関すること。
- 森林路網に関すること。
- 林業技術センターに関すること。

カ. 山村・木材振興課の主な業務

- 木材振興に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- 林業に係る山村振興対策の推進に関すること。

- 木質バイオマスに関すること。
- 森林組合等に関すること。
- 林業の担い手に関すること。
- 特用林産物の生産及び流通に関すること。
- 木材利用技術センターに関すること。

キ. 山村・木材振興課 みやざきスギ活用推進室の主な業務

- 木材の生産、加工及び利用に関すること。
- 木材関係産業の育成指導等に関すること。
- 木材の流通及び需要拡大に関すること。
- 林業及び木材産業の構造対策に関すること。
- 林業及び木材産業の金融に関すること。
- 地域木造住宅の振興に関すること。

ク. 工事検査課の主な業務

- 建設工事の検査に関すること。

ケ. 循環社会推進課の主な業務

- 循環型社会形成推進のための諸対策の企画及び総合調整に関すること。
- 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進に関すること。
- 廃棄物処理施設の設置及び産業廃棄物処理業の許可に関すること。
- 廃棄物の処理に係る監視指導に関すること。
- 「公益財団法人 宮崎県環境整備公社」及びエコクリーンプラザみやざきに関すること。

また、それぞれの出先機関は次の表のとおりである。

出先機関名	担当地域
(農林水産業関係)	
中部農林振興局	宮崎市、東諸県郡
南那珂農林振興局	日南市、串間市
北諸県農林振興局	都城市、北諸県郡
西諸県農林振興局	小林市、えびの市、西諸県郡
児湯農林振興局	西都市、児湯郡
児湯農林振興局 西米良駐在所	西米良村
東臼杵農林振興局	延岡市、日向市、東臼杵郡
東臼杵農林振興局 諸塚駐在所	諸塚村
東臼杵農林振興局 椎葉駐在所	椎葉村
西臼杵支庁 農政水産課	西臼杵郡 (農業、水産業関係)
西臼杵支庁 林務課	西臼杵郡 (林業関係)
総合農業試験場	
総合農業試験場 畑作園芸支場	
総合農業試験場 茶業支場	
総合農業試験場 亜熱帯作物支場	
総合農業試験場 薬草・地域作物センター	
県立農業大学校	
宮崎家畜保健衛生所	宮崎市、日南市、串間市、西都市、 児湯郡、東諸県郡
都城家畜保健衛生所	都城市、小林市、えびの市、北諸県郡、 西諸県郡
延岡家畜保健衛生所	延岡市、日向市、東臼杵郡、西臼杵郡
病虫害防除・肥料検査センター	
畜産試験場	
畜産試験場 川南支場	
県立高等水産研修所	
水産試験場	
水産試験場 内水面支場	
(環境森林関係)	
林業技術センター	
木材利用技術センター	

第3 監査の結果と意見（全般事項）

1. 実施した監査の概要

（1）概要把握

宮崎県では、少子高齢化の進展等による担い手の減少、燃料や飼料価格の高騰・高止まりなどの要因による農林水産業経営の厳しさに対する対策に加え、平成22年に宮崎県で発生し、県内の農業に甚大な影響を与えた口蹄疫からの再生・復興という課題を解決する必要に迫られている。また、国においても、農林水産業が将来にわたって国の活力の源となり、持続的に発展するための方策を推進するため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」をとりまとめるとともに、農地中間管理機構の創設や、米政策の見直しなどの産業政策と、農業・農村が有する多面的機能や中山間地域に着目した日本型直接支払制度などの地域政策を車の両輪とする「攻めの農林水産業」に向けた施策を進めることとしている。

これらを受けて、農政水産部においては平成26年度の予算の基本的な考え方として、

① 農政水産部においては、国の施策を地域の実情に合わせて有効に活用できるよう関連事業の構築に努めるとともに、「本県農水産業の新たな成長産業化」を強力に進める事業に重点化した。

② 農水産業の新たな成長産業化の推進に際して、「意欲ある担い手の育成・強化」が急務であることから、従来の個別経営体の育成・強化に加え、本県独自の担い手対策として、品目や地域といった、いわゆる「産地」単位で、地域農業を牽引していく経営体の育成に向けた取組を強化することとした。同時に、フードビジネスを支える本県農水産業の競争力を高めていくためには、「力強い生産体制の構築」が重要であることから、実需者ニーズに的確に対応した量・品質・価格を確保するための生産体制や、新たな流通・販売ルートの開拓などへの取組も重点的に実施することとした。

③ さらに、農水産業生産の基礎となる、安全・安心な食料生産の強化に取り組むとともに、国における経済雇用対策が引き続き充実されたことを踏まえ、農業農村整備事業や漁港・漁場整備事業などの基盤整備についても、積極的に推進することとした。としている。

また、環境森林部においては、

① 地震・津波、火山噴火、台風等の自然災害のほか口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの様々な危機事象への対応、口蹄疫からの再生・復興の推進

② 再生可能エネルギーの普及拡大、河川や森林、農地などの保全と多様な生物が生息する豊かな自然環境の維持、持続可能な森林・林業・木材産業の強化

③ 県産品の販路拡大や東アジア市場への輸出促進

④ 鳥獣被害防止対策等の推進、住民主体の元気な地域づくりへの支援

の4つのテーマを掲げている。

これらの基本的な考え方に従った農政水産部と環境森林部での平成26年度の新規・重点事業が次の表のように計画、実行されている。これらについて、関係各部署からヒアリ

ングを実施し、事業に関する各種書類を閲覧することにより概要を把握した。

事業名	所管部署	平成26年度 予算(千円)	検討	ページ
農政水産部				
【農業の振興】				
◎ 危機事象への備えと対応				
農地利活用推進支援事業	地域農業推進課	4,426	●	
活動火山周辺地域防災営農対策事業	農産園芸課	62,995	●	
公共農地防災事業	農村整備課	1,078,320	●	
家畜防疫体制整備事業	家畜防疫対策課	187,728	●	49
家畜防疫体制強化対策事業	家畜防疫対策課	28,377		
獣医師確保対策強化事業	家畜防疫対策課	32,405		
宮崎県地域防疫体制機能強化事業	家畜防疫対策課	26,457		
口蹄疫埋却地再生活用対策事業	家畜防疫対策課	440,006		
1 「儲かる農業」の実現				
(1) 意欲ある多様な担い手の育成・確保				
産地経営体モデル育成事業	農政企画課	10,000	●	
ブラジル国派遣農業研修調査事業	地域農業推進課	1,833		
新規就農者育成・確保強化事業	地域農業推進課	834,712	●	
農山漁村女性いきいき社会参画支援事業	地域農業推進課	4,802		
経営構造対策事業	地域農業推進課	171,507	●	
農業大学校費	地域農業推進課	509,528		
就農支援資金対策費(特別会計)	地域農業推進課	214,851		
産地力アップで目指す! 「儲かる農業」確立支援事業	営農支援課	28,308	●	
“宮崎の養豚”人材育成強化対策事業	畜産振興課	27,342		
(2) 農業・農村が有する農業資源の継承とフル活用				
次世代の担い手育成支援事業	地域農業推進課	25,784	●	52
きめ細かな「人・農地プラン」作成強化対策事業	地域農業推進課	68,027	●	56
農地中間管理機構支援事業	地域農業推進課	1,447,125	●	
(3) 多様なニーズに応える「攻めの生産・流通・販売」の総合展開				
儲かる農業を支える「みやざきブランド力」強化対策事業	農政企画課	10,370		
「みやざきブランド」マーケティング強化事業	農政企画課	23,544	●	58
東アジア輸出促進拠点整備事業	農政企画課	53,226	●	62
卸売市場による産地育成推進事業	農政企画課	5,116		

事業名	所管部署	平成26年度 予算(千円)	検討	ページ
「花」も「実」もある中山間園芸産地改革事業	農産園芸課	14,465		
施設園芸用燃料の木質バイオマス転換加速化事業	農産園芸課	40,710	●	64 112
「儲かるを形に」みやざきの園芸産地強化支援事業	農産園芸課	63,252	●	66
加工・業務用青果物生産拡大加速化事業	農産園芸課	7,242		
みやざき・水田農業新生プロジェクト推進事業	農産園芸課	27,700	●	
県産加工用米供給拡大支援事業	農産園芸課	19,867	●	
経営所得安定対策導入推進事業	農産園芸課	160,836	●	
攻めの次世代花き産地育成事業	農産園芸課	7,084		
「いいね!みやざきの花」需要開拓支援事業	農産園芸課	2,010	●	115
「みやざきの花」産地力強化支援事業	農産園芸課	2,327		
みやざき次世代果樹ブランド産地育成強化事業	農産園芸課	9,507		
「食」を彩るみやざき特産果樹基盤強化事業	農産園芸課	10,647		
選ばれる「みやざき茶」産地確立支援事業	農産園芸課	14,461		
第68回全国お茶まつり宮崎大会開催事業	農産園芸課	5,000		
全国和牛能力共進会「3連覇」対策事業	畜産振興課	15,093		
地域肉用牛繁殖基盤強化対策事業	畜産振興課	30,069		
生乳生産性向上・経営安定化総合対策事業	畜産振興課	36,725		
高収益型酪農経営支援体制整備事業	畜産振興課	9,595		
全国発信!宮崎ブランドポーク銘柄確立事業	畜産振興課	6,692		
「みやざき地頭鶏」販売力強化事業	畜産振興課	20,998		
新生みやざき食肉消費拡大事業	畜産振興課	4,237	●	68 115
全共二連覇“日本一宮崎牛”販路拡大対策事業	畜産振興課	24,786		
宮崎の畜産“新生”モデル畜舎整備事業	畜産振興課	109,685	●	
畜産経営コンサル力強化事業	畜産振興課	9,605		
家畜の衛生管理指導による生産性向上対策事業	家畜防疫対策課	17,506		
(4) 農業の持続的発展を支える生産基盤の整備				
地籍調査事業	農村計画課	907,740		
攻めの畑かん営農推進事業	農村計画課	20,492		
中山間地域総合整備事業	農村整備課	270,082	●	
小水力発電等農村地域導入支援事業	農村整備課	35,000	●	
県営畑地帯総合整備事業	農村整備課	2,100,558	●	
県営経営体育成基盤整備事業	農村整備課	857,860	●	
農業基盤整備促進事業	農村整備課	433,000	●	

事業名	所管部署	平成26年度 予算(千円)	検討	ページ
県営広域営農団地農道整備事業	農村整備課	1,966,912	●	
公共農地防災事業[再掲]	農村整備課	1,078,320		
(5) 農業構造の転換を加速化させる技術開発と普及指導活動の展開				
儲かる農水産業を切り拓く試験研究体制整備事業	農政企画課	5,756	●	70
フードビジネス等加速化技術開発促進事業	農政企画課	39,190	●	
儲かる農業を支える普及マンパワー強化事業	営農支援課	7,926		
2 「循環型社会」と「低炭素社会」への貢献				
(1) 環境に優しい農業の展開				
環境保全型農業直接支援対策事業	営農支援課	8,006		
みやざき環境保全型農業実践支援事業	営農支援課	18,495		
フードビジネスを支える環境保全農業革新事業	営農支援課	16,280		
農業用廃プラスチック適正処理推進事業	農産園芸課	8,272		
(2) 地球温暖化対策への貢献				
施設園芸用燃料の木質バイオマス転換加速化事業[再掲]	農産園芸課	40,710		
新生! みやざき畜産バイオマス利活用対策事業	畜産振興課	24,466	●	
3 連携と交流による農村地域の再生				
(1) 多様な連携と交流で築く活力ある農村地域の創造				
目指せ6次化! みやざき未来農業創出事業	地域農業推進課	34,717	●	53
「農」と「企業」のみやざきフードビジネス創出事業	地域農業推進課	161,147	●	72
農家民宿受入体制強化事業	地域農業推進課	3,250		
「花」も「実」もある中山間園芸産地改革事業[再掲]	農産園芸課	14,465		
(2) 豊かな地域資源を活用した魅力ある農村地域の創造				
中山間地域等直接支払制度推進事業	地域農業推進課	607,875	●	75
住みやすい中山間地域生活環境整備計画策定事業	農村計画課	4,000		
地域の担い手で支える施設管理システム整備事業	農村整備課	1,500	●	
多面的機能支払制度	農村整備課	283,571	●	
中山間地域総合整備事業 [再掲]	農村整備課	270,082		
(3) 鳥獣被害に打ち勝つ農業の確立				
みんなで築く鳥獣被害に強い地域づくり事業	営農支援課	335,614	●	
4 責任ある安全な食料の生産・供給体制の確立				
(1) 農業セーフティネットの充実強化				
産地力アップで目指す! 「儲かる農業」確立支援事業 [再掲]	営農支援課	28,308		
みやざき農業振興資金利子補給金・助成金	営農支援課	23,188	●	
経営所得安定対策導入推進事業 [再掲]	農産園芸課	160,836		

事業名	所管部署	平成26年度 予算(千円)	検討	ページ
青果物価格安定対策事業	農産園芸課	218,031	●	
・野菜産地経営安定強化支援事業	農産園芸課	10,000		
公共農地防災事業[再掲]	農村整備課	1,078,320		
鶏卵価格安定特別対策事業	畜産振興課	20,850		
家畜防疫体制整備事業[再掲]	家畜防疫対策課	187,728		
家畜防疫体制強化対策事業[再掲]	家畜防疫対策課	28,377		
宮崎県地域防疫体制機能強化事業[再掲]	家畜防疫対策課	26,457		
口蹄疫埋却地再生活用対策事業[再掲]	家畜防疫対策課	440,006		
(2) 食の安全・安心と消費者の信頼確保の推進				
産地から食卓までをつなぐ食の安全・安心確保推進事業	営農支援課	1,579		
(3) 県民の農業・農村に対する理解の醸成				
元気なみやざきの食育・地産地消推進事業	営農支援課	13,023	●	115
【水産業の振興】				
1 水産資源の適切な利用管理				
(1) 水産資源の回復と適切な利用の推進				
カサゴ資源管理自律化支援事業	水産政策課	10,373	●	
沿岸資源の回復による儲かる漁業の推進事業	水産政策課	8,784	●	
宮崎県沿岸資源育成強化事業	水産政策課	11,380		
プレジャーボート適正利用推進事業	漁村振興課	10,708	●	82
水産基盤(漁場)整備事業	漁村振興課	588,000	●	
(2) 水域環境の保全と環境変化への対応				
宮崎県沿岸資源育成強化事業[再掲]	水産政策課	11,380		
うなぎ稚魚流通等監視強化対策事業	水産政策課	65,326	●	85
養殖魚の安全・安心推進事業	漁村振興課	3,633		
内水面生態系保全活動推進事業	漁村振興課	142,714		
水産基盤(漁港)整備事業	漁村振興課	1,581,300	●	
2 安定した漁業経営体づくり				
(1) 収益性の高い漁業経営体の育成				
新みやざき漁業推進資金	水産政策課	5,113	●	87
漁業協同組合機能・基盤強化推進事業	水産政策課	518,476	●	93
宮崎のさかなビジネス強化・拡大推進事業	水産政策課	15,476	●	96
漁業経営安定対策資金	水産政策課	45,000		
日本一のキャビア産地づくり支援事業	水産政策課	38,742		
儲かる漁業転換促進事業	水産政策課	5,743	●	

事業名	所管部署	平成26年度 予算(千円)	検討	ページ
カンパチ養殖経営改善実証事業	漁村振興課	10,712		
みやざき未来の漁業担い手確保育成対策事業	漁村振興課	4,447		
(2) 競争力のある生産・流通の構築				
宮崎のさかなビジネス強化・拡大推進事業[再掲]	水産政策課	15,476		
日本一のキャビア産地づくり支援事業[再掲]	水産政策課	38,742		
儲かる漁業転換促進事業[再掲]	水産政策課	5,743		
養殖魚の安全・安心推進事業[再掲]	漁村振興課	3,633		
カンパチ養殖経営改善実証事業[再掲]	漁村振興課	10,712		
3 漁港機能の強化と漁村の活性化				
(1) 漁港機能・漁業生産基盤の保全・強化				
プレジャーボート適正利用推進事業[再掲]	漁村振興課	10,708		
水産基盤(漁場)整備事業[再掲]	漁村振興課	588,000		
水産基盤(漁港)整備事業[再掲]	漁村振興課	1,581,300		
(2) 漁村・地域の活性化				
宮崎のさかなビジネス強化・拡大推進事業[再掲]	水産政策課	15,476		
日本一のキャビア産地づくり支援事業[再掲]	水産政策課	38,742		
儲かる漁業転換促進事業[再掲]	水産政策課	5,743		
みやざき未来の漁業担い手確保育成対策事業[再掲]	漁村振興課	4,447		
環境森林部				
1 危機事象への対応と再生・復興プログラム				
(1) 危機事象への対応強化				
鳥インフルエンザ野鳥対策事業	自然環境課	2,780	●	
山地治山事業	自然環境課	2,715,115	●	
水を貯え、災害に強い森林づくり事業	森林経営課	190,000	●	
(2) 口蹄疫からの再生・経済復興				
埋却地周辺地下水等調査事業	環境管理課	10,928		
2 環境・新エネルギー先進地づくりプログラム				
(1) 低炭素・循環型社会づくりへの挑戦				
環境学習推進事業	環境森林課	1,708	●	
再生可能エネルギー等導入推進基金事業	環境森林課	163,272		
家庭から支える省エネルギー・省資源推進事業	環境森林課	5,747		
みやざき低炭素社会推進事業	環境森林課	2,375		
住宅用太陽光発電システム融資制度	環境森林課	201,000		

事業名	所管部署	平成26年度 予算(千円)	検討	ページ
みやぎ新エネルギーづくり推進事業	環境森林課	5,646		
新エネルギー地産地消推進事業	環境森林課	7,601	●	
循環型社会推進総合対策事業	循環社会推進課	50,778		
木質バイオマス循環システム普及促進事業	山村・木材振興課	3,703		
森林バイオマス地域再生事業	山村・木材振興課	10,000	●	98 112
大径材資源循環活用促進モデル事業	山村・木材振興課	5,358		
(2) 次代へ継承する持続可能な森・川・海づくり				
水源地域保全推進事業	環境森林課	2,423	●	
森林環境教育活動実践推進事業	環境森林課	10,539	●	
森林づくり応援団活動推進事業	環境森林課	38,749		
PM2.5等測定体制強化事業	環境管理課	11,464		
単独処理浄化槽転換促進補助事業	環境管理課	7,344		
生物多様性地域保全活動推進事業	自然環境課	5,707	●	
(3) 持続可能な森林・林業・木材産業の振興				
森林環境保全直接支援事業	森林経営課	1,942,296	●	
環境林整備事業	森林経営課	112,400		
水を貯え、災害に強い森林づくり事業[再掲]	森林経営課	190,000		
林内路網整備の推進	森林経営課	3,005,925	●	
宮崎の森林・林業再生促進事業	森林経営課	12,522		
森林整備地域活動支援交付金事業	森林経営課	361,590		
緑の青年就業準備支援事業	森林経営課	19,500	●	
林業技術者育成強化事業	森林経営課	2,561		
天然乾燥材品質向上促進事業	山村・木材振興課	1,192	●	99
森林整備加速化・林業再生事業	山村・木材振興課	3,509,462	●	
「チームみやぎスギ」県外セールス強化事業	山村・木材振興課	11,993		
みやぎスギ住まいづくり支援事業	山村・木材振興課	2,800	●	100
木のある豊かなまちづくり促進事業	山村・木材振興課	114,402		
みやぎスギの家づくり活動支援事業	山村・木材振興課	12,357		
みやぎ材東アジア輸出促進事業	山村・木材振興課	4,653		
中核となる認定林業事業体育成事業	山村・木材振興課	21,225		
しいたけ等特用林産物生産体制強化事業	山村・木材振興課	38,192		
乾しいたけ消費・販路拡大緊急対策事業	山村・木材振興課	5,019	●	
特用林産物新ブランド確立事業	山村・木材振興課	1,400	●	102
3 観光交流・海外展開プログラム				

事業名	所管部署	平成26年度 予算(千円)	検討	ページ
(1) アジア市場の開拓に向けた積極的な取組				
みやざき材東アジア輸出促進事業[再掲]	山村・木材振興課	4,653		
4 持続可能な地域づくりプログラム				
(1) 中山間地域の活性化				
地域でシカ捕獲対策強化事業	自然環境課	13,999		
山村集落防災機能強化事業	自然環境課	20,000	●	
森林環境保全直接支援事業[再掲]	森林経営課	1,942,296		
環境林整備事業[再掲]	森林経営課	112,400		
森林整備地域活動支援交付金事業[再掲]	森林経営課	361,590		
林業・木材産業構造改革事業	山村・木材振興課	3,697,422		
森林の仕事担い手確保促進事業	山村・木材振興課	21,091		
5 その他				
森林境界明確化推進事業	山村・木材振興課	31,200	●	104
みやざき木づかい実践事業	山村・木材振興課	13,394	●	106
狩猟者育成確保等対策事業	自然環境課	2,701	●	108
野生鳥獣保護推進事業(キジ放鳥事業)	自然環境課	4,891	●	109
野生鳥獣保護推進事業(コジロヤマトリ増殖事業)	自然環境課	1,178	●	110

(2) 資料の閲覧、検討

概要の把握をした新規・重点事業について、さらに内容を検討すべきと判断した事業(前述の「ア. 概要把握」の表の「検討」欄に「●」記載のあるもの)について、各部署の保管する資料を本庁及び出先機関である中部農林振興局、北諸農林振興局、東臼杵農林振興局において閲覧、検討した。具体的な資料としては、次のような書類などである。

【補助金】

交付要綱

実施要領

実施計画書

決裁伺書

補助金交付申請書

事業計画書

収支予算書

納税証明書

個人住民税の特別徴収実施確認書

誓約書

予算執行伺

支出負担行為書
交付決定通知
実施報告書 等

【業務委託】

予算執行伺
見積書
開札承認結果等の入札関連資料
業務委託契約書
支出負担行為書
成果報告書、業務完了届
検査調書
請求書
支出命令書 等

【工事請負】

予算執行伺
見積書
開札承認結果等の入札関連資料
工事請負契約書
支出負担行為書
支出命令書
設計変更届
工事完成届
検査調書 等

2. 指摘事項及び意見の概要

監査の結果、全般的及び個別事業に関する指摘事項及び意見の概要は次のとおりである。「指摘事項」とは、財務に関する事務の執行等において規則や規定等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されて改善すべきものであり、「意見」とは、組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれると判断されたものである。なお、詳細は「第4 監査の結果と意見（個別事項）」において改めて記述する。

ア. 家畜防疫体制整備事業（家畜防疫対策課）

（意見）基金方式等導入の検討について

この数年は大規模な家畜伝染病が発生していないため、年度毎の未執行予算が多くなっているが、未執行見込分を補正予算で減額対応できないことにより、本来はより多くの予算が必要であった他の事業に補正予算が行き渡らない可能性がある。全体最適・機動的資金融通の見地から、特別会計、基金及び積立金制度の利用を検討することが必要であると考え。 （詳細は P49 参照）

イ. 次世代の担い手育成支援事業（地域農業推進課）

（指摘事項）積算資料における旅費について

次の「目指せ6次化！みやざき未来農業創出事業」にまとめて記載している。

ウ. 目指せ6次化！みやざき未来農業創出事業（地域農業推進課）

（指摘事項）積算資料における旅費について

当事業と「次世代の担い手育成支援事業」はともに平成26年度の消費税増税後に実施された事業であり、かつ、同じ事業実施主体の計画であることから、同じ単価で積算し、申請し、実施することが望ましく、その根拠となる旅費単価について県で基準単価変更を行ったのであれば、事業実施主体に対して内容の周知を徹底すべきであった。今後の基準単価変更の際には改善すべきである。（詳細は P53 参照）

エ. きめ細かな「人・農地プラン」作成強化対策事業（地域農業推進課）

（意見）「人・農地プラン」作成のための支援について

平成26年度の予算に対し実績が半分以下であり、市町村によって「人・農地プラン」作成地域数や作成率に差がある。「人・農地プラン」作成に対する意識が低く、プランの作成が進んでいない結果、補助金の申請を行っていない市町村があるのではないかと考えられるため、市町村の意識の調査、啓蒙を行い、案件の掘り起こしを行うことが必要であると考え。 （詳細は P56 参照）

オ. 「みやざきブランド」マーケティング強化事業（農政企画課）

（意見）「みやざきブランド」アンケート評価の調査対象について

アンケート調査では、時系列の推移を分析することで貴重な情報を得ること

が可能であるため、調査対象等の継続性が重要である。その一方で、本来の調査目的を達成するためには、アンケート調査の対象となる人口構成等を見直す（例えば、少なくとも 60 代までは調査対象を拡大し、「みやざきブランド」に対する浸透状況を観測する）ことも必要であると考え。 (詳細は P58 参照)

カ. 東アジア輸出促進拠点整備事業（農政企画課）

（指摘事項）事業報告書の査閲について（輸出ブランド構築事業）

補助金の交付先である 1 つの団体について、事業報告書において、香港、シンガポール、タイ、マカオへのサンプル提供、評価確認の実施が報告されている。しかし、事業報告書に添付されている経費積算書では、タイ、マカオに関連する費用の発生項目が記載されておらず、事業報告書に記載されている事業実績との相違があった。今後は、事業報告書を細かく査閲すべきである。(詳細は P62 参照)

（指摘事項）派遣職員宿舎の家賃について（みやざき香港フロンティアオフィス整備運営事業）

委託料の確定のための資料となる事業報告書の賃借料に、前払金に振替計上すべき平成 27 年 4 月分の賃借料が計上されていた。県としては委託料確定の際にこれに気付き、委託料は正しく 12 か月分で計算しているが、実績報告書等にその事実の記載はない。13 か月分に対して委託料を支払っているとの誤解を生まないよう、こうした事実は適切に実績報告書等に記載すべきである。(詳細は P62 参照)

キ. 施設園芸用燃料の木質バイオマス転換加速化事業（農産園芸課）

（意見）事業予算の配分について

木質バイオマス発電施設の建設によってペレット価格の上昇が懸念されており、しかも燃油価格が下落傾向にある環境下では、木質バイオマスボイラーの導入を積極的に推進する必要性は乏しいと思われる。地球温暖化防止の観点から、木質バイオマスボイラー導入に係る補助金制度をやめる必要はないと思うが、積極的な導入を前提とした多額の予算確保は控え、限られた予算を有効に活用すべく、ペレットを低価格で安定供給できる地域資源を活用した新たな仕組みづくり等、導入支援以外の事業に振り向けることが必要であると考え。(詳細は P64、P112 参照)

ク. 「儲かるを形に」みやざきの園芸産地強化支援事業（農産園芸課）

（意見）事業の効果目標について

当事業は、支援してすぐに収量がアップし、農業所得が増加する即効性あるわけではなく、効果が出るにはある程度の時間を要するものであり、農業所得

には経済環境、自然環境等の他の要因も影響するものである。従って目標としては、「モデル経営体を3年間で●個育成する」という事業と直接的な関連のある数値目標とすることが必要であるとする。（詳細は P66 参照）

（意見） 予算規模について

支援を希望する農業主体は多く、支援の条件はクリアしているものの支援からもれた農業主体もあったとのことである。当事業単独で予算を多く獲得することは困難であると思われるため、担当課内での他事業との配分や、農政水産部内での配分、さらには県横断的な観点での予算配分について、現状でも実施されているとは思いますが、より綿密に検討することが必要であるとする。（詳細は P66 参照）

ケ. 新生みやざき食肉消費拡大事業（畜産振興課）

（意見） フードアドバイザーの活用について

フードアドバイザーの資格取得がどのように県内での消費拡大に具体的に結びつくかは不透明であるが、補助の効果をより高めるために、県は株式会社ミヤチクがフードアドバイザーの資格をどう活用して県内消費の拡大につなげるかの具体的な方策を把握・活用した上で、官民が協調した施策を展開することが必要であるとする。（詳細は P68 参照）

（意見） 地産地消について

宮崎県は全国でも有数の畜産県だが、牛肉・豚肉の年間購入量は全国の中で上位に入っていないことから、県内食肉消費量の拡大を図るために当事業を行っている。口蹄疫の発生によって県内の畜産業が大打撃を受けた直後の販売体制の立て直しを図ろうとする意図があるのかもしれないが、宮崎県の畜産はそれなりのブランドを確立していることから、地産地消に拘ることなく、県外需要の拡大も視野に入れて事業を推進することが必要であるとする。（詳細は P115 参照）

コ. 儲かる農水産業を切り拓く試験研究体制整備事業（農政企画課）

（意見） 学位取得者の人事異動に関する特例（考慮）について

当事業により、一定割合の学位取得者がいなければ応募できないような外部研究資金の確保が図られている。しかし、学位取得者も県の一職員であり、学位取得した職員については3年程度でいろいろな分野を次々に異動していく一般的な人事異動ではなく、ある程度の期間は研究に携われるよう、人事異動に関する特例（考慮）も必要であるとする。（詳細は P70 参照）

サ. 「農」と「企業」のみやざきフードビジネス創出事業（地域農業推進課）

（意見）予算と実績の乖離について

平成 26 年単年度について多額の未執行分が生じている。当事業は年度毎の成立案件数の予測が難しく、実際の参入希望企業数が予測を上回った場合、予算不足から不成立案件が発生し、ビジネスモデル創出のチャンスを逃してしまうことにつながりかねないため、基金を設立する、あるいは事業主体を県以外の組織とする方法も検討することが必要であると考え。 (詳細は P72 参照)

シ. 中山間地域等直接支払い制度推進事業（地域農業推進課）

（意見）抽出検査チェックリストによる点検について

平成 26 年度までのチェックリストによる抽出検査については、対象協定の一部を抽出して検査する方針であったため、単年度には検査対象のない振興局もあったが、当制度は県に多額の財政負担を強いる制度であり、平成 27 年 1 月には、国がチェックリストを見直し、5 年間に全ての協定を検査する方向性を示していることから、今後はもれなく点検を実施することが必要であると考え。 (詳細は P75 参照)

（意見）指導事項に対する市町村からの回答について

農林振興局の抽出検査チェックリストを査閲した結果、指導事項（要改善事項）に対する市町村からの回答が添付される仕組みにはなっていない。重要なルール違反となる指導事項があるわけではないが、ルールに則った申請手続が実施され、点検する側も効率的に点検作業が実施できるよう指導事項に対するフォローアップがなされる必要があると考え。 (詳細は P75 参照)

（意見）市町村に対する働きかけについて

宮崎市は基本方針の策定も交付金の受領もしておらず、都城市や国富町についても交付を受けていない。平成 27 年度からは 3 市町ともこれまでの基本計画にあたる促進計画は策定しているが、交付を受けるよう県として指導を強化することが望まれ、交付を受けている市町村に対しても交付面積を少しでも増やし、中山間地域の活性化を図ることが必要であると考え。 (詳細は P75 参照)

（意見）事業の効果について

中山間地域等の農地を保全するという目的に対して、この制度は一定の効果があると思われる。農山漁村が有する多面的機能を維持するためには、今後も農山漁村に人が住み続けることが必要だが、そのためには当該制度だけでなく、多面的にアプローチすることが必要であると考え。 (詳細は P75 参照)

(意見) 事業の実施状況について

宮崎県は、県土の 88.4%が中山間地域に該当し、森林面積比率が 75.9%と高いにもかかわらず、対象農用地の比率は 10.3%と全国ベース (18.5%) の半分程度しかない。対象農用地となるところが対象外として区分されている可能性も否定できないため、一度原因を調査することが必要であると考え。 (詳細は P75 参照)

ス. プレジャーボート適正利用推進事業 (漁村振興課)

(意見) プレジャーボートの使用料について

平成 26 年度末での収入未済額は平成 25 年度末よりも件数、金額とも増加しており、適切に納付している者が不公平感を持ち、納付を拒むことにもなりかねない。しっかりとした未納防止対策を講じる必要がある。今後も引き続き文書催告や居宅訪問などの滞納処分を行うとともに、許可取り消しを含む様々な手段を講じて公平性を維持することが必要であると考え。 (詳細は P82 参照)

セ. うなぎ稚魚流通等監視強化対策事業 (水産政策課)

(意見) 内水面振興センターの稚魚採捕事業について

密漁監視の実効性を高めるため、内水面振興センターでは、うなぎ稚魚を採捕しながら密漁の監視を行っているが、一方で、適法に操業している採捕業者の事業を圧迫する恐れもある。採捕業者が容認できる範囲内であれば問題はないが、そのためには、採捕業者が同センターの経営に対して意見を述べる機会を確保するとともに、同センターの経営状況を理解するのに十分な情報が提供されていることが条件となる。現在は、最新年度の財務諸表等がホームページで公開されているが、重要な情報については過去数年分を開示し、これまでの傾向を把握できるようにする必要があると考え。 (詳細は P85 参照)

ソ. 新みやざき漁業推進資金 (水産政策課)

(意見) 資金の有効利用について

直近 7 年間は漁業近代化資金 10 億円~12 億円、県単上乘せ制度分 9 億円~11 億円の融資枠が設けられているにもかかわらず、資金の有効利用が図られていない。県単上乘せ制度の存在意義を示すためにも普及啓発活動を活発に行うとともに、融資枠についても今後の漁船建造の需要等を把握・考慮して検討を行うことが必要であると考え。 (詳細は P87 参照)

タ. 漁業協同組合機能・基盤強化推進事業 (水産政策課)

(意見) 利子補給方式での金利支援について

利子補給として支出した場合、その資金の回収はできないが、現状の預託方式であっても県が負担しなければならないコストは実質的に変わらず、また、

預託方式では県の歳入（預託金の返還）と歳出（預託金の支払）が両建計上されることで実態やコストが把握されにくい。市町や支援協会と同じ利子補給方式の採用を検討することが必要であると考え。 (詳細は P93 参照)

チ. 宮崎のさかなビジネス強化・拡大推進事業（水産政策課）

（意見）宮崎のさかなビジネス強化・拡大推進事業について

宮崎のさかなビジネス協議会を通じて、県域的イベントの実施や HP、PR 誌の発刊等、本県水産物の情報発信等の取組に対する支援を行っているが、農畜産物と比較すると認知度が低いのではないだろうか。効果の増大や予算の削減のために、部を超えた情報共有や合同イベントを行うことが必要であると考え。 (詳細は P96 参照)

ツ. 森林バイオマス地域再生事業（山村・木材振興課）

（意見）木質バイオマス資源の安定供給について

林地残材を木質バイオマス発電施設の燃料として利用するために、収集システムに関するノウハウの習得や収集・運搬機材の購入に対して補助金を交付している。新規に建設された木質バイオマス発電施設の燃料需要に対して、集材費用等を加味した経済的に利用可能な林地残材は必ずしも十分ではない。当事業は平成 27 年度で終了するが、過去に発生した林地残材の蓄積があるうちは燃料不足が表面化することはないと考えられるため、事業終了後も燃料供給体制のモニタリングは継続することが必要であると考え。(詳細は P98、P112 参照)

テ. 天然乾燥材品質向上促進事業（山村・木材振興課）

（意見）事業の必要性について

当事業の負担金等の総額は 876 千円と少額である。そもそも木材乾燥土取得費用、含水率計購入費用はそれほど多額ではなく、製材業者にとってこれらの費用は大きな負担ではないと思われる。また、これらのコストに見合うだけの経済的な便益も存在していると考えられる。このような状況のもとで、当事業による支援が必要だったのか、事業内容を再検討することが必要であると考え。 (詳細は P99 参照)

ト. みやざきスギ住まいづくり支援事業（山村・木材振興課）

（意見）助成を行うにあたっての条件設定、回数設定等について

予算 20 件分のうち、辞退等により 5 件分は予算未執行となっており、繰り上げ当選の可能性の申込者への周知徹底、繰り上げの場合の特例、救済策もあってもよかったのではないかと考える。新築住宅希望者に平等に助成の機会を与えることが県産材の需要喚起にもつながると考えられるため、講習会から上棟期限までの期間を考慮すると、年 2 回開催することも検討する必要があると考

える。(詳細は P100 参照)

ナ. 特用林産物新ブランド確立事業 (山村・木材振興課)

(意見) 県としての指導性の発揮について

ひゅうが備長炭ブランド強化対策事業は宮崎県産備長炭振興対策協議会の立ち上げに時間を要し、予定していた事業が実施できていない。県内のブランドを統一し、宮崎県産の備長炭を全国に向け売り出す必要性を県が各地域に説明・説得し、より強力な指導力を発揮していくことが必要であると考え。 (詳細は P102 参照)

(指摘事項) 事業の効果判断について

山菜等新作目導入プロジェクト事業において、串間山菜振興部会に対して予算どおりの助成が行われているが、実績報告書を見ると大消費地での市場調査は大分県の視察に、大消費地でのパンフレット配布は地元スーパーや行政等での配布に変更されており、大消費地への販売促進という当初の目的を達成しているとは言えない。実績報告書入手後の助成の効果は適切に判断すべきである。(詳細は P102 参照)

(指摘事項) 履行確認の記載について

平成 27 年 4 月 15 日付で提出された実績報告書に、

本事業について履行を確認しました。

平成 27 年 3 月 31 日

山村・木材振興課 ●● ●●●●

と手書きされているが、これは明らかに 4 月に記入したと考えられ、もし事前に 3 月 31 日に履行を確認しているのであれば、記載は

平成 27 年 3 月 31 日に本事業について履行を確認しました。

平成 27 年 4 月 ●日

山村・木材振興課 ●● ●●●●

のように事実に従った記載をすべきである。(詳細は P102 参照)

ニ. 森林境界明確化推進事業 (山村・木材振興課)

(指摘事項) 実績報告書の記載について

宮崎中央地域森林境界明確化促進対策協議会の実績報告書には事業内容として面積 50 ヘクタールと記載されている一方で、面積一覧表には同協議会の境界明確化した面積は 523,969 m² (すなわち 52.3 ヘクタール) と記載されており、差異が生じている。県としても実績を 52.3 ヘクタールで集計しているため、実績報告書には 52.3 ヘクタールで記載するよう、協議会に指導すべきである。(詳細は P104 参照)

ヌ. みやざき木づかい実践事業（山村・木材振興課）

（意見）事業の有効性について

宮崎県木材協同組合連合会に対し、認定制度の周知活動等を委託し、周知活動のほか、40件の認定を予算化していたが、最終的に1件のみ認定となり、予算のほとんどが未執行となっている。低金利環境である年度に実施する事業として有効な事業であったのか疑問が残る。当事業の予算を県産材の需要喚起を目的とした他の事業に振り当てることによって、より高い効果が見込まれた可能性もあり、事業の再検討が必要であると考え。 （詳細はP106参照）。

ネ. 狩猟者育成確保等対策事業（自然環境課）

（意見）法人捕獲促進事業の必要性について

平成26年度の助成実績はゼロであった。法人による取組事例はあったものの、必要となった金額が少額であった、もともと持っている道具を活用した等により、助成を受けるまでもなかったためとのことである。当事業は平成28年度までの継続事業であるが、次年度以降の法人捕獲促進事業の必要性を含めた事業内容の再検討が必要であると考え。 （詳細はP108参照）

ノ. キジ放鳥事業（自然環境課）

（意見）事業目標について

第11次鳥獣保護管理事業計画では平成24年度～28年度まで1,600羽/年の放鳥予定に対し、平成26年度以降は1,000羽/年と下振れしている。放鳥数につき、第11次鳥獣保護管理事業計画に従う必要がなかったか、あるいは、第11次鳥獣保護管理事業計画策定時の検討が十分であったかについて再確認することが必要であると考え。 （詳細はP109参照）

ハ. コシジロヤマドリ増殖事業（自然環境課）

（意見）事業目標及び生息数調査の頻度について

宮崎県内のコシジロヤマドリの推定生息数は急速に減少している一方で、生息数に関する当事業の数値的な目標はない。事業の有効性を判断するためにも、事業としての何らかの具体的な数値目標が必要ではないか。また、生息数調査は10年に1度程度しかなされていないが、頻度をより高めることが必要であると考え。 （詳細はP110参照）

ヒ. 元気なみやざきの食育・地産地消推進事業（営農支援課）

（意見）活動主体の機能発揮について

県・市町村・各種団体など131団体によって構成される「みやざきの食と農を考える県民会議」が活動していることから、県民に対する食育・地産地消の

啓蒙活動だけでなく、さらに生産と消費のマッチングを図る情報交換の場としての機能を発揮し、地域に眠る資源を掘り起こすことも期待したい。もし、この県民会議が食育と地産地消運動のみを目的としたものであるならば、例えばこの県民会議から派生した形で協議会を立ち上げて取り組むことも必要であると考え。 (詳細は P115 参照)

フ. 「いいね！みやざきの花」需要開拓支援事業（農産園芸課）

（意見）活動主体の機能発揮について

県内の花き消費拡大と県産花きの認知度向上を図るため、「みやざき花の日」の開催と来店型花育（店頭における販売促進）を行っている。事業主体が花きの生産・販売に関係する諸団体によって構成される「みやざき花で彩る未来推進協議会」であることから、花の日の企画と販売促進の継続で終わることなく、生産と消費のマッチングを図る情報交換の場としての機能を発揮し、地域に眠る資源を掘り起こすことも必要であると考え。 (詳細は P115 参照)

へ. その他

（意見）中山間地域における異業種連携について

建設業は、農林水産業と同様に地方における基幹産業であるが、長年にわたる公共事業の縮小によって疲弊している。地域の建設業者が壊滅してしまつては、社会資本の適切な維持管理や災害への対応能力が低下する恐れがある。そこで、農業・林業・建設業が連携し、通年で就労できるような仕組みを構築することはできないかと考える。地域を維持するとの観点から全庁的・組織横断的に対応する仕組みもすでに構築できていることから、県庁職員の英知を結集した課題の解決に期待したい。 (詳細は P117 参照)

第4 監査の結果と意見（個別事項）

1. 農業関連

（1）家畜防疫体制整備事業

事業名	家畜防疫体制整備事業		
事業の種類	(国庫)	(県単)	所管部署 家畜防疫対策課
事業主体	県		
事業期間	平成24年度～平成26年度（事業内容①及び②については終期なし）		
(単位：千円)			
事業費（予算）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	195,619	191,659	187,728
事業費負担区分	国	県	地元
	0 % / 50 %	100 % / 0 %	- % / - %

平成26年度決算

(単位：千円)

歳 出		歳 入 (財 源)	
人件費	6,104	国庫支出金	64,373
委託料	87,552	一般財源	79,099
工事請負費	393		
その他	49,422		
合計	143,471	合計	143,471

事業の目的・背景

畜産新生プランや特定家畜伝染病防疫指針に基づく飼養衛生管理基準の遵守状況の点検など、家畜防疫員による農場巡回に要する防疫資材等の経費を措置し、農場段階での防疫対策の強化を図るとともに、口蹄疫を疑う事案が発生した際、迅速な防疫措置を実施するために、確定前の防疫機材等の調達経費や口蹄疫・鳥インフルエンザが万一発生した場合の初動防疫対策経費を措置する。

事業の内容

- ①発生前対策事業 500千円
家畜伝染病の確定前に実施する重機配備等、事前準備に要する経費を措置することで初動体制を早期に構築
- ②初動防疫事業 176,096千円
家畜伝染病の確定後に実施される防疫措置に要する経費を措置することで迅速な初動防疫を実施
- ③巡回指導事業 11,132千円
家畜防疫員による農場巡回に要する防疫資材等の経費を措置

事業の効果

- (1)家畜伝染病の確定前から防疫措置を開始するなど機動的なまん延防止対策が実施可能となる。
- (2)家畜伝染病の防疫措置には多額の経費が必要となることから、その一部を事前に確保することで、円滑な初動防疫が可能となる。
- (3)家畜防疫員による巡回指導により、農場防疫のレベルアップが図られる。

宮崎県では、「口蹄疫からの再生・復興方針」や「みやぎき元気プロジェクト」の取組を総括した上で、「復興から新たな成長」に向けた基本的な考え方や視点、取組を明確にし、今後の県政運営の基軸となる「復興から新たな成長に向けた基本方針」を、

平成 25 年 2 月に策定している。その中で、「宮崎県畜産新生プラン」は、「復興から新たな成長に向けた基本方針」に示した「新たな成長に資する取組」の一つとして、口蹄疫からの再生・復興を進める畜産分野について、「畜産新生」の取組を具現化するものである。「宮崎県畜産新生プラン」を策定し、県として、畜産経営を取り巻く課題への対応や畜産の将来像を明確にした上で、市町村、関係団体、畜産農家との共通理解の下、有機的に連携した取組を進めている。

農林水産大臣が公表している「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」の中で、国・都道府県・市町村及び関係団体それぞれの役割を定めている。都道府県における具体的な役割は、13 個定めてられており、例えば以下のような内容となっている。

(前略)

(2) 家畜の所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高水準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じた防疫作業への理解及び協力を得るために、家畜の所有者(鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6 頭以上の家畜の所有者)を対象として、定期的に次の措置を実施する。

① 法第 51 条に基づく農場への立入検査(原則として、年 1 回以上実施する。)

② 研修会の開催

また、特に大規模所有者(牛(月齢が満 24 か月以上(肥育牛(乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。以下②において同じ。))にあっては、満 17 か月以上)のものに限る。))及び水牛にあっては 200 頭以上、牛(月齢が満 4 か月以上満 24 か月未満(肥育牛にあっては、満 4 か月以上満 17 か月未満)のものに限る。))、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては 3,000 頭以上の所有者をいう。)については、法第 52 条の規定に基づく担当獣医師から都道府県への飼養衛生管理の状況の定期的な報告などにより、十分な指導を行う。

(3) 飼養衛生管理基準を遵守していない家畜の所有者に対しては、随時、法に基づく指導及び助言、勧告並びに命令を行う。

(中略)

(6) 発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、発生時の役割を見据え、防疫に必要な人員を確保するとともに、消毒ポイントの設置場所の調整及び地図情報システム等を活用した整理、衛生資材、薬品等の備蓄、重機等の調達先の確認、死亡獣畜保管場所の確保等を行う。

(後略)

当事業の年度毎の予算及び決算額は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予 算 (当 初)	195,619	191,659	187,728
予算(最終補正後)	192,120	191,659	187,728
決 算	12,853	36,180	143,471
予 算 決 算 差 異	179,267	155,479	44,257

補正予算策定の時期に、未執行予算が多額にあった場合においても、予算の補正を行うことはせず、当初予算のままの金額を残しておくことにしている。したがって、家畜伝染病が発生しなかった場合等、予算執行の機会がない場合には、予算未執行のまま年度決算を迎えることになる。これは、補正予算策定後に、家畜伝染病が発生し、予算執行が必要となった場合に必要となる予算を手当てしておくためである。

(意見) 基金方式等導入の検討について

上の表のとおり、この数年は大規模な家畜伝染病が発生していないため、年度毎の未執行予算が多くなっている。未執行見込分を補正予算で減額対応できればよいが、当事業が緊急時対策予算としての性質をもつが故に補正予算で減額対応できないという事情は理解できる。しかし、補正予算で減額対応できないことにより、本来はより多くの予算が必要であった他の事業に補正予算が行き渡らない可能性があり、全体最適の見地から考えると、効率性を害していると言える部分もあると思われる。

そこで、全体最適・機動的資金融通の見地から、特別会計、基金及び積立金制度の利用を検討することが必要であると考え。そもそも家畜伝染病は発生を予測することが不可能であり、巡回指導事業などは当初の計画どおりに実施することができるため年度ごとの委託業務方式になじむとしても、初動防疫事業は年度ごとの助成、委託になじまないものである。このため、ある程度の期間を設定して基金を造成すれば、初動防疫事業に係る歳出は年度ごとの予算にとらわれずに基金で賄うことが可能になる。

国において平成 25 年から行政改革推進会議の「秋のレビュー」(秋の年次公開検証)が実施されているが、平成 26 年度の「秋のレビュー」において、「基金シート」の記載事項や各省庁の基金の自己点検の改善の方策などへの提言のなかに、

現状において、年度ごとに事業の見込み、執行や資金の国庫返納を適切に管理可能な基金事業は基金方式によって事業を実施する必要性は乏しく、特に下記以外の事業については基金方式に寄らない方法が可能か厳格に検討すべきである。

- 不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業 (下線は筆者)
- 資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業
- 事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもの

とある。この提言を読み替えば、「不確実な事故等への発生に応じて資金を交付する事業」は「基金方式によって事業を実施する必要性」が高いと言える。家畜伝染病の確定後に実施される初動防疫事業は、まさにこれに該当するものと考えられる。ただし、必要以上の規模の基金を造成すると、かえって効率性を損なうことになってしまうため、適正な基金の規模も十分考慮に入れたうえでの基金方式導入等の検討が必要であると考え。

(2) 次世代の担い手育成支援事業

事業名	次世代の担い手育成支援事業		
事業の種類	国庫	県単	所管部署 地域農業推進課
事業主体	県、県担い手育成総合支援協議会、県農業振興公社		
事業期間	平成26年度～平成28年度		

(単位：千円)

事業費（予算）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	-	-	25,784千円
事業費負担区分	国	県	地元
	24%	76%	-%

平成26年度決算

(単位：千円)

歳 出		歳 入 (財 源)	
人件費	5,896	国庫支出金	4,980
委託料	181	一般財源	19,657
負担金等	14,437		
その他	4,122		
合計	24,637	合計	24,637

事業の目的・背景

担い手の減少が一層加速する中、地域自らが担い手を確保・育成する体制を構築することが喫緊の課題となっていることから、地域農業の将来像を明確にしながら、次世代の担い手を確保・育成する取組を促進する。

事業の内容

①担い手育成体制づくり強化（県定額）	5,965千円
ア 法人化に向けた支援	
イ 集落営農の組織化支援	
②新規就農者受入活動強化（県定額）	8,472千円
ア 新規就農者の参入支援	
イ 産地・集落の核となる青年農業者の育成	
③担い手の確保育成（国・県定額）	11,347千円
地域連携推進員の配置や新規就農予定者の研修等	

事業の効果

《集落営農の組織化 24年度：126組織 → 27年度：150組織》
次世代の多様な担い手が確保・育成される。

新規就農者の参入支援及び青年農業者の育成を目的として行っている事業である。事業主体は県農業振興公社であり、新規就農相談会・就職説明会等の開催や、就農支援資料（新規就農ガイドブック）作成といった活動を実施している。このような活動に対し県が補助金を交付している。

補助金の申請にあたり、県農業振興公社は積算資料を作成する。積算資料は、4つの大項目（新規就農者参入支援専門員の配置、新規就農者にかかる情報処理活動、新規参入者確保のための活動支援、参入支援に係る体制整備）をそれぞれ具体的な活動内容（新規就農相談会、就農支援資料作成等）毎に細分化し、各活動毎に必要な経費（旅費、印刷費等）の金額を見積もることにより作成されている。

(指摘事項) 積算資料における旅費について

次の「目指せ6次化！みやざき未来農業創出事業」にまとめて記載している。

(3) 目指せ6次化！みやざき未来農業創出事業

事業名	目指せ6次化！みやざき未来農業創出事業		
事業の種類	国庫	県単	所管部署 地域農業推進課
事業主体	県、農業会議、県農業振興公社、県農業法人経営者協会、農業法人等		
事業期間	平成24年度～平成26年度		

(単位：千円)

事業費（予算）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	34,963千円	34,963千円	34,717千円
事業費負担区分	国	県	地元
	-%	100%	-%

平成26年度決算

(単位：千円)

歳 出		歳 入 (財 源)	
人件費	549	一般財源	29,346
負担金等	28,661		
その他	136		
合計	29,346	合計	29,346

事業の目的・背景

担い手の減少や農業所得の減少など本県農業をとりまく厳しい状況を打破し、新たな成長産業化を図るため、農業法人を本県農業の重要な担い手として育成確保するとともに、6次産業化等を通じて、需要を起点とした生産から加工販売に至る企業間の連携強化や、農業における新たな価値の創出に向けた農業者のチャレンジを支援する。

事業の内容

- ①法人経営化フルサポート事業（県1/2） 1,636千円
 - ア セミナーやモデル事例の紹介による農業経営の法人化や他産業からの農業参入支援
 - イ 経営安定化のためのサポート活動
- ②グローバル農業法人育成支援事業（県定額） 15,304千円
 - ア 農商工連携や6次産業化のワンストップ窓口の設置
 - イ 農業経営多角化に必要なスキルやノウハウを習得するチャレンジ塾の実施
 - ウ 本県農業の強みを生かすための企業との戦略的なマッチング機会の確保
 - エ 農業分野におけるIT技術応用のための研究
- ③オール宮崎連携体構築促進事業（県1/2） 1,691千円
 - ア 本県農産物や加工品に対する企業等の要望に対して、農業法人やJA系統が連携して対応できる体制の構築
 - イ 新規農業法人の経営安定のために先輩農業法人が指導・助言を行う仕組みの構築
- ④農業経営多角化整備支援事業（県1/3） 15,332千円
 - 農業経営の多角化に必要な機械・施設等の整備を支援
- ⑤県推進事務費 754千円

事業の効果

《農業法人数 23年度 651法人 → 26年度 715法人》
 《他産業からの参入法人数 23年度 80法人 → 26年度 120法人》
 農業法人の育成、他産業からの農業参入が図られる。

農林漁業者が自ら加工・販売を行い経営の多角化を図る 6 次産業化の推進及び農林漁業者が関係団体や企業と連携し他産業の力を地域に呼び込む農商工連携の推進を目的として行っている事業である。事業主体は県農業振興公社であり、農業経営多角化ワンストップ窓口整備事業、農業経営多角化チャレンジ塾創設事業、みやざきフードビジネス推進事業といった活動を実施している。このような活動に対し県が補助金を交付している。

前述の次世代の担い手育成支援事業と同様に、補助金の申請にあたり県農業振興公社は積算資料を作成する。積算資料の作成方法についても基本的に次世代の担い手育成支援事業と同様である。

(指摘事項) 積算資料における旅費について

補助金交付申請時に作成される積算資料（申請額の算定根拠資料）において、旅費の見積りは、出張先（基本的に都道府県単位）毎に次のように行われている。

$$(\text{出張 1 回当たりの旅費}) \times (\text{出張回数}) \times (\text{人数})$$

ここで、「次世代の担い手育成支援事業」のうち「新規就農者受入活動強化」にかかる補助金交付申請時に提出された積算資料と、「目指せ 6 次化！みやざき未来農業創出事業」のうち「グローバル農業法人育成支援事業」にかかる補助金交付申請時に提出された積算資料における「出張 1 回当たりの旅費」を比較してみる。

出張先	出張 1 回当たりの旅費	
	次世代の担い手育成支援事業 (新規就農者受入活動強化)	目指せ 6 次化！みやざき未来農業創出事業 (グローバル農業法人育成支援事業)
東京	62,000 円	60,000 円
大阪	48,000 円	—
福岡	20,000 円	—
熊本	—	20,000 円
県内	1,100 円	—
管内	—	1,100 円
管外	—	3,000 円

※「—」は該当する記載がないことを示す。

上の表のうち、両事業に共通して記載のある出張先は東京であるが、その 1 回当たりの旅費金額は異なっている。

次に、両事業の予算と実績を比較してみる。

	次世代の担い手育成支援事業 (新規就農者受入活動強化)	目指せ6次化!みやざき未来農業創出事業 (グローバル農業法人育成支援事業)
予 算	5,472,000 円	10,453,000 円
(うち旅費)	867,500 円	282,800 円
実 績	5,472,000 円	10,561,000 円
(うち旅費)	646,214 円	298,625 円

「次世代の担い手育成支援事業」において、旅費の実績は予算より小さくなっている。「目指せ6次化!みやざき未来農業創出事業」では旅費の実績を若干上回っている。

一方、事業費全体としては、次世代の担い手育成支援事業において実績は予算と同額、目指せ6次化!みやざき未来農業創出事業において実績は予算を上回る結果となっており、両事業とも、補助金受領額のうち余剰金は発生していない。その結果、「次世代の担い手育成支援事業」の旅費の予算と実績の差異は、その他の経費に充当されたことになり、「目指せ6次化!みやざき未来農業創出事業」はその他経費から旅費に充当されたことになる。

このように旅費の予実差異がその他の経費に充当もしくはその他経費から旅費に充当されることを前提とするならば、ここで問題となってくるのが、前述の「出張1回当たりの旅費」の設定額である。例えば東京への出張に関して、予算上1回当たり62,000円に設定した場合と60,000円に設定した場合とでは、実際にかかった金額(実績)が予算を下回った際にその他の経費に充当できる金額は前者のほうが大きくなる。上記の2事業は同じ事業主体により実施されているが、同じ出張先でありながら事業によって設定額が異なるというのは合理性・整合性に欠けるといえる。

県での予算積算は、各出張先毎の予算単価を毎年見直しし、全庁的に統一したもので、平成26年度は、消費税増税に伴い増額しているが、実施主体からの交付申請書では、「次世代の担い手育成支援事業」は消費税増税を反映した予算単価(東京62,000円)で申請している一方で、「目指せ6次化!みやざき未来農業創出事業」は消費税増税前の予算単価(東京60,000円)で申請した結果、このような状況が生じたと考えられる。

両事業とも平成26年度の消費税増税後に実施された事業であり、かつ、同じ事業実施主体の計画であることから、同じ単価で積算し、申請し、実施することが望ましく、その根拠となる旅費単価について県で基準単価変更を行ったのであれば、事業実施主体に対して内容の周知を徹底すべきであったと思われる。今後の基準単価変更の際には改善すべきである。

(4) きめ細かな「人・農地プラン」作成強化対策事業

事業名	きめ細かな「人・農地プラン」作成強化対策事業		
事業の種類	国庫	県単	所管部署 地域農業推進課
事業主体	県、市町村		
事業期間	平成25年度～平成27年度		

(単位：千円)

事業費（予算）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	-	120,000千円	68,027千円
事業費負担区分	国	県	地元
	100%	-%	-%

平成26年度決算

(単位：千円)

歳 出		歳 入 (財 源)	
人件費	770	国庫支出金	33,980
負担金等	30,932		
その他	2,278		
合計	33,980	合計	33,980

事業の目的・背景

人と農地の問題を解決する上で、地域農業の将来設計図となる「人・農地プラン」を実効性のあるものとするため、県段階及び市町村段階における支援組織の連携を強化し、地域の中心となる経営体への農地集積及び耕作放棄地の拡大防止を図る。

事業の内容

- ①人・農地プラン作成事業（国定額） 26,000千円
集落レベルでの話し合いに基づく地域の中心となる経営体の選定と農地集積等、地域農業の在り方を示す「人・農地プラン」の作成を支援
- ②地域連携推進員設置事業（国定額） 39,000千円
市町村が、地域の実情に精通した人材（普及組織OB等）を雇用し、「人・農地プラン」の作成・更新及びその適切な実行に向けて行う活動を支援
- ③県推進事務費 3,027千円

事業の効果

《プラン作成数 24年度 44プラン（8市町） → 27年度 206プラン（26市町村）》
きめ細かなプランの作成・更新の進展が図られる。

農業が厳しい状況に直面しているなかで、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要がある。そのため、それぞれの集落・地域において徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」を作成するよう農林水産省が進める事業であり、このプランを作成することにより、青年就農給付金、農地集積協力金、スーパーL資金の当初5年間の無利子化といった支援を受けることができる。

(意見) 「人・農地プラン」作成のための支援について

平成26年度末時点での「人・農地プラン」の作成済地域数の実績は330件であり、平成27年度までの目標である206件を上回っているが、市町村によって地域数や作成

率に差がある。当該事業は市町村からの要望に応じて補助金を交付しているが、平成26年度の予算 68,027 千円に対し、実績 33,980 千円であることから、「人・農地プラン」作成に対する意識が低く、プランの作成が進んでいない結果、補助金の申請を行っていない市町村があるのではないかと考えられるため、市町村の意識の調査、啓蒙を行い、案件の掘り起こしを行うことが必要であると考えます。

【平成26年度の「人・農地プラン」作成状況】

(単位：件)

市町村名	平成26年度				平成27年度
	作成予定地域数	作成済地域数	作成率	作成済地域割合	見直し予定地域数
宮崎市	89	89	100.0%	27.0%	21
国富町	1	1	100.0%	0.3%	1
綾町	10	1	10.0%	0.3%	1
日南市	26	25	96.2%	7.6%	25
串間市	31	28	90.3%	8.5%	27
都城市	2	2	100.0%	0.6%	1
三股町	6	6	100.0%	1.8%	6
小林市	13	13	100.0%	3.9%	13
えびの市	13	6	46.2%	1.8%	11
高原町	10	10	100.0%	3.0%	10
西都市	5	5	100.0%	1.5%	5
高鍋町	10	10	100.0%	3.0%	1
新富町	8	6	75.0%	1.8%	6
西米良村	1	1	100.0%	0.3%	1
木城町	3	3	100.0%	0.9%	3
川南町	2	1	50.0%	0.3%	0
都農町	2	1	50.0%	0.3%	1
延岡市	59	15	25.4%	4.5%	2
日向市	40	12	30.0%	3.6%	11
門川町	10	10	100.0%	3.0%	10
美郷町	13	13	100.0%	3.9%	13
諸塚村	14	1	7.1%	0.3%	1
椎葉村	4	4	100.0%	1.2%	4
高千穂町	55	11	20.0%	3.3%	2
日之影町	55	55	100.0%	16.7%	4
五ヶ瀬町	1	1	100.0%	0.3%	1
合計	483	330	68.3%	100.0%	181

(5) 「みやざきブランド」マーケティング強化事業

事業名	「みやざきブランド」マーケティング強化事業		
事業の種類	国庫 (県単)	所管部署	農政企画課
事業主体	県、みやざきブランド推進本部、各種協議会等		
事業期間	平成25年度～平成27年度		

(単位：千円)

事業費 (予算)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	—	21,390	23,544
事業費負担区分	国	県	地元
	-%	100%	-%

平成26年度決算

(単位：千円)

歳出	歳入 (財源)
委託料	繰入金
1,634	19,674
負担金等	財産収入
14,211	
その他	
3,829	
合計	合計
19,674	19,674

事業の目的・背景

景気低迷による消費の減退や低価格志向が進む中、実需者との安定的な取引を継続・拡大するため、マーケットニーズを捉えた戦略に基づく多様なプロモーション活動を展開し、他産地よりも優位に立った県産農水産物等の販売体制の構築を図る。

事業の内容

- ①農水産物等販売戦略構築事業 6,071千円
マーケティング等に関するアドバイザーを活用した本県産農水産物等の新たな販売戦略やプロモーション活動の構築、消費・販売ニーズ、県産品認知度の調査等
- ②オールみやざきプロモーション推進事業 7,329千円
 - ア 県産品総合PR対策(県1/2) (2,079千円)
県産農水産物や6次化商品等の県産品全体のPR、他県・他産地との連携等による商品開発や消費拡大等
 - イ 品目別集中プロモーション対策(県1/2) (5,250千円)
品目ごとにセールスポイントをストーリー化し、消費者に商品を印象づける集中プロモーションの展開等
- ③ブランド情報発信促進事業(県1/2) 2,500千円
情報発信力の高い著名人やスポーツ選手等を通じた、マスコミやインターネット等による情報発信等
- ④戦略的ブランドPR強化事業(県1/2) 6,100千円
 - ア トップセールス型PR対策 (3,600千円)
量販店等におけるトップセールス、フェアの実施、みやざき棚の設置等
 - イ 異業種等連携型PR対策 (1,500千円)
異業種等との連携による情報発信
 - ウ 県民総力戦型PR対策 (1,000千円)
県民等へのみやざきブランドの周知や地産地消による消費拡大の推進
- ⑤県推進事務費 1,544千円

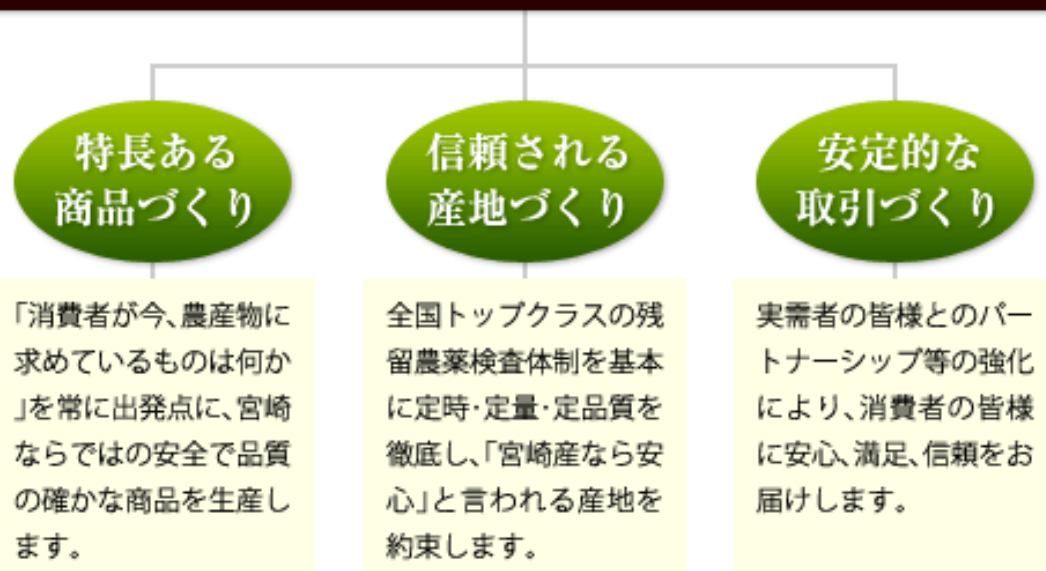
事業の効果

《重点量販店における取扱額の拡大 23年度 14.8億円 → 27年度 17.0億円》
消費・販売ニーズに基づいた戦略的なプロモーション活動を展開することにより、本県農産物の安定的な取引づくりが促進される。

宮崎県では平成6年3月に策定した「みやざきブランド確立戦略構想」をもとに「作ったものを売る」から「売れるものを作る」への転換を図りながら、宮崎県産農産物のレベルアップや産地のイメージアップ等に取り組んできた結果、ブランドづくりに関する生産者の意識が芽生えるとともに、黒毛和牛「宮崎牛」、完熟マンゴー「太陽のタマゴ」、完熟きんかん「たまたま」をはじめ宮崎県で生産される多くの農畜産物が、大消費地でも高い評価を受けるようになってきている。さらに平成13年にはそれまで実施してきた「みやざきブランド確立戦略構想」の成果を踏まえながら、食の安全・安心の確保を基本とした、新たなみやざきブランドの推進を、農業者、農業団体、行政が力を結集して取り組んでいるところである。これまでのイメージアップ戦略からマーケティングに基づくものづくりに軸足をおいた取組へと転換を図ることとし、「宮崎産なら安心」、「選んで買うなら宮崎産」といった、消費者の信頼を勝ち取るため、「いのちの恵みに感謝する県、みやざき」のコンセプトのもと、(1) 特長ある商品づくり、(2) 信頼される産地づくり、(3) 安定的な取引づくりを3本柱とする総合的な対策を推進している。

ブランド戦略

みやざきブランドは、「宮崎産なら安心」、「選んで買うなら宮崎産」といった、消費者の信頼を勝ち取るため、「いのちの恵みに感謝する県、みやざき」をコンセプトに、「特長ある商品づくり」、「信頼される産地づくり」、「安定的な取引づくり」を3つの柱に、宮崎の農業にたずさわる人々が一体となって取り組んでいます。



(みやざきブランド推進本部HPより転載)

(意見)「みやざきブランド」アンケート評価の調査対象について

農水産物等販売戦略構築事業において、「みやざきブランド」の浸透状況を観測し、今後のマーケティング方針を決定するために、毎年外部の調査会社を利用し、「みやざきブランド」調査を実施している。平成 26 年度に実施したアンケート調査の概要は次のとおりである。

調査の目的	宮崎県の PR 活動の成果を把握する。 また、時系列で、「みやざきブランド」の浸透状況を観測していく。
調査方法	インターネット調査
調査エリア	宮崎・福岡・東京・愛知・大阪 計 5 地区
調査対象	20 代～50 代の一般男女個人
サンプル数	各エリア 500 サンプル 計 2,500 サンプル (20 代～30 代/40 代～50 代の男女 4 セル 割付あり)
調査実施時期	平成 27 年 3 月 13 日 (金) ～3 月 23 日 (月)

「みやざきブランド」のアンケート調査は、平成 17 年に開始されて以来、平成 18 年に調査エリアとして愛知・大阪を追加し、平成 18 年から平成 20 年にかけて 3 段階でサンプル数を当初の 300 から 2,500 に増加させて以降は、アンケート調査対象等が変更されていない。アンケート調査では、時系列の推移を分析することで貴重な情報を得ることが可能であるため、調査対象等の継続性が重要であるが、その一方で、本来の調査目的を達成するためには、アンケート調査の対象となる人口構成等を見直すことも必要であると考ええる。

例えば、調査対象となる個人の年齢であるが、平成 13 年と平成 26 年を比較すると、高齢化が進んでいる影響により、60 代の人口が全人口に締める比率は 11.9%から 14.3%に上昇しており、60 歳以上では、24.2%から 33.0%に上昇している (別表 1)。また、平成 16 年と平成 26 年を比較すると、年代毎の 1 世帯あたりの 1 ヶ月間の消費支出額は、いずれの年代でも減少傾向にあるが、消費支出額のうち食料に着目すると、30 代および 60 歳以上では支出額が増加しており (別表 2)、健康に良い食物に興味がある 60 歳以上が食には支出を惜しまないことが推察される。そのため、60 歳以上、少なくとも 60 代まではアンケート調査の対象を拡大し、「みやざきブランド」に対する浸透状況を観測することを検討することも必要であると考ええる。

別表 1. 年齢別人口

平成 13 年 10 月			平成 26 年 10 月		
年 齢 階 級	人口 (千人)	比率	年 齢 階 級	人口 (千人)	比率
総 数	127,291		総 数	127,083	
～ 25 歳	33,834	26.6%	～ 25 歳	22,238	17.5%
25 ～ 29	9,703	7.6%	25 ～ 29	6,678	5.3%
30 ～ 34	9,328	7.3%	30 ～ 34	7,466	5.9%
35 ～ 39	8,011	6.3%	35 ～ 39	8,670	6.8%
40 ～ 44	7,756	6.1%	40 ～ 44	9,793	7.7%
45 ～ 49	8,527	6.7%	45 ～ 49	8,608	6.8%
50 ～ 54	11,018	8.7%	50 ～ 54	7,791	6.1%
55 ～ 59	8,327	6.5%	55 ～ 59	7,654	6.0%
60 ～ 64	7,918	6.2%	60 ～ 64	8,980	7.1%
65 ～ 69	7,277	5.7%	65 ～ 69	9,154	7.2%
70 ～ 74	6,059	4.8%	70 ～ 74	7,928	6.2%
75 ～	9,531	7.5%	75 ～	15,918	12.5%

別表 2. 年齢階級別 1 世帯当たり 1 ヶ月間の支出

平成 16 年			平成 26 年		
年 齢 階 級	消費支出 (千円/月)	うち食料 (千円/月)	年 齢 階 級	消費支出 (千円/月)	うち食料 (千円/月)
平 均	280,440	62,657	平 均	254,402	61,984
～ 25 歳	168,405	35,978	～ 25 歳	150,547	28,502
25 ～ 29	215,852	44,140	25 ～ 29	194,693	42,571
30 ～ 34	254,386	51,552	30 ～ 34	224,994	52,361
35 ～ 39	269,391	61,169	35 ～ 39	259,010	63,157
40 ～ 44	299,853	71,618	40 ～ 44	274,317	68,348
45 ～ 49	348,521	78,387	45 ～ 49	302,750	71,327
50 ～ 54	361,615	74,889	50 ～ 54	323,077	70,610
55 ～ 59	328,968	70,006	55 ～ 59	309,938	69,259
60 ～ 64	293,007	67,605	60 ～ 64	274,505	68,790
65 ～ 69	255,058	60,238	65 ～ 69	248,585	64,374
70 ～ 74	231,960	54,518	70 ～ 74	221,987	58,728
75 ～	203,592	48,456	75 ～	193,240	50,221

出典：政府統計の総合窓口 (e-Stat)

(6) 東アジア輸出促進拠点整備事業

事業名	東アジア輸出促進拠点整備事業		
事業の種類	国庫	県単	所管部署 農政企画課
事業主体	県、みやざき『食と農』海外輸出促進協議会、輸出連携グループ、J A、農業生産法人 等		
事業期間	平成25年度～平成27年度		

(単位：千円)

事業費（予算）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	—	52,500	53,226
事業費負担区分	国	県	地元
	-%	100%	-%

平成26年度決算

(単位：千円)

歳 出		歳 入 (財 源)	
委託料	37,091	繰入金	50,610
負担金等	10,215	諸収入	1,400
その他	4,704		
合計	52,010	合計	52,010

事業の目的・背景

今後、輸出の拡大が期待できる香港に、宮崎牛やかんしょなど農産物等の輸出支援の拠点となる事務所を設置・運営するとともに、農業法人や食品加工業者等民間企業が輸出に取り組むための足掛かりとなる『みやざき香港フロンティアオフィス』を併設する。

また、海外ニーズに対応した包装資材・出荷規格の検討や加工品の試作など、産地や食品加工業者等が相互に協力した取引先づくりを推進し、「オールみやざき」体制での輸出促進を図る。

事業の内容

①みやざき香港フロンティアオフィス整備運営事業	43,091千円
ア 派遣職員人件費	(5,920千円)
イ 香港事務所施設管理費	(25,202千円)
ウ 輸出促進活動費	(5,969千円)
・アンテナショップの設置	
・アンテナショップを活用した県産品プロモーションの実施 等	
エ 輸出ブランド構築事業(県定額)	(6,000千円)
・輸出ブランド認証による販売拡大支援	
・集中プロモーションによる定番化の推進 等	
②マーケットイン・輸出向け農産物育成事業(県1/2)	5,000千円
海外のニーズに基づいた輸出対応農産物の出荷規格や商品企画の試行 等	
③県推進事務費	5,135千円

事業の効果

《海外における県産品の競争力向上による輸出拡大

輸出額 23年度 4億円 → 27年度 12億円》

(1) フロンティアオフィスの設置により県内企業等の海外進出が促進される。

(2) 物流倉庫の併設により、迅速な納品体制の構築等が図られ、進出企業の成約率の向上が期待される。

(3) 県職員が現地に駐在し、レストラン等を活用した効果的なプロモーションやタイムリーな需要情報の提供等により、更なる輸出の促進が図られる。

本格的な人口減少・高齢化により国内市場が縮小していく一方、著しい経済成長を遂げている東アジア地域の活力を取り込んでいくことにより、宮崎県の経済・産業の浮揚を図っていくため、平成 24 年度から平成 28 年度まで「みやざき東アジア経済交流戦略」を策定し、「県産品の輸出促進」、「観光交流の推進」、「経済交流の基盤整備」の 3 分野を有機的に連携させながら、東アジアとの経済交流の拡大に向けた戦略を総合的に推進している。

(指摘事項) 事業報告書の査閲について (輸出ブランド構築事業)

輸出ブランド構築事業は、海外の量販店やレストラン等のニーズに対応した生産、規格や包装資材など、海外における競争力の強化を図るため、農産物を中心に輸出ブランド認証制度を創設するとともに、対象国における商標登録を行うことを目的としている。平成 26 年度は、ブランド認証制度の構築に向けて、制度の仕組みや現地ニーズの把握、認証に向く品目・品種の選定等の準備を目的としており、事業の一環として、県内の 4 つの業界団体等が取組むブランド化事業に対して 3,700 千円の補助金を交付している。

補助金の交付先である 1 つの団体について、事業報告書において、香港、シンガポール、タイ、マカオへのサンプル提供、評価確認の実施が報告されているが、事業報告書に添付されている経費積算書では、タイ、マカオに関連する費用の発生項目が記載されておらず、事業報告書に記載されている事業実績との相違があった。今後は、事業報告書を細かく査閲すべきである。

(指摘事項) 派遣職員宿舎の家賃について (みやざき香港フロンティアオフィス整備運営事業)

みやざき香港フロンティアオフィス整備運営事業は、県内で唯一の貿易振興団体である公益社団法人宮崎県物産貿易振興センター（以下、同センターという。）に随意契約により業務委託し、みやざき香港フロンティアオフィスに派遣している宮崎県職員 1 名の人件費やオフィスの家賃等を県が委託料という形で負担している。委託料の確定のための資料となる同センターの平成 26 年度の事業報告書を査閲したところ、平成 26 年 4 月分から平成 27 年 4 月分の計 13 か月分の派遣職員宿舎の家賃が計上されていた。家賃等の費用は発生した年度に計上する必要があるため、平成 27 年 4 月分の賃借料は平成 27 年度に計上する必要があるため、平成 26 年度の決算では前払金に振替計上すべきであるが、同センターの担当者が振替計上を失念したとのことであった。県としては委託料確定の際にこれに気付き、委託料は正しく 12 か月分で計算しているが、実績報告書やその他委託料確定資料にその事実の記載はない。13 か月分に対して委託料を支払っているとの誤解を生まないように、こうした事実は適切に実績報告書やその他委託料確定資料に記載すべきである。

(7) 施設園芸用燃料の木質バイオマス転換加速化事業

事業名	施設園芸用燃料の木質バイオマス転換加速化事業		
事業の種類	国庫	県単	所管部署
事業主体	リース事業実施主体、JA、営農集団等		
事業期間	平成25年度～平成27年度		

(単位：千円)

事業費（予算）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	—	40,700	40,710
事業費負担区分	国	県	地元
	—%	100%	—%

平成26年度決算

(単位：千円)

歳 出		歳 入 (財 源)	
負担金等	944	繰入金	1,346
その他	402		
合計	1,346	合計	1,346

事業の目的・背景

本県の豊富な森林資源を活用できる木質バイオマス暖房機の導入支援を強化し、化石燃料依存から脱却した産地への転換を加速するとともに、木質バイオマス利用の面で日本一エコな施設園芸産地を確立する。

事業の内容

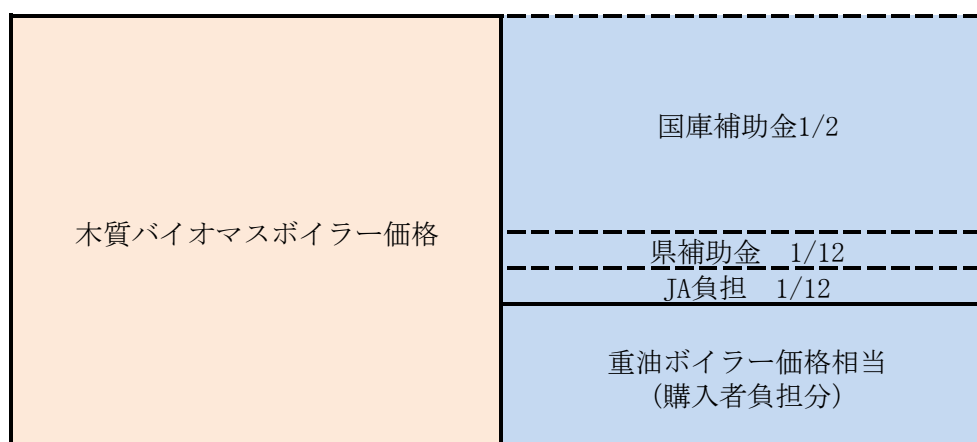
- ①木質バイオマス転換促進事業(県1/12 ※) 40,200千円
 木質バイオマス暖房機の導入を支援
 (※国補助事業等を活用して末端補助率2/3相当)
- ②県推進事務費 510千円

事業の効果

《木質バイオマス暖房機の導入台数 500台/集中導入期間5年間》

- (1)施設園芸用燃料の木質バイオマス転換により、施設園芸農家の経営安定とエネルギーの地産地消が図られる。
 (2)CO2の排出削減により、低炭素社会の実現に貢献する。

木質バイオマスボイラーは、不安定な燃油価格への対応策としても、地球温暖化対策としても導入が望まれるものであるが、購入価格がA重油ボイラーの3倍から10倍と高額なため、普及が進まないのが現状である。普及促進のため、購入価格の2分の1を補助するという国の制度はあるものの、依然として重油ボイラーとの価格差は解消されない。そこで、重油ボイラー並みの価格で購入できるように、未解消の価格差相当分について県とJAが折半して負担することにした事業である。(木質バイオマスボイラー価格及び各種補助金のイメージは次の図のとおりである。)



(意見) 事業予算の計上額について

平成 26 年度は、当初予算が 40,710 千円計上されているのに対し、決算では 1,346 千円の歳出となっている。これは、燃油価格の下落が続いて、木質バイオマスボイラーと重油ボイラーの燃料価格差が縮小し、施設園芸農家にとっては導入するメリットが薄れてきたのが原因である。

木質バイオマスボイラーを導入すれば、燃油価格高騰の影響を回避できるが、燃料の木質ペレットが重油よりも安い価格で安定的に供給されなければ、施設園芸農家にとっては導入するメリットがない。最近では、高騰していた燃油価格も低位安定傾向にあり、また、木質バイオマス発電施設の建設が相次いだため、木質バイオマスボイラーの燃料価格上昇が懸念されている。

このように考えると、現在の経済環境下では、木質バイオマスボイラーの導入を積極的に推進する必要性は乏しいと思われる。地球温暖化防止の観点から、木質バイオマスボイラー導入に係る補助金制度をやめる必要はないと思うが、積極的な導入を前提とした多額の予算確保は控え、限られた予算を有効に活用すべく、ペレットを低価格で安定供給できる地域資源を活用した新たな仕組みづくり等、導入支援以外の事業に振り向けることが必要であると考え。なお、木質バイオマス発電施設の建設による影響等については、「4. 複数の事業に関連する事項」で詳細に記述している。

(8) 「儲かるを形に」みやざきの園芸産地強化支援事業

事業名	「儲かるを形に」みやざきの園芸産地強化支援事業		
事業の種類	国庫	県単	所管部署 農産園芸課
事業主体	JA、営農集団等		
事業期間	平成25年度～平成27年度		

(単位：千円)

事業費（予算）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	—	62,966	63,252
事業費負担区分	国	県	地元
	-%	100%	-%

平成26年度決算

(単位：千円)

歳 出		歳 入 (財 源)	
人件費	909	一般財源	62,559
負担金等	61,068		
その他	582		
合計	62,559	合計	62,559

事業の目的・背景

本県園芸を「新たな成長産業」として、持続的に発展させていくため、人・農地プランを軸として、施設園芸においては先進的設備と技術を備えた高収益モデル経営体を、露地園芸では農地集積等により効率的な経営を行う大規模モデル経営体を育成し、地域に波及させることで、「儲かるを形」にした新しい園芸産地を確立する。

事業の内容

①高収益化プロジェクト推進事業(県1/2) モデル経営体の育成と地域への普及活動推進を支援	460千円
②施設園芸収益力強化支援事業(県1/3) 高収益モデル経営体の育成に必要な設備とハウスの一体的な整備を支援	45,883千円
③露地園芸収益力強化支援事業(県1/3) 大規模モデル経営体の育成に必要な省力・低コスト機械の導入を支援	15,142千円
④県推進事務費	1,767千円

事業の効果

《所得500万以上の割合 施設園芸 23年度 37% →27年度 50%》
 《所得500万以上の割合 露地園芸 23年度 14% →27年度 28%》
 園芸における高収益、大規模モデル経営体を育成し地域に波及することにより、新しいみやざき型園芸産地が確立される。

宮崎県の施設園芸に関して、キュウリ、スイートピーの生産量は全国1位、「太陽のタマゴ」のブランドで全国的に知られているマンゴーの生産量は全国2位（1位は沖縄県）であり、キュウリ、ピーマン、トマトは野菜産出額のうち、約半分を占める宮崎県の顔的存在である。しかし、全国に誇れるこれらの農産物に関しても、耕地面積の縮小や担い手の減少傾向が続いており、燃油価格の高騰、高止まりやビニールハウス価格の高騰などのコスト高により収益性が悪化しており、異常気象や地球温暖化といった自然環境の影響によっても収量減少リスクにさらされている。宮崎県の施設園芸農家の経営規模は栽培面積60ヘクタール以上が38%、50ヘクタール以上が11%、農業所得でみても500万円以上が37%、1,000万円以上では5%と小規模農家が多いこと

から、これらの影響は顕著である。こうした問題を解決し、コスト削減、収量アップ、経営規模の拡大を図り、施設園芸における高収益モデル(栽培面積 50 ヘクタール以上、農業所得 500 万円以上)を確立し、「儲かる形」を宮崎県全体に波及することを目指している。そのために、重点推進品目(キュウリ、ピーマン、トマト、キク、キンカン)等を対象とし、拠点地域において意欲の高い担い手を選定し、モデル経営体として育成するための高収量・省力低コスト化技術の導入支援やリース方式等による新規ハウスと中古資材を活用したハウスの整備支援、プロジェクトチームによる高収益技術のマニュアル作成等の具体的な対策を講じている。これにより、収量アップ(10 アール当たり キュウリ現状 15 トンを目標 20 トン、ピーマン現状 10 トンを目標 14 トン、トマト現状 12 トンを目標 15 トン)とコスト・労力削減によって、農業所得 500 万円以上の施設園芸農家を平成 23 年度の 37%から 50%に引き上げることを見込んでいる。

一方、露地園芸においても、全国の加工・業務用野菜(ホウレンソウ、サトイモ等)に占める宮崎県産の割合は全国トップであるが、施設園芸と同様の問題に直面している。ただ、冷凍原料用ホウレンソウの需要が拡大するなどのビジネスチャンスが存在しており、省力・低コスト化による規模拡大など「人・農地プラン」を軸にした農地集積と利用拡大と消費ニーズの高い品目の安定生産体制の確立を図るべく、重点推進品目(サトイモ、キャベツ、青果用カンショ)等を対象とし、規模拡大の意欲の高い担い手を選定し、5 ヘクタール以上のモデル経営体を育成するため、省力・低コスト機械の導入支援、関係機関による品目開発や高収益・安定生産技術支援等の具体的な対策を講じている。これにより、農業所得 500 万円以上の露地園芸農家を平成 23 年度の 14%から倍の 28%に引き上げることを見込んでいる。

(意見) 事業の効果目標について

事業の効果として、当事業の事業期間の終了する平成 27 年度での農業所得 500 万円以上の割合の目標を施設園芸で 50%、露地園芸で 28%としているが、平成 26 年度の実績は施設園芸で 40%、露地園芸で 16%となっている。平成 25 年度、平成 26 年度の 2 年間の事業実施での平成 23 年度の実績からの伸びを考慮すると、平成 27 年度で目標割合に到達する可能性は必ずしも高いとは言えない。もし、達成できなかった場合、当事業の効果を測定し、事業が有効であったかを考える場合には当事業は有効でなかった、という結論になりかねない。しかし、そもそもこれらの支援は、支援してすぐに収量がアップし、農業所得が増加する即効性あるわけではなく、効果が出るにはある程度の時間を要するものであり、農業所得には経済環境、自然環境等の他の要因も影響するものである。従って目標としては、「モデル経営体を 3 年間で●個育成する」という事業と直接的な関連のある数値目標とすることが必要であると考えられる。

(意見) 予算規模について

上の表のように予算は施設園芸収益力強化支援事業で 4,588 万円、露地園芸収益力強化支援事業で 1,514 万円であったが、ほぼ予算どおりの実績となり、施設園芸で 3

主体（1主体3名以上）、露地園芸で27主体に支援を行っている。支援を希望する農業主体は多く、支援の条件はクリアしているものの支援からもれた農業主体もあったとのことである。もし、より多くの予算を確保でき、より多くの農業主体に支援することができていたとすれば、前述の農業所得500万円以上の割合は現状の実績よりも高くなっていたかもしれない。厳しい財政のなかでの予算の配分であろうとは推測するが、より多くの予算を配分してもよかったのではないかと考える。当事業単独で予算を多く獲得することは困難であると思われるため、担当課内での他事業との配分や、農政水産部内での配分、さらには県横断的な観点での予算配分について、現状でも実施されていると思うが、より綿密に検討することが必要であると考え。

(9) 新生みやざき食肉消費拡大事業

事業名	新生みやざき食肉消費拡大事業		
事業の種類	国庫	県単	畜産振興課
事業主体	県、県内食肉卸業者		
事業期間	平成25年度～平成26年度		

(単位：千円)

事業費（予算）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	-	4,230	4,237
事業費負担区分	国	県	地元
	-%	100%	-%

平成26年度決算

(単位：千円)

歳出		歳入(財源)	
負担金等	2,236	繰入金	2,361
その他	125	(成長産業育成加速化基金)	
合計	2,361	合計	2,361

事業の目的・背景

本県の新生畜産の基盤づくりを確実に進めるためには、県産食肉の安定的な販売と消費を確保する必要があり、特に、畜産主産県として県内での消費基盤づくりのための「食べ方」の提案や販売人材育成を行う。

事業の内容

- | | |
|---|---------|
| ①食肉総合プロジェクト会議
県や関係団体が一体となった販売戦略等の構築 | 357千円 |
| ②食肉消費拡大大策事業（県定額、県1/2）
食肉の創作料理「多彩な食べ方」の提案及び普及、「肉の日」の定着化 | 1,380千円 |
| ③食肉販売促進対策事業（県1/2）
食肉の専門知識や販売ノウハウを有する人材（フードアドバイザー）の養成 | 2,500千円 |

事業の効果

《年間購入量全国ランキング 牛肉20位以内、豚肉10位以内》
県内食肉消費量の増加が図られる。

本事業は食肉の消費拡大を図るため、フードアドバイザーの養成に意欲的な県内の卸業者に対して経費を補助しており、平成26年度は3名のフードアドバイザーを養成した株式会社ミヤチクに対して2,236千円の補助を実施している。

フードアドバイザーはフードマネジメント協会のホームページでは以下のように説明がなされている。

「身体と食と運動に関する基礎知識を有することを証明する資格です。食と運動は美しく健康に過ごすための基本。そして、毎日の生活の中で自ら選択して取り入れているもの。食べたもので身体ができており、その身体を快適に保つための体力保持のために、毎日どんなメンテナンスをしているかによって、この健康状態は全く異なります。

この資格では、心も身体も健康に保つための食事方法や、身体のメンテナンス方法を学び、ライフステージによる違いを理解し、自分自身の管理及び、上級者では他者へのアドバイスができる知識と技術を身につけ、今後の健康志向が高まる市場で活躍できる人材をめざします。」

株式会社ミヤチクは食肉の卸から飲食店の経営まで幅広く事業を展開しており、フードアドバイザーの内容からみて当該資格の取得及びその活用は株式会社ミヤチクの業績拡大にも役立つものであるため補助は不要ではないかと担当者に質問した結果、以下の回答を得た。

「補助事業者（株式会社ミヤチク）の業績向上にも寄与しますが、県としても食肉消費拡大の観点から重要な役割を担うものと認識しており、官民一体となって取り組むことが適切であると考えております。」

(意見) フードアドバイザーの活用について

フードアドバイザーの資格取得がどのように県内での消費拡大に具体的に結びつくかは不透明であるが、株式会社ミヤチクは県外においてもレストランを展開するなど県外にも幅広く事業展開していることから、補助の効果をより高めるために、県は株式会社ミヤチクがフードアドバイザーの資格をどう活用して県内消費の拡大につなげるかの具体的な方策を把握・活用した上で、官民が協調した施策を展開することが必要であるとする。

(10) 儲かる農水産業を切り拓く試験研究体制整備事業

事業名	儲かる農水産業を切り拓く試験研究体制整備事業		
事業の種類	国庫	県単	農政企画課
事業主体	県		
事業期間	平成24年度～平成26年度		

(単位：千円)

事業費（予算）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	5,283	5,283	5,756
事業費負担区分	国	県	地元
	-%	100%	-%

平成26年度決算

(単位：千円)

歳 出		歳 入 (財 源)	
委託料	1,529	一般財源	5,554
負担金等	832		
その他	3,193		
合計	5,554	合計	5,554

事業の目的・背景

試験研究機関においては、高度化し多様化する研究課題への対応が求められおり、本県の試験研究のコアとなる「人材」の育成・確保対策を強化するとともに、これまでの産学官連携研究から更に踏み込んだパートナー研究体制を整備し、研究人材の不足や研究課題の高度化、多様化への対応を強化することで、今後とも試験研究機関が本県農水産業の付加価値を創出し、持続可能な成長の核となる機関としての役割を果たせる体制整備を図る。

事業の内容

- | | |
|-----------------------------------|---------|
| ①産学官パートナー研究強化促進事業 | 4,643千円 |
| ア 共同研究パートナー制度による研究体制強化 | |
| イ 競争的資金確保対策(研究員の学位取得促進など) | |
| ②試験研究コア人材育成緊急対策事業 | 603千円 |
| ア 研究員資質向上対策(国等における短期技術習得研修など) | |
| イ 研究補助職員資質向上対策(研究補助に必要な資格の取得促進など) | |
| ③地球温暖化研究センター運営費 | 510千円 |
| ア 農水産業温暖化研究センターの運営 | |
| イ 農水産業地球温暖化対応方針の推進 | |

事業の効果

《学位取得割合 24年度7% → 27年度12%》

- (1)他の研究機関等との人材交流が促進され、多様な連携研究を展開していくことにより、本県農水産業における付加価値の増大が図られる。
- (2)研究員の学位取得者(博士)の増加など、資質向上と試験研究レベルの向上を通して、外部研究資金の確保を図る。

競争的資金とは、資金配分主体（＝お金を出す側）が、研究課題などを自組織内に限らず広い範囲から募集して、応募してきた研究課題を評価づけし、それによって採用する研究（と採用しない研究）を分ける、という手順を経て、結果として採用された研究を行う研究者などに配分する研究資金のことである。農林水産省においても農

林水産・食品分野の成長産業化に必要な研究開発を基礎から実用化まで継ぎ目なく推進することを目的に、農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業等を実施している。具体的には、研究開発段階ごとに、基礎段階の研究開発である「シーズ創出ステージ」、応用段階の研究開発である「発展融合ステージ」、実用化段階の研究開発である「実用技術開発ステージ」の3つの段階での公募を行い、年間1課題当たり上限500万円～5,000万円の研究開発資金が国から支給される。

①の競争的資金確保対策とは宮崎県の総合農業試験場、畜産試験場、水産試験場での研究開発にこれらの競争的資金を利用すべく、毎年1～2名を大学院に社会人入学させ、大学院3年間の学費の1/3を助成するものである。というのも、これらの競争的資金に応募する場合に、宮崎県が主体となって競争的資金に応募するために一定割合の学位取得者が必要なケースがあるためである。

(意見) 学位取得者の人事異動に関する特例(考慮)について

平成24年度から始めた当事業により、今までに5名に助成しており、現在も2名在学中である。これにより、一定割合の学位取得者がいなければ応募できないような外部研究資金の確保が図られている。平成26年度においては23課題で118百万円の競争的資金を引き出しているが、そのうち、宮崎県が主体となったものが2課題あった。残留農薬検査手法等のシーズはあるため、より多くの資金を引き出すことが宮崎県のこれからの農水産業の発展に貢献することになる。

しかし、学位取得者も県の一職員であり、数年で他の部署に異動になってしまい、せっかくの学位取得の効果が発揮できないこともあると考えられる。実際、平成24年度で総合農業試験場に3名、畜産試験場に4名、水産試験場に1名の学位取得者がいたが、1名が異動、1名退職により試験場を離れている。

県全体の人事異動のことになるが、学位取得した職員については3年程度でいろいろな分野を次々に異動していく一般的な人事異動ではなく、ある程度の期間は研究に携われるよう、人事異動に関する特例(考慮)も必要であると考えられる。

(11) 「農」と「企業」のみやざきフードビジネス創出事業

事業名	「農」と「企業」のみやざきフードビジネス創出事業		
事業の種類	国庫	県単	所管部署 地域農業推進課
事業主体	県、農業法人共同事業体、県農業振興公社等		
事業期間	平成25年度～平成27年度		

(単位：千円)

事業費（予算）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	-	100,000千円	161,147千円
事業費負担区分	国	県	地元
	38%	62%	-%

平成26年度決算

(単位：千円)

歳 出		歳 入 (財 源)	
委託料	24,913	国庫支出金	30,497
負担金等	8,107	繰入金	6,522
その他	3,999		
合計	37,019	合計	37,019

事業の目的・背景

企業等の農業参入や、農林漁業者との新たな連携構築によるフードビジネス展開、農業分野への革新的技術開発等を推進するために、必要な実証試験や施設・機械設備等の整備を支援する。

事業の内容

- ①地域6次産業化ネットワーク活動事業 (国2/3、国1/2) 20,000千円
農林漁業者と食品製造業者、観光業者等が参画した地域・テーマ別の6次産業化ネットワークの構築に向けた活動支援
- ②フードビジネス投資支援事業 (県2/10、県1/10) 96,000千円
ア 農業者等と連携した他産業の企業が農業参入又は農業関連新技術の普及等を展開するために必要な実証試験や施設・機械整備等の支援
イ 企業が農業者等と連携して農産物の加工・販売等の高付加価値化を図るために必要な施設・機械整備等の支援
ウ 新規常用雇用の創出
- ③6次産業化サポートセンター事業 41,091千円
6次産業化サポートセンターの運営と体制の整備
- ④県推進事務費 4,056千円
企業誘致から参入後フォローまで関係機関による農業参入トータルサポート体制の整備

事業の効果

《ビジネスモデル創出数 12件/3年》
本県農業・食品産業を牽引する革新的なフードビジネスモデルの創出が図られる。

新たなフードビジネスモデル創出を目的として、農業者等と連携した企業の農業参入、新技術の普及や農産物の高付加価値化のための実証試験及び施設・機械整備等の支援などを行う事業である。平成25年度より開始し、3年間で12件のビジネスモデルを創出することを目標としている。

各年度の実際のビジネスモデル創出案件数（平成27年度については検討中の案件数も記載）、参入企業の業種（県内企業であるか県外企業であるかについても記載）及び参入品目は以下のとおりである。

(平成 27 年 9 月 15 日現在)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
成 立 案 件 数	1 件	2 件	4 件
参入企業の業種 ※括弧内は県内 企業であるか県 外企業であるか	・食肉加工業（県外）	・運輸業（県外） ・食品製造業（県内）	・食品製造業（県外） ・通信販売業（県外） ・農業生産・加工業 （県内） ・工業（県外）
参 入 品 目	・食肉加工	・トマト ・茶加工	・根菜類加工 ・パパイヤ、ライチ ・露地野菜 ・施設野菜
検討中の案件数	—	—	8 件

検討中も含めた案件数は目標の 12 件を上回っており、また県内企業・県外企業を問わず様々な品目の参入が実現していることから、3 年間を通じてみると当事業は一定の効果を上げているものと考えられる。

(意見) 予算と実績の乖離について

一方、平成 26 年単年度について予算の執行状況を見てみると、予算額 96,000 千円に対し実際に補助を行った額は 3,022 千円となっており、多額の未執行分が生じている。当事業は単年度決算であることから、当該未執行分は翌年度に繰り越されることはない。

このような予算と実績の乖離が生じる原因は、年度毎の成立案件数の予測が難しいことにある。案件が成立するか否か、また成立する場合そのタイミングは、参入企業側の都合もあるため、ある年度における成立見込み数を県側が予測することは容易ではないのである。

しかし、予測が難しいから仕方がない、で済ませてしまうことは望ましくない。平成 26 年度とは逆に、実際の参入希望企業数が予測を上回った場合、予算不足から不成立案件が発生し、ビジネスモデル創出のチャンスを逃してしまうことにつながりかねないからである。

このような状況を解消するため、以下の方策を提案する。

1. 基金を設立する
2. 事業主体を県以外の組織とする

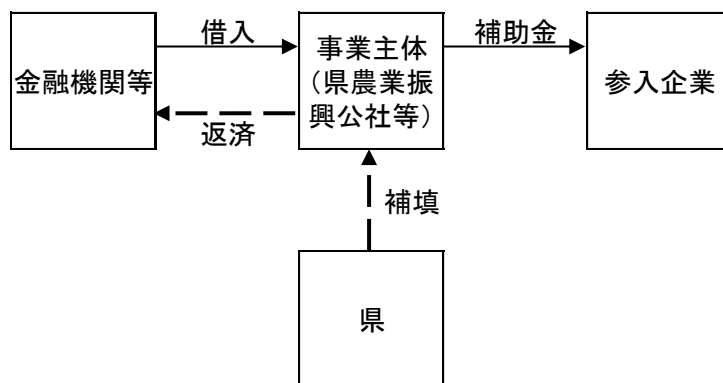
具体的内容は以下に記載する。

1. 基金を設立する方法

フードビジネス投資支援事業のための（あるいは関連する他の事業と共同の）基金を設立し、そこから補助金を交付する方法である。この方法によれば、事業実施期間を通じた成立案件数と必要な補助金額の予測を立てればよく、年度毎に予測と実績の乖離が生じるリスクから解放される。これまでの仕組みでは不可能であった、実績が予測を下回った年度と上回った年度の過不足の相殺が、基金を利用することにより可能となるのである。

2. 事業主体を県以外の組織とする方法

現状、当事業においては参入企業に対して県が直接補助金を交付する方式となっている。これを変更し、例えば県農業振興公社等、県以外の組織を事業主体とすることが考えられる。具体的には（県農業振興公社が事業主体であると仮定する）、まず県農業振興公社が外部の金融機関から借入による資金調達を行い、当該資金を基に参入企業に対し補助金を交付する。その後県が県農業振興公社に対し借入額の補填を行う、という方式である。



この方法によれば、必要補助金額に応じて事業主体が機動的な財源確保を行うことが可能であり、前述の基金を設ける方法と同様、予測と実績の乖離が生じるリスクから解放される。

(12) 中山間地域等直接支払い制度推進事業

事業名	中山間地域等直接支払い制度推進事業		
事業の種類	国庫	県単	所管部署 地域農業推進課
事業主体	県、市町村		
事業期間	平成22年度～平成26年度		

(単位：千円)

事業費(予算)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	584,990千円	607,868千円	607,875千円
事業費負担区分	国	県	地元
	67%	33%	-%

平成26年度決算

(単位：千円)

歳出		歳入(財源)	
負担金等	583,449	国庫支出金	388,767
その他	607	一般財源	195,290
合計	584,056	合計	584,056

事業の目的・背景

中山間地域等において、農業生産の維持を図りつつ、耕作放棄を防止し、多面的機能を確保するという観点から、集落等で策定した協定書に基づく農地等の継続的な管理等に対して支援を行う。

事業の内容

- ①中山間地域等直接支払交付金 (国1/2 県1/4、国1/3 県1/3) 601,568千円
 対象地域：過疎法などの地域振興立法5法の指定地域
 対象農用地：農振農用地区域の1ha以上のまとまりのある農地で、次のいずれかの基準を満たすもの(集落協定に基づき農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる場合は、1ha未満の農用地も取り込み可。)
 ・急傾斜農用地(水田1/20以上、畑等15度以上)
 ・小区画、不整形な田
 ・市町村長が必要と認める緩傾斜農用地
 ・知事が定める特認基準に該当する農用地
 対象者：集落協定に基づき5年間以上農業生産活動を行う農業者等
- ②市町村推進交付金(国1/2) 5,700千円
 集落等に対する説明・指導、確認事務並びに交付金支払事務等
- ③県推進事業 607千円
 第三者審査機関の運営経費及び市町村に対する指導

事業の効果

《協定締結面積 22年度 5,717ha → 26年度 6,003ha》
 適切な農業生産活動を通して耕作放棄が防止され、農業・農村が持つ多面的機能の維持・確保が図られる。

中山間地域はわが国の国土面積の約7割、経営耕地面積の約4割を占める重要な農業生産地域である。中山間地域等の農地は、毎年耕作・管理されることで、洪水の防止や水源のかん養、美しい緑の景観の提供など、さまざまな機能(多面的機能)を発揮している。この多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの人々の生命・財産と豊かな暮らしが守られている。一方、中山間地域は、傾斜がきつくて農地を広くできない、大きな機械で作業できない、法面が広くて草刈が大変など農業生産条件で不利な面が多く、平地に比べ高齢化も進んでいることから、耕作されずに放棄され

ていく農地が増える可能性がある。

この制度は、中山間地域等の農地を保全し、多面的機能を守っていくために、農業活動等を継続して実施する農業者等に対し、直接国及び地方自治体が交付金を交付するもので、1期5か年の対策として平成12年度からスタートし、平成26年度においては、第3期対策（平成22年度から平成26年度）として実施されているものである。

第3期対策においては、高齢農業者や小規模な集落・農地でも取り組みやすい仕組みに見直されており、取組面積の拡大が期待されている。

当制度の対象地域としては、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」「山村振興法」「過疎地域自律促進特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」の指定地域（いわゆる五法指定）や地域の実態に応じて県知事が指定する地域となっており、対象農用地は、急傾斜地、緩傾斜地、小区画・不整形の田、高齢化率・耕作放棄地率の高い草地等となっている。これらの農用地の中から、1ヘクタール以上の一団の農用地を構成した農業者等（農業者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織など）で、集落で農地の管理方法や役割分担を取り決めた「協定」を締結し、5年間以上農業生産活動を継続する必要がある。

● 集落協定書に定める主な内容

1. 5年間以上継続して農業生産活動を行う農用地(対象となる田畑)の範囲
2. 役員や協定に参加した農家等の役割分担
(農用地の管理方法や水路・農道などの管理活動の内容と作業分担、代表者や経理担当の選任など)
3. 集落の10～15年後を見据えた将来像を実現するための5年間の活動計画
4. 協定で取組む活動内容(農業生産活動や国土保全機能を高める取組など)
5. 交付金の使用方法など

手続の流れとしては、まず集落は市町村に対して協定書の認定申請を行い、認定を受ける。次に協定活動の実践段階において交付金の交付申請を行い、市町村の交付決定を受ける。その後、集落は交付金の請求を行い、市町村による対象行為の現地確認が実施された上で交付金の交付を受ける。ただし、県が交付金額の1/4（特認地域1/3）を負担することから県の出先機関（各農林振興局）において抽出検査を実施している。

交付単価は次のとおりである。

対象農用地	条件	単価区分	交付単価(円)			
			田	畑	草地	採草放牧地
急傾斜	田 1/20 以上	通常単価	21,000	11,500	10,500	1,000
	畑等 15 度以上	基礎単価	16,800	9,200	8,400	800
緩傾斜	田 1/100 以上 1/20 未満	通常単価	8,000	3,500	3,000	300
	畑等 8 度以上 15 度未満	基礎単価	6,400	2,800	2,400	240

注1：基礎単価とは、水路や農道等の維持保全活動など農業生産に必要な基礎的活動に取り組む場合の単価。(通常単価の8割)

注2：通常単価とは、基礎単価の取組みに加え、農業機械の共同化などより前向きな取組みを実施する場合の単価。

活動内容は、基礎単価、通常単価では、それぞれ次のとおりである。

- 基礎単価：集落協定で必ず実施しなければならない事項（必須）
 - 集落マスタープランの作成
 - 農業生産活動等(水路の泥上げや農道周りの草刈りなどの管理活動)
 - 多面的機能を増進する活動(1つ以上選択)
 - ・国土保全機能を高める取組(例…農用地と一体となった周辺林地の管理など)
 - ・保健休養機能を高める取組(例…レンゲや菜の花などの景観作物の作付けなど)
 - ・自然生態系の保全に資する取組(例…緑肥作物の作付けや環境保全に資する活動など)

- 通常単価：基礎単価の取組に加えてより前向きな取組を実施(1つ以上を選択)
 - A要件
 - ・協定農用地の拡大
 - ・機械、農作業の共同化
 - ・担い手への農地集積など
 - B要件
 - ・集落を基礎とした営農組織の育成
 - ・担い手集積化
 - C要件
 - ・集団的かつ持続可能な体制整備
(農用地を継続して管理する体制整備を構築)

農林水産省農村振興局が平成27年6月に公表した「平成26年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況」において県別状況が公表されている。主な内容を抜粋すると次のとおりである。

1 交付市町村数

都道府県	市町村数	対象市町村数	基本方針策定市町村数	交付市町村数	交付市町村率
福岡県	60	30	30	30	100%
佐賀県	20	19	19	18	95%
長崎県	21	21	19	19	90%
熊本県	45	39	35	35	90%
大分県	18	17	17	17	100%
宮崎県	26	21	20	20	95%
鹿児島県	43	31	24	24	77%
九州	233	178	164	163	92%
全国	1,718	1,116	1,011	998	89%

2 協定数

都道府県	集落協定	個別協定	計
福岡県	636	7	643
佐賀県	542	-	542
長崎県	991	34	1,025
熊本県	1,396	11	1,407
大分県	1,175	26	1,203
宮崎県	439	-	439
鹿児島県	767	2	769
九州	5,946	82	6,028
全国	27,570	508	28,078

なお、表中の集落協定とは、対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定であり、個別協定とは、認定農業者等が、農用地の所有権等を有する者との間で利用権の設定等又は農作業受委託を行う契約に基づき締結する協定である。

3 交付面積及び交付面積率

都道府県	集落協定 (ha)	個別協定 (ha)	計 (ha)	対象農用地 面積 (ha)	交付面積 率	全国比
福岡県	6,456	16	6,472	8,471	76.4%	0.9%
佐賀県	8,306	-	8,306	14,084	59.0%	1.2%
長崎県	9,669	270	9,939	12,693	78.3%	1.4%
熊本県	33,071	145	33,216	40,723	81.6%	4.8%
大分県	15,948	117	16,065	19,774	81.2%	2.3%
宮崎県	5,965	-	5,965	7,055	84.5%	0.9%
鹿児島県	7,749	4	7,752	9,445	82.1%	1.1%
九州	87,161	552	87,713	112,246	78.1%	12.8%
全国	681,716	5,504	687,220	837,734	82.0%	100.0%

なお、交付面積率は協定ありとして農林水産省に報告された市町村の対象農用地面積を交付面積で除したものである。

4 交付金額

都道府県	金額 (百万円)	全国比	1ha 当たり交付 金額 (千円)
福岡県	866	1.6%	134
佐賀県	1,276	2.4%	154
長崎県	1,512	2.8%	152
熊本県	2,578	4.8%	78
大分県	2,447	4.5%	152
宮崎県	773	1.4%	130
鹿児島県	827	1.5%	107
九州	10,278	19.0%	117
全国	54,175	100.0%	79

(意見) 抽出検査チェックリストによる点検について

平成 26 年度までのチェックリストによる抽出検査については、対象協定の一部を抽出して検査する方針であったため、単年度には検査対象のない振興局もあった。県の交付金額は平成 25 年度の実績では 7 億 6,600 万円になっており、1 協定あたりの平均は約 175 万円である(出所「平成 25 年度中山間地域等直接支払制度実施状況の概要」)。当制度はこのように県に多額の財政負担を強いる制度であることから点検の実施は当然に必要である。平成 27 年 1 月には、国がチェックリストを見直し、5 年間に全ての協定を検査する方向性を示していることから、今後はもれなく点検を実施することが必要であると考ええる。

(意見) 指導事項に対する市町村からの回答について

本庁において東臼杵及び西臼杵の農林振興局の抽出検査チェックリストを査閲した（東臼杵 4 協定、西臼杵 3 協定）結果、ほとんどのチェックリストに 2 つ以上の指導事項（要改善事項）が記載されているが、これらの指導事項に対する市町村からの回答が添付される仕組みにはなっていない。重要なルール違反となる指導事項があるわけではないが、ルールに則った申請手続が実施され、点検する側も効率的に点検作業が実施できるよう指導事項に対するフォローアップがなされることが必要であると考ええる。

(意見) 市町村に対する働きかけについて

上の表 1 を見ると、交付市町村率は 95%と全国 89%、九州 92%と比較しても上回っている。しかし、表 2 の協定数を見ると九州内で最も少なく、表 4 の交付金額でも同様である。1 ヘクタール当たりの交付金額では佐賀県、長崎県、大分県などには及ばないが、福岡県とは同レベルである。この要因としては表 3 を見てわかるように対象農用地面積自体が小さいこと、また交付単価の低い畑や緩傾斜の農用地の割合が高いことが考えられる。宮崎県は広い宮崎平野を有しており、新富町、高鍋町、川南町などは対象農用地を有しない。宮崎市も宮崎平野の大部分を占めるが、近隣の町を合併しており、対象農用地があるが、宮崎市は基本方針を策定しておらず、交付を受けていない。また、同じく都城市や国富町についても交付を受けていない。平成 27 年度からは 3 市町ともこれまでの基本計画にあたる促進計画は策定しているが、交付を受けるよう県として指導を強化することが望まれる。さらに、交付を受けている市町村に対しても交付面積を少しでも増やし、佐賀県、長崎県、大分県などと同レベルの交付金額を国から受けられるように対策を講じて、中山間地域の活性化を図ることが必要であると考ええる。

(意見) 事業の効果について

全国及び宮崎県の耕作放棄地面積の推移は次のとおりである。

		H2	H7	H12	H17	H22
全 国	耕作放棄地面積 (ha)	216,785	244,314	342,789	385,791	395,981
	耕作放棄地率	4.7%	5.6%	8.1%	9.7%	10.6%
宮崎県	耕作放棄地面積 (ha)	2,658	3,020	4,445	4,685	4,678
	耕作放棄地率	4.0%	4.8%	7.3%	8.3%	8.6%

耕作放棄地率 = 耕作放棄地面積 / (経営耕地面積 + 耕作放棄地面積)

中山間地等直接支払制度が導入された平成 12 年度以降は、従前よりも増加のペース

が緩やかになっており、宮崎県においては横ばいで推移している。中山間地域等の農地を保全するという目的に対して、この制度は一定の効果があると思われる。

農山漁村が有する多面的機能を維持するためには、今後も農山漁村に人が住み続けることが必要だが、そのためには当該制度だけでなく、多面的にアプローチすることが必要であるとする。これについては、「4. 複数の事業に関連する事項」で詳細に記述している。

(意見) 事業の実施状況について

【中山間地域等直接支払交付金の他県比較（平成26年度）】

(単位)	総面積 k m ²	森林面積 k m ²	率 *1	耕地面積 ha	対象農用地 ha	率 *2	交付面積 ha	率	交付金額 百万円
高知県	7,105	5,920	83.3%	28,300	10,269	36.3%	6,982	68.0%	989
岐阜県	10,621	8,400	79.1%	57,200	9,146	16.0%	9,146	100.0%	1,257
山梨県	4,465	3,470	77.7%	24,500	5,523	22.5%	4,099	74.2%	525
島根県	6,708	5,200	77.5%	37,700	15,049	39.9%	13,301	88.4%	1,888
奈良県	3,691	2,840	76.9%	22,000	4,713	21.4%	2,758	58.5%	334
和歌山県	4,726	3,630	76.8%	34,200	19,416	56.8%	11,560	59.5%	1,318
宮崎県	7,736	5,870	75.9%	68,200	7,055	10.3%	5,965	84.5%	773
岩手県	15,279	11,470	75.1%	151,500	26,020	17.2%	22,927	88.1%	3,474
徳島県	4,147	3,110	75.0%	30,400	5,759	18.9%	3,444	59.8%	403
全 国	372,924	244,650	65.6%	4,517,390	837,734	18.5%	687,221	82.0%	54,177

総面積：平成25年度 森林面積：平成21年度 その他：平成26年度

*1＝森林面積／総面積 *2＝対象農用地面積／耕地面積

上の表は森林面積比率（*1）が75%以上の都道府県における中山間地域等直接支払交付金の状況を示したものである。一般的に、森林面積比率の高い都道府県は傾斜地が多く、当該制度の対象となる農用地の比率（*2）が高くなると考えられる。宮崎県は、県土の88.4%が中山間地域に該当し、森林面積比率が75.9%と高いにもかかわらず、対象農用地の比率は10.3%と全国ベース（18.5%）の半分程度しかない。水田が多い地域、傾斜地における果樹栽培が盛んな地域は対象農用地の比率が高くなる傾向があり、宮崎県はやや低めになるのかもしれないが、対象農用地となるところが対象外として区分されている可能性も否定できないため、一度原因を調査することが必要であるとする。

2. 水産業関連

(1) プレジャーボート適正利用推進事業

事業名	プレジャーボート適正利用推進事業		
事業の種類	国庫	県単	所管部署
事業主体	県		
事業期間	平成24年度～平成26年度		

(単位：千円)

事業費（予算）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	8,313	10,500	10,708
事業費負担区分	国	県	地元
	-%	100%	-%

平成26年度決算

(単位：千円)

歳 出		歳 入 (財 源)	
人件費	2,961	使用料及び手数料	9,024
委託料	2,216	一般財源	741
その他	4,588		
合計	9,765	合計	9,765

事業の目的・背景

港湾、漁港等におけるプレジャーボートの放置艇問題を解決するため、平成19年3月に策定した「宮崎県プレジャーボート対策基本方針」に基づき、プレジャーボートの係留保管場所の確保と規制措置の実施を両輪としたプレジャーボート対策を進めることにより、公共用水域等の適正な利用を促進する。

事業の内容

- プレジャーボート適正利用推進事業 10,708千円
- ・プレジャーボート調査員を雇用し、定期的な巡視による適正利用の確認及びボート所有者の調査や未申請者に対する是正指導等の実施
 - ・係船環等の施設整備や港内の廃船等の処分の実施により、航路、泊地等の安全性を確保

事業の効果

≪制度導入漁港数 23年度末12漁港→26年度末23漁港（全漁港導入）≫

- (1) プレジャーボートの放置艇を、適正な係留施設に保留させ、港内を整理することにより、安全な船舶運航が可能になる。
- (2) 漁業活動や周辺環境等に悪影響を及ぼしていた状況が解消される。

近年の余暇時間の増加や海洋性レクリエーションの普及に伴い、港湾・漁港・河川の公共用水域等におけるプレジャーボート（主にスポーツやレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート等の船舶。）の数が増加している。宮崎県におけるプレジャーボート数は平成26年の調査によると約3,400隻あり、これらのプレジャーボートは水域の中でも港湾・漁港及び河口部周辺等に偏在的に係留されており、係留施設を巡るトラブルの発生や、安全な船舶の航行、漁業活動、周辺環境等に様々な問題を引き起こしている。

このため、国は港湾法及び漁港漁場整備法を改正し、港湾管理者が適正な措置を行える制度（放置等禁止区域の設定、監督処分規定の整備）が新設され、各県により対策が実施されている。

※ 放置等禁止区域とは

港湾法（昭和 25 年 5 月 31 日法律第 218 号）第 37 条の 3 第 1 項及び漁港漁場整備法（昭和 25 年 5 月 2 日法律第 137 号）により、みだりに、船舶その他の物件で港湾管理者が指定したものを捨て、又は放置することを禁止する区域のことである。この区域指定により、社会問題となっているプレジャーボートの放置や投棄に関する規制を強化し、いわゆる放置艇問題に対し港湾管理者が適正な措置を行うことを可能とするものである。

宮崎県においても、平成 19 年 3 月に策定した「宮崎県プレジャーボート対策基本方針」に基づき、係留場所の確保と規制措置を両輪として、

- 遊休化している既存の係留施設や防波堤の裏等をプレジャーボート用の係留施設として利用
- プレジャーボート用の係留施設の利用は許可制とし、使用料を徴収
- 係留許可を受けたプレジャーボート用の係留施設以外の場所の係留禁止
- 各港湾及び一定の水域ごとに、所有者団体や関係機関による利用者等調整会議を設置して、合意形成を図りながら対策実施

といった対策を講じている。また、プレジャーボートが係留施設を利用する場合の使用料を設定するため、「宮崎県港湾管理条例（昭和 38 年 8 月 1 日宮崎県条例第 18 号）」及び「宮崎県漁港管理条例（昭和 38 年 8 月 1 日宮崎県条例第 19 号）」の改正を行い、港湾においては平成 23 年 7 月 1 日から、漁港においては平成 22 年 7 月 1 日から施行している。使用料については、「プレジャーボートの長さ 1 メートル 1 年につき 6,000 円以内」とし、実際に係留する場所の利便性等を考慮して、段階的に減額（最大 3,600 円）設定している。

具体的には、利用希望者は、「係留施設使用許可申請書」を提出するとともに、「納付書」によって使用料を納付しなければならない。使用許可を受けた者は、「許可証」を船体に貼り付ける。また、管理業務の一部を漁協に委託している。

漁港においては、平成 27 年度 12 月末現在宮崎県内の 23 漁港のうち、21 漁港において放置等禁止区域の設定がなされており、11 漁港で業務委託が行われている。

また、当事業の大部分はプレジャーボート所有者からの使用料により賄われている。

(意見) プレジャーボートの使用料について

平成 26 年度におけるプレジャーボートの使用料の納入状況は次の表のとおりである。

(単位：件、千円)

所 属	調 定 額		納 入 額		収 入 未 済 額	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
北部港湾事務所	146	2,604	146	2,604	0	0
中部港湾事務所	82	2,681	80	2,634	2	48
油津港湾事務所	179	3,939	173	3,801	6	138
串間土木事務所	27	485	27	485	0	0
計	434	9,710	426	9,524	8	186

このように、使用料の未納額（収入未済額）が若干ではあるが存在している。また、平成 25 年度末における収入未済額の平成 26 年度での納入状況は次の表のとおりである。

(単位：件、千円)

所 属	H25 年度末収入未済額		H26 年度中の納入額		H26 年度末収入未済額	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
北部港湾事務所	1	31	1	31	0	0
中部港湾事務所	3	77	1	29	2	48
油津港湾事務所	10	239	3	66	7	173
串間土木事務所	1	8	0	0	1	8
計	15	355	5	126	10	229

このように平成 26 年度末での収入未済額は 18 件、415 千円（うち、過年度分 229 千円）となっており、平成 25 年度末よりも件数、金額とも増加している。収入未済ということは、無断で漁港に係留しているのと同じことになり、適切に納付している者が不公平感を持ち、納付を拒むことにもなりかねない。未納となっている理由としては、払う意思はあるが、廃業により生活困窮に陥っていたり、病気入院により収入がなくなっていたりして払えないというものである。同一人物が複数年度未納のケースもあるとのことである。なかには分割納入中の者もいるとのことであるが、少額ではあるといえども、未納はなくすべきものであり、しっかりとした未納防止対策を講じる必要がある。今後も引き続き文書催告や居宅訪問などの滞納処分を行うとともに、許可取り消しを含む様々な手段を講じて公平性を維持することが必要であると考えます。

(2) うなぎ稚魚流通等監視強化対策事業

事業名	うなぎ稚魚流通等監視強化対策事業		
事業の種類	国庫	県庫	所管部署
事業主体	県、県内水面振興センター		
事業期間	平成22年度～平成26年度		

(単位：千円)

事業費(予算)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	64,079	64,079	65,326
事業費負担区分	国	県	地元
	-%	100%	-%

平成26年度決算

(単位：千円)

歳出		歳入(財源)	
委託料	44,845	一般財源	55,659
負担金等	10,814		
合計	55,659	合計	55,659

事業の目的・背景

本県の養鰻業生産量は、全国第3位の位置にあるが、これを今後とも堅持していくためには、うなぎ稚魚に係る秩序維持が重要であり、従来から密漁及び不正流通対策を講じてきたところである。

しかし、一部の河川においては、組織的な密漁や不正流通が依然として存在する実態があるため、一般財団法人宮崎県内水面振興センター(以下「センター」という。)の機能を活用し、密漁監視活動と各流通段階におけるうなぎ稚魚の取引の監視を強化することにより、より一層の養鰻業振興と内水面秩序の安定を図る。

事業の内容

- ①密漁監視強化対策事業 29,454千円
県が実施する密漁取締における補助的業務(河川の実態に応じた巡回監視等)をセンターに委託する。
- ②流通監視強化対策事業 15,391千円
県がうなぎ稚魚の取扱いに関する条例に基づき実施する検査等の補助的業務(帳簿等調査、池入れまでの流通監視等)をセンターに委託する。
- ③うなぎ稚魚流通等対策指導事業(県定額、1/2) 20,481千円
センターが実施する密漁・不正流通監視業務の立案、進捗管理等に要する経費の補助を行う。

事業の効果

《密漁監視実績(24年度) 対象40河川等、延べ227回》

《流通監視実績(24年度) 対象82団体等、延べ142件》

- (1) ウナギ資源の適正な利用が図られる。
- (2) 内水面秩序の安定及び養鰻業の振興が図られる。

当事業の事業主体である一般財団法人宮崎県内水面振興センターは、平成6年11月1日、県、市町村その他関係機関・団体の協力の下、内水面の振興に資することを目的として設立されたもので、主な事業として、

- 県内地場産業としての養鰻業の振興を目指したシラスウナギの採捕供給
- 水産動植物の増殖を図るためのアユ、うなぎ等の放流
- 水産動植物の違法な採捕の防止及び安全操業のための警戒警備

等を行っている。また、最近は、これまでの採捕事業を通して得られたシラスウナギの遡上データ等の分析、研究機関等への資料提供を行うなど、学術的生態調査にも取

り組んでいる。

(意見) 内水面振興センターの稚魚採捕事業について

宮崎県内水面振興センターは、上記の密漁監視・流通監視のほかに、うなぎ稚魚を採捕して養殖業者に販売するという稚魚採捕事業を行っている。同センターの事業報告書によれば、平成 25 年度におけるうなぎ稚魚採捕事業の実績は、事業収入 103,490 千円、事業費 57,753 千円となっており、差引 45,737 千円の事業利益を計上している。

密漁監視の実効性を高めるには、実際に操業しながら行うのが効果的なものかもしれないが、同センターの稚魚採捕事業が大きくなりすぎると、適法に操業している採捕業者の事業を圧迫することになる。密漁監視・流通監視に要する経費は県から委託料として支払われているが、これが十分に支給されず、財源を採捕事業の利益で賄うために同センターが漁獲量を増やすことも懸念される。

この点については、採捕業者が容認できる範囲内であれば、同センターが稚魚採捕事業を継続することも問題はないと考える。密漁者が減少すれば漁獲量も増加すると考えられ、養殖業者だけでなく採捕業者も同センターの事業の恩恵を受けているからである。ただし、前提条件として以下の要件を満たしている必要がある。

- 採捕業者が同センターの経営に対して意見を述べる機会がある。
- 同センターの経営状況を理解するのに十分な情報が提供されている。

意見陳述の機会については、内水面漁業協同組合の代表者が同センターの理事に選任されているため、採捕業者が何らかの形で同センターの経営に対して意見を述べる機会はあると考えられる。情報提供については、ホームページ上で同センターの財務諸表・事業報告書・事業計画書が開示されており、事業報告書にはうなぎ稚魚採捕事業に関する収益・費用だけでなく、漁獲量・事業実施期間なども記載されていることから、必要最低限の情報は公開されている。ただし、最新年度 1 年分しか開示されていないため、これまでの傾向を把握できない。重要な情報については過去数年分を開示することが必要であると考えられる。

(3) 新みやざき漁業推進資金

事業名	新みやざき漁業推進資金		
事業の種類	国庫	県単	所管部署
事業主体	県		
事業期間	平成23年度～平成27年度		

(単位：千円)

事業費（予算）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	3,371	4,281	5,113
事業費負担区分	国	県	地元
	-%	100%	-%

平成26年度決算

(単位：千円)

	歳出	歳入(財源)	
負担金等	1,478	一般財源	1,478
合計	1,478	合計	1,478

事業の目的・背景

水産業は、燃油価格の高騰をはじめ、漁獲量の減少や魚価の低迷など厳しい状況の中、漁業経営の近代化とともに漁業者の自主的な資源管理や経営手法の抜本的な見直し、意欲ある担い手の参入の促進等が課題となっている。

このため、漁業近代化資金のうち、本県水産業の振興を図る上で、特に重点的な取組が必要な儲かる漁業への転換及び資源管理の促進に関する資金並びに台風等の災害を受けた者が必要とする資金について、利子補給の上乗せ措置を行い、意欲ある漁業者の経営改善や資源管理の促進及び被災者の経営再建を支援する。

事業の内容

- ①資金用途：漁船建造又は養殖施設の取得、災害復旧
- ②貸付限度額：漁船資金 20t未満9,000万円 20t以上36,000万円
養殖業者 個人9,000万円、法人18,000万円
- ③償還期限：15年以内（据置3年以内）（漁船建造資金）
- ④貸付利息：（1）漁業経営対策資金1.0%～、（2）資源管理促進支援資金1.0%～、
（3）災害対策資金1.5%～
- ⑤利子補給率：上記（1）及び（2）の資金については、0.75%を上限、
（3）の資金については0.25%を上限
- ⑥利子補給期間：15年以内（漁船建造資金）

事業の効果

- （1）漁業者等の資本装備の高度化により、その経営の近代化が推進される。
- （2）利子補給の上乗せによる長期かつ低利の資金融通の円滑化が図られ、漁業者等の経営改善が図られる。
- （3）儲かる漁業への経営手法の転換や漁業者の自主的な資源管理措置等が促進される。

・ 漁業近代化資金について

漁業近代化資金とは、国・都道府県が漁業等（漁業者、漁業を営む法人、水産加工業者、漁業協同組合等）を営む方の資本装備の高度化と経営の近代化を後押しするために行われている制度融資である。より低利な融資が受けられるほか、幅広い用途の資金が用意されている。貸付は漁協等が行い、漁業系統の貯（預）金を資金源とし、国・都道府県からの利子補給があるため、借受者の金利負担が軽減される。

貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 漁業を営む個人、漁業を営む法人（常時使用する従業者数が300人以下であり、かつ、使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下であるもの） ➤ 漁業生産組合、水産加工業を営む法人（常時使用する従業者数が300人以下であるもの又は資本もしくは出資の総額が、1億円以下であるもの） ➤ 漁業協同組合、漁業協同組合連合会 ➤ 水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会 ➤ 漁業者等が主たる構成員となっている団体など
貸付限度額	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 漁船資金 <ul style="list-style-type: none"> 20トン未満 9,000万円 20トン以上 3億6,000万円 ➤ 養殖業者 <ul style="list-style-type: none"> 個人 9,000万円 法人 1億8,000万円 ➤ 水産加工業者 <ul style="list-style-type: none"> 個人・法人 9,000万円 ➤ 20トン未満漁船漁業、養殖業又は水産加工業の複合経営者 1億5,000万円 ➤ 上記以外の漁業生産組合、漁業法人 9,000万円 ➤ 漁業協同組合など 12億円 ➤ 初度的経営資金（7号資金） 1,500万円 ➤ 漁村給排水施設（7号資金） 1,200万円 ➤ 特定の漁家住宅（7号資金） 1,800万円 ➤ 漁家民宿施設（7号資金） 4,000万円
償還(据置)期間	資金、借受者区分により5～20年（2～3年）以内
融 資 率	事業費の80%以内
融 資 機 関	漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫
金 利	国が示す基準金利一県の利子補給（1.25%）

【資金種類】

1号資金（漁船資金）	漁船の建造・取得・改造、推進機関、補機関、魚群探知機等
2号資金（漁船漁具保管修理施設・水産物加工施設等資金）	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設等
3号資金（漁場改良造成用機具等資金）	漁場改良造成用機具、漁船用油水供給用機具等
4号資金（漁具等資金）	漁具、養殖いかだ、はえなわ式養殖施設
5号資金（水産動植物の種苗の購入・育成資金）	成育期間が通常1年以上であるぶり、うなぎ、あじ等
6号資金（漁村環境整備施設資金）	漁村情報処理・通信施設、集会施設、託児施設等
7号資金（農林水産大臣特認施設）	漁場改良造成施設、漁協等共同利用船舶、特定の漁家住宅等

・新みやざき漁業推進資金

漁業近代化資金のうち、本県水産業の振興を図る上で、特に重点的な取組が必要な儲かる漁業への転換及び資源管理の促進に資する資金並びに台風等の災害を受けた漁業者が必要とする資金について、利子補給の上乗せ措置を行い、意欲ある漁業者の経営改善と被災者の経営再建を支援するものである。

【資金種類】 貸付限度額、償還期限等は漁業近代化資金に準ずる。

漁業経営対策資金	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 貸付対象者 次の(1)及び(2)の要件を満たす者 (1) 漁業経営改善計画について県の認定を受けた者 (2) 自立経営を志向し、将来その地域の中核的な漁業者となり得る資質を有する者 ➤ 対象事業 1号資金のうち漁船の建造又は取得 ➤ 金利 1.0%
資源管理促進支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 貸付対象者 (1) 国又は県の確認を受けた資源管理計画に参加する漁業者等 (2) 県の漁場改善計画の認定を受けた漁場改善計画に参加する漁業者等

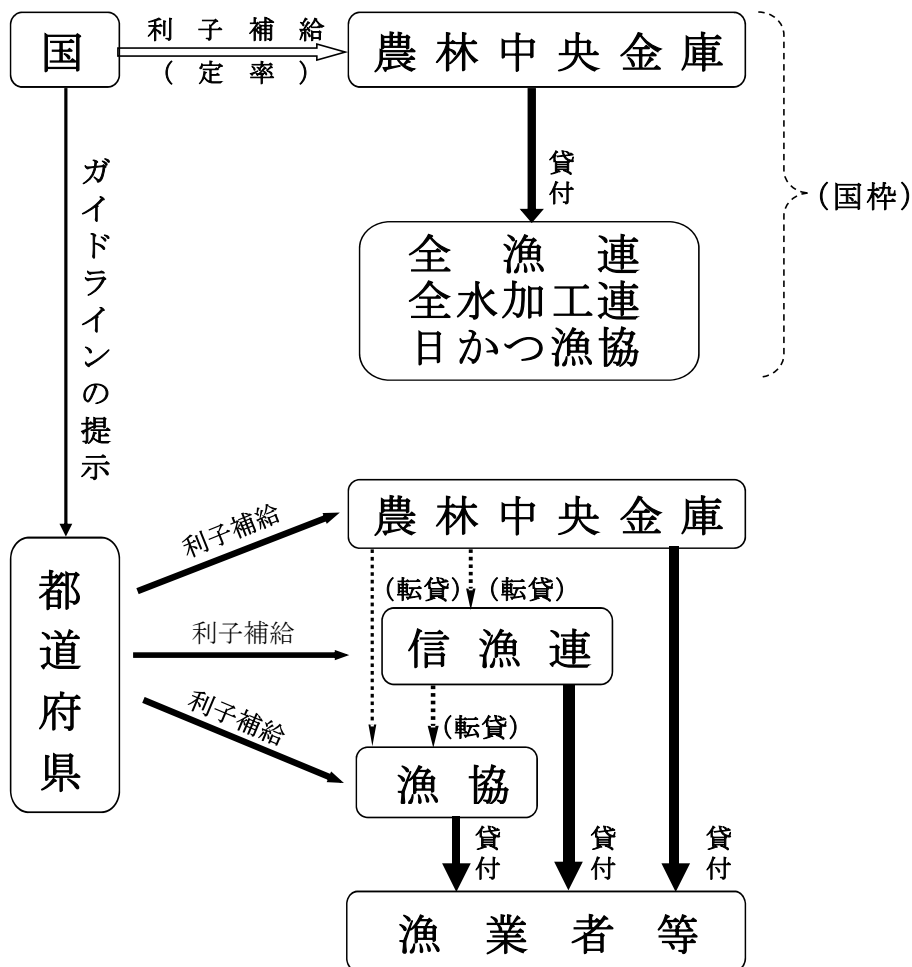
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 対象事業 1号資金のうち船体以外の部分に係る漁船の改造（20トン未満漁船については沿岸漁業改善資金で融資できないものに限る）、2号資金、3号資金、4号資金のうち魚網等購入、5号資金 ➤ 金利 1.0%
漁業災害対策資金	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 貸付対象者 指定災害により被害を受けた者 ➤ 対象事業 1～7号資金で、被害を受けた漁業用施設等の復旧に要するもの ➤ 金利 1.5%

・関連する事業（サンマリン等）

新みやざき漁業推進資金は平成23年度からの事業であるが、その前身事業としては以下のものがある。

期 間	事 業 名	平成26年度予算
～平成2年度	県単上乘せ事業	—
平成3年度～平成7年度	サンマリン漁業推進資金	—
平成8年度～平成12年度	新サンマリン漁業推進資金	549千円
平成13年度～平成17年度	サンマリン21漁業推進資金	1,667千円
平成18年度～平成22年度	新サンマリン21漁業推進資金	14,113千円
平成23年度～平成27年度	新みやざき漁業推進資金	5,113千円

・ 県の負担金



「漁業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」に基づき、漁業近代化資金の貸付金利のうち 1.25%を漁業近代化資金利子補給金として県が負担することとなり、その負担額を漁業近代化資金利子補給金として予算化している。

また、漁業近代化資金のうち、本県水産業の振興を図る上で、特に重点的な取組が必要な儲かる事業への転換及び資源管理の促進に関する資金並びに台風等の災害を受けた者が必要とする資金について、意欲ある漁業者の経営改善や資源管理の促進及び被災者の経営再建を支援する目的で利子補給の上乗せ措置を行うこととし、その負担額を新みやざき漁業推進資金として予算化している。

・ 借受者の負担

漁業近代化資金（新みやざき漁業推進資金含む）の融資をうける場合、借受者の実質金利が 1.0%となるように県が利子補給を実施する。

(例)

①貸付金利が 2.25%の場合

借受者の実質金利＝貸付金利 2.25%－県負担 1.25%（漁業近代化資金事業）＝1.0%

この場合、新みやざき漁業推進資金の要件を満たしていたとしても、利子補給の上乗せは行われぬ。

②貸付金利が 2.5%の場合

借受者の実質金利＝貸付金利 2.5%－県負担 1.5%（漁業近代化資金事業 1.25%＋新みやざき漁業推進資金 0.25%）＝1.0%

・残高推移

次の表は、漁業近代化資金及び県単上乗せ制度の推移である。（単位：件、百万円）

		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
融 資 枠		1,000 (900)	1,200 (1,100)	1,200 (1,100)	1,200 (900)	1,200 (900)	1,200 (900)	1,200 (900)	1,200 (900)
融 資 実績	件数	26 (25)	16 (13)	22 (21)	8 (7)	7 (7)	8 (3)	15 (0)	19 (0)
	金額	1,090 (1,048)	349 (325)	596 (595)	360 (306)	359 (359)	207 (64)	578 (0)	870 (0)
利子補給額		100	98	85	76	66	58	52	50
融 資 残 高	件数	239 (199)	226 (186)	185 (149)	170 (139)	144 (123)	130 (110)	124 (91)	118 (73)
	金額	5,360 (4,874)	4,966 (4,507)	4,550 (4,189)	3,927 (3,603)	3,447 (3,279)	2,973 (2,822)	3,103 (2,365)	3,562 (1,990)

(注) 下段 () 書きは、県単上乗せ利子補給制度の実績で内数。

※平成 27 年度の融資実績は平成 28 年 1 月末現在

※平成 27 年度の融資残高は平成 27 年 12 月末現在

(意見) 資金の有効利用について

直近 7 年間は漁業近代化資金 10 億円～12 億円、県単上乗せ制度分 9 億円～11 億円の融資枠が設けられているにもかかわらず、平成 21 年度以降は融資枠の 5 割以下の実績、特に平成 25 年 10 月以降は県単上乗せ制度対象の融資実績がゼロとなっており、資金の有効利用が図られていない。

所管部署では、「県単上乗せ制度は、漁業近代化資金のうち、本県水産業の振興を図る上で、特に重点的な取組が必要な儲かる漁業への転換及び資源管理の促進に資する資金並びに台風等の災害を受けた漁業者が必要とする資金について、利子補給の上乗せ措置を行い、意欲ある漁業者の経営改善と被災者の経営再建を支援するものである

が、融資実績がゼロとなっているのは、本体である近代化資金では 1.25%の利子補給措置を行っていること、融資であるため漁業者の負担と県の施策の推進を考慮して貸付金利が 1.0%を超える場合に県単上乘せ措置を実施することとしているためである。また融資枠についても、本県の漁業は、漁船の老朽化が進んでおり、今後、承継や担い手となる経営者が漁業を継続していくために、現在の環境に適した漁船建造が喫緊の課題となっているが、設備費用の高額化に伴い漁船建造の費用が高騰しているため現在の融資枠は必要なものである。」としている。

制度を有効に活用するためにも普及啓発活動を活発に行うとともに、融資枠についても今後の漁船建造の需要等を把握・考慮して検討を行うことが必要であると考え。

(4) 漁業協同組合機能・基盤強化推進事業

事業名	漁業協同組合機能・基盤強化推進事業		
事業の種類	国庫	県単	所管部署 水産政策課
事業主体	県、市町、沿海各漁業協同組合等		
事業期間	平成25年度～平成27年度		

(単位：千円)

事業費（予算）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	—	339,000	518,476
事業費負担区分	国	県	地元
	—%	100%	—%

平成26年度決算

(単位：千円)

	歳 出	歳 入 (財 源)
貸付金	357,983	諸収入 357,983
合計	357,983	合計 357,983

事業の目的・背景

漁獲低迷や漁業者数の減少等により手数料収入や出資金が減少するなど、各漁協の収支及び財務は厳しさを増している。

このため、沿海漁協や系統団体が取り組む「市場の拠点化」や「信用事業統合」等の機能・基盤強化を支援し、漁業者が安心して漁業を継続できる環境を守る。

事業の内容

①指導事業

基盤強化を早期・確実に達成するため、「機能・基盤強化推進委員会」による進捗管理及び指導を行なう。

②支援事業（県定額）

各漁協が信用事業譲渡を行なう際に必要となる借入の金利負担を軽減するため、県・市町・信漁連等が連携して低利融資を行なう。

※財源：その他特定：518,476千円

事業の効果

<産地市場の統廃合 14市場→8市場>

<信用事業の県下一元化 17漁協の信用事業譲渡>

(1) 信用事業の信漁連への一元化や漁協の運営体制の合理化により、信用事業や経済事業が適切に維持・運営され、漁業活動を支えることができる。

(2) 県漁連と漁協が連携した販売事業の強化により、魚価向上や付加価値向上が図られ、儲かる漁業の実現へ寄与する。

・信用事業譲渡について

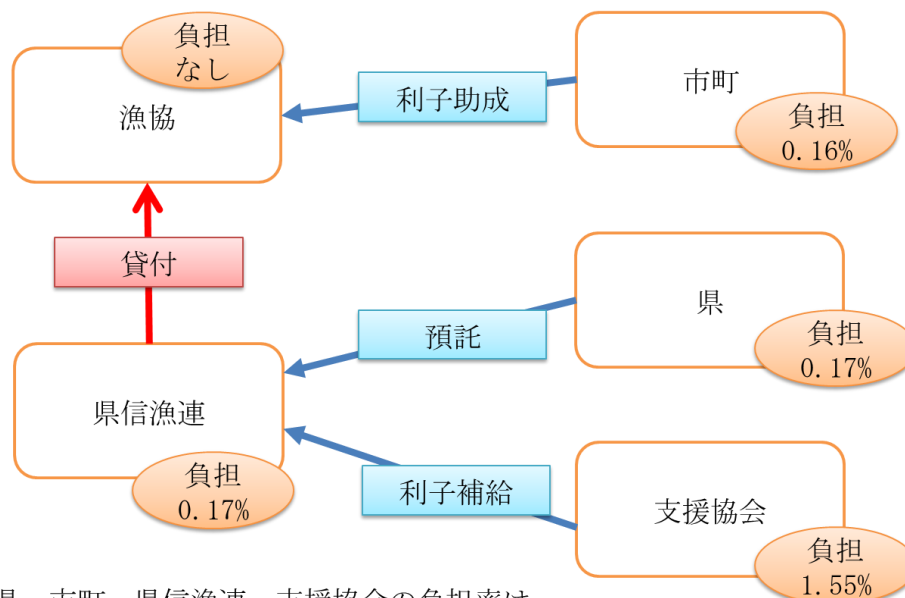
平成 24 年 9 月 4 日に県域で承認された「宮崎県内漁業協同組合及び系統組織機能・基盤強化推進方針」に基づいて、漁協の機能維持及び基盤強化を図るため、漁協の信用事業を宮崎県信用漁業協同組合連合会（以下「県信漁連」という。）に一元化することとなった。

各漁協が信用事業譲渡を行う際に必要となる借入の金利負担を軽減するため、宮崎県、県内沿海市町、県信漁連及び特例社団法人ジェイエフマリンバンク支援協会（以下「支援協会」という。）が連携して、漁協の金利支援を行い信用事業譲渡の円滑化と漁協の基盤強化を行うものである。

支援の対象となる借入は次のとおりである。

- ア 基盤強化資金 漁業協同組合が信用事業の事業譲渡を行うことに伴い不足する資金に係る借入金
- イ 経営改善資金Ⅰ型 漁業協同組合が経営改善に向けて既存の借入金を借り換える資金で、経営改善資金Ⅱ型以外の借入金
- ウ 経営改善資金Ⅱ型 漁業協同組合が信用事業の事業譲渡を行うことに伴い、経営改善に向けて既存の借入金を借換えするための資金で、かつ、金融機関から 10 年間元金の返済を猶予された特別借入金

・県の負担額について



(注) 県・市町・県信漁連・支援協会の負担率はイメージであり、実際の負担率とは異なる。

県では、県信漁連に対する利子補給ではなく、県信漁連の調達コストを軽減させるために貸付(預託)を行っている。預託額は次の算式で算出している。

預託額＝ 融資額(※1) × 県の支援割合 ÷ 調達コスト(※2)

(※1) 県信漁連から漁協への融資額

(※2) 県信漁連の調達コスト

例えば、融資額が1億円、県の支援割合が0.17%の場合、預託額＝1億円×0.17%÷1.0%＝17百万円となり、県が17百万円預託することにより、末端金利を0.17%軽減させていることとなる。

なお、預託額の算出は、年度当初又は新たな融資を実施する場合に、信漁連から融資計画書が提出されるため、計画書の平均融資残高や直近の調達コスト等を確認し、現在は調達コスト1.0%として算出している。なお、調達コストは、平成24年度1.06%、平成25年度1.14%、平成26年度1.32%と、1.0%を上回っており、県の負担割合が大きくなる状況にはなっていない。

もし、漁協が信漁連に返済できない場合、その負担(額・割合等)の取り決めは行っていないが、漁協が作成し、県、農林中央金庫、全国漁業協同組合連合会等関係機関の承認を受けた経営改善計画の進捗状況について、定期的に経営状況の報告を求め、進捗状況の把握を行っており、2年連続で目標数値の80%を下回る状況となった場合は計画の変更によるさらなる合理化を求めるなど、返済が難しい事態に陥ることがないよう、事前に経営改善等を協議し、対応することとしている。

(意見) 利子補給方式での金利支援について

利子補給として支出した場合、その資金の回収はできない。しかしながら、現状の預託方式であっても県が負担しなければならないコストは実質的に変わらず、また、預託方式では県の歳入(県信漁連からの預託金の返還)と歳出(県信漁連への預託金の支払)が両建てで計上されることで実態やコストが把握されにくいいため、利子補給方式の採用を検討することが必要であると考え。県と同じく県信漁連を支援している市町や支援協会も利子補給方式である。

これについて所管部署では、「信用事業譲渡に伴い、譲受先の信漁連は預金等が増加する一方で、経費(人件費等)の増加や地域の平均預金残高の減少等により、自己資本比率が低減している。このため、漁協の利息支援だけではなく、信用事業譲渡を進める上で一定の負担が生じる信漁連の融資資金調達を預託(貸付)として支援することにより間接的に信漁連の経営安定化にも資する事業となっている。また、利子補給(補助金)として支出した場合は、その資金の回収はできないが、預託(貸付)であれば、毎年度当初に預託し、年度末に返金しているため、年度内の県の支出が抑制でき、県の財政健全化に資するという効果もある。」としているが、前述のように当該貸付の資金を調達するためのコスト(金融機関からの借入であれば借入利息、県債であれば県債の利子、また、預託(貸付)方式から利子補給方式に変更した場合に削減できる予算を他の事業に振り替えることで得られる効果等が得られないことによる機会損失等)の観点とを比較考慮し、より効率的な予算執行の手法も再度検討することが必要であると考え。

(5) 宮崎のさかなビジネス強化・拡大推進事業

事業名	宮崎のさかなビジネス強化・拡大推進事業		
事業の種類	(国庫)	(県単)	所管部署 水産政策課
事業主体	県、水産団体、企業等		
事業期間	平成26年度～平成28年度		

(単位：千円)

事業費(予算)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	—	—	15,476
事業費負担区分	国	県	地元
	35%	65%	—%

平成26年度決算

(単位：千円)

歳出		歳入(財源)	
委託料	479	国庫支出金	4,739
負担金等	11,965	諸収入	8,915
その他	1,210		
合計	13,654	合計	13,654

事業の目的・背景

漁業者の収益性を向上するとともに水産物ビジネスを強化・拡大するために、市場運営の合理化や漁業界による新たな販売組織づくり等の体制構築とマーケットインによる戦略的な商品づくりや情報発信を推進する。

事業の内容

※財源：国庫6,200千円・みやざき成長産業育成加速化基金9,276千円

①新しい水産物販売体制構築事業	2,521千円
ア 生産者側の新たな体制整備事業支援	
・ 県域的漁協系統販売組織や市場統廃合の取組に対する支援(県1/2)	(960千円)
・ 市場整備等に対する支援(国4/10)	(840千円)
イ 6次産業化ネットワークの構築(国1/2)	(721千円)
本県水産物に関する6次産業化ネットワークの構築及び具体的な活動方針の検討等	
②戦略的商品づくり推進事業	11,781千円
ア 水産物マーケティング戦略推進	(515千円)
本県水産物の消費拡大と県内水産関係産業の活性化を目的に設置する「水産物マーケティング戦略会議(仮称)」の運営等	
イ 本県水産物の情報発信、PR活動支援(県 定額1/3)	(6,266千円)
県域的イベントの実施やHP、PR誌の発刊等、本県水産物の情報発信等の取組に対する支援	
ウ 新たな商品開発支援事業(国2/3)	(5,000千円)
新たな商品開発試作経費や販路開拓等の取組に対する支援	
③県推進事務費	1,174千円
県の流通販売業務に係る経費	
市場の合理化の実施主体や新販売体制づくりに対して指導等を実施	

事業の効果

＜新たな販売体制の本格稼働 27年度＞

消費者に支持される商品が安定的に供給されることで、県産水産物の付加価値が拡大し、生産者側の販売組織の利益還元により、漁業経営の安定が図られる。

宮崎県の海岸線は直接太平洋に面しており、沖合は、北上する黒潮の影響が強く、カツオ、マグロの漁場が形成されている。このような地理的条件から、海面漁業の漁獲量は全国 11 位と多く、養殖魚を含めて漁獲量（生産量）が全国 5 位以内となっている魚種も複数ある。また、宮崎県では、「宮崎のさかなビジネス拡大協議会（旧 いきいき宮崎のさかなブランド確立推進協議会）」が、県水産物の中で一定の基準を満たした品質や規格等が優れたものを宮崎県水産物ブランド認証品として認定しており、PR・普及するためブランド認証マークを定めている。現在、宮崎カンパチ、北浦灘アジ等の 9 品目がブランド認証されている。

【魚種別漁獲量・生産量で宮崎県が5位以内の魚種一覧】

単位：トン

まぐろ類	かじき類	あじ類	ぶり	かんぱち	うなぎ
静岡 27,009	宮城 3,416	長崎 51,623	鹿児島 28,366	鹿児島 20,663	鹿児島 5,747
宮崎 21,295	高知 1,529	島根 38,259	愛媛 19,002	愛媛 3,786	愛知 3,140
鹿児島 19,848	鹿児島 1,378	福岡 8,193	大分 18,056	高知 3,681	宮崎 2,840
宮城 19,173	東京 1,340	愛媛 7,354	宮崎 8,980	大分 3,226	静岡 1,396
高知 18,489	宮崎 1,122	宮崎 6,979	高知 8,032	宮崎 4,157	三重 263
全国 188,681	全国 15,682	全国 175,430	全国 106,293	全国 38,770	全国 14,204

出所 平成25年漁業・養殖業生産統計

注：「ぶり」、「かんぱち」、「うなぎ」は養殖

【宮崎県水産物ブランド認証品】

第1号宮崎カンパチ
第2号北浦灘アジ
第3号門川金鱧
第4号ひむか本サバ
第5号宮崎かつおうみっこ節
第6号五ヶ瀬やまめ
第7号みやざき焼酎もろみ漬け（シイラ）
第8号宮崎一口あわび 浦の恵
第9号みやざき金ふぐ

（意見）宮崎のさかなビジネス強化・拡大推進事業について

宮崎県は、「宮崎のさかなビジネス協議会」の構成員となっており、当協議会を通じて、県域的イベントの実施やHP、PR誌の発刊等、本県水産物の情報発信等の取組に対する支援を行っているが、同じくPR活動を行っている宮崎県の農畜産物と比較すると認知度が低いのではないだろうかと考える。農畜産物のマーケティングを行っている農政企画課では、宮崎県を含む5都市の一般男女を対象とした継続的なアンケート調査や、東京都内の社員食堂での期間限定の宮崎県産品の利用等の取り組みを積極的に行っていることから、効果の増大や予算の削減のために、部を超えた情報共有や合同イベントを行うことが必要であると考えます。

3. 林業関連

(1) 森林バイオマス地域再生事業

事業名	森林バイオマス地域再生事業		
事業の種類	国庫	県単	所管部署 山村・木材振興課
事業主体	地区協議会(市町村、森林組合、素材生産業者、森林所有者等)		
事業期間	平成26年度～平成27年度		

(単位：千円)

事業費(予算)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	-	-	10,000
事業費負担区分	国	県	地元
	-%	33%	67%

※事業費負担区分は、予算額の大きい事業分を記載している。

平成26年度決算

(単位：千円)

歳出		歳入(財源)	
負担金等	8,352	繰入金	8,552
その他	200		
合計	8,552	合計	8,552

事業の目的・背景

林地残材の利用を山元への利益に繋げるため、中間土場の設置等、木質バイオマス発電施設等に対する効率的な木質バイオマスの供給体制の構築に対して支援を行い、中山間地域の所得の向上を図る。

事業の内容

①木質バイオマス地域供給システム構築支援(補助率：1/2以内)	1,200千円
・林家等が行う林地残材収集システムに関するノウハウの習得	
・先進地の指導者を招聘しての研修等	
②木質バイオマス地域収集運搬等支援(補助率：1/3以内)	8,600千円
・林地残材の収集・運搬等に必要な資機材や中間土場の整備に対する支援	
③推進事務費	200千円

事業の効果

- (1) 林地残材の利用による林家等の所得向上
- (2) 未利用木質資源の有効活用

立木を丸太にする際に出る枝葉や梢端部分、切捨間伐材などは森林外に搬出されず、林地に放置されるもの(林地残材)がほとんどであるが、再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT制度)の導入後は、木質バイオマス発電施設の燃料として期待されている。そこで、林地残材の効率的な供給体制を構築し、林地残材の利用を林業者への利益に繋げ、中山間地域の所得向上を図るために、この事業を実施することになったものである。

(意見) 木質バイオマス資源の安定供給について

FIT制度導入後、宮崎県内には木質バイオマス発電施設が4箇所建設されており、これらの発電施設の燃料として期待されている林地残材の需要が膨らんでいる。一方、林地残材の年間発生推計量は、燃料需要を十分に賄うものではあるが、集材費用・輸送費用等を考慮すると、すべての林地残材が利用可能というわけではないことから、燃料供給体制は必ずしも安泰な状況ではない。

この事業は、木質バイオマス発電施設への燃料安定供給の観点からも重要性が高ま

っている。事業は平成 26 年度に開始し、翌平成 27 年度で終了するが、この 2 年間で事業目的である効率的な木質バイオマスの供給体制が完全に整備される状況ではないと推測される。したがって、燃料供給体制のモニタリングは今後も継続し、必要に応じて改善策を講じる必要があると考える。なお、木質バイオマス資源の需要と供給の見通しについては、「4. 複数の事業に関連する事項」で詳細に記述している。

(2) 天然乾燥材品質向上促進事業

事業名	天然乾燥材品質向上促進事業		
事業の種類	国庫	県単	山村・木材振興課
事業主体	宮崎県木材協同組合連合会		
事業期間	平成26年度～平成27年度		

(単位：千円)

事業費（予算）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	-	-	1,192
事業費負担区分	国	県	地元
	-%	50%	50%

平成26年度決算

(単位：千円)

歳 出		歳 入 (財 源)	
負担金等	876	一般財源	952
その他	76		
合計	952	合計	952

事業の目的・背景

天然乾燥処理材の J A S 取得に向けた製材・加工技術の取組や品質・性能の確かな製品を生産するために必要な乾燥技術者等の人材育成を支援する。

事業の内容

天然乾燥材品質向上事業(補助率1/2) 1,192千円
 ・ J A S 規格の天然乾燥処理材の含水率を満たす製材・加工技術の取得指導
 ・ 木材乾燥士、針葉樹乾燥技術者等の人材育成に対する支援

事業の効果

- (1) 天然乾燥処理材の品質・性能の向上が図られ、付加価値が高まる。
- (2) 県産材の品質・性能向上と乾燥材の供給力の底上げが図られる。
- (3) 品質・性能の確かな製材品(乾燥材)の安定供給体制が強化される。
- (4) 「みやざきスギ」の市場競争力が高まる。

木材は基本的に乾燥させて使用することになるが、その方法として天然乾燥と人工乾燥がある。この中の天然乾燥に JAS 規格が設けられたことに伴い、当事業が実施された。JAS 規格を満たすためには、木材乾燥士の設置、含水率計の購入等が必要となるため、それらを支援することが当事業の大きな目的になっている。

(意見) 事業の必要性について

当事業の実績として、8 名が木材乾燥士を取得、含水率計を 13 台購入等となっているが、負担金等の総額は 876 千円と少額であり、かつ、その大部分が含水率計の購入補助である。よって、そもそも木材乾燥士取得費用、含水率計購入費用はそれほど多

額ではなく、製材業者にとってこれらの費用は大きな負担ではないと思われる。また、JAS規格を満たせば、木材が高値で売れるようになることが期待されるため、木材乾燥土取得や含水率計購入のコストに見合うだけの経済的な便益も存在していると考えられる。このような状況のもとで、当事業による支援が必要だったのか、事業内容を再検討することが必要であるとする。なお、以前からJAS規格が存在している人工乾燥に関しては、当事業のような支援はしていないとのことである。

(3) みやざきスギ住まいづくり支援事業

事業名	みやざきスギ住まいづくり支援事業		
事業の種類	国庫	県単	所管部署 山村・木材振興課みやざきスギ活用推進室
事業主体	県、木造住宅新築予定者		
事業期間	平成26年度～平成28年度		

(単位：千円)

事業費（予算）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	-	-	2,800
事業費負担区分	国	県	地元
	-%	100%	-%

平成26年度決算

(単位：千円)

歳 出		歳 入 (財 源)	
委託料	680	一般財源	2,280
負担金等	1,500		
その他	100		
合計	2,280	合計	2,280

事業の目的・背景

県産材の柱や梁等の購入経費を助成することにより、県産材活用住宅の建設を促進し、県産材の需要拡大を図る。
また、集成材や外材が多く使われている梁や桁に無垢の県産大径材を活用した場合に助成することで、大径材の利用促進を図る。

事業の内容

- | | |
|---|---------|
| ①「みやざきスギ」の家づくり講習会等の開催
県産材活用の優位性や魅力のPRを行う講習会の開催 | 800千円 |
| ②県産材購入経費の助成（定額）
新築時に構造材等へ20㎡以上の県産材かつ合法木材を使用した場合に補助
補助 100千円/戸 15戸 | 1,500千円 |
| ③梁桁に県産大径乾燥無垢材を使用した場合の助成（定額）
新築時に梁桁に9㎡以上の県産大径乾燥無垢材を使用した場合に補助
補助 100千円/戸 5戸 | 500千円 |

事業の効果

- (1) 県産材を活用した住宅の普及及び県産材の需要拡大による山村地域の振興
- (2) 木造住宅建設の意識醸成
- (3) 県産大径材の利用促進

平成27年10月に農林水産省から公表された平成26年度木材統計調査によれば、宮崎県は杉の生産量が1,533千㎡で、日本の総生産量11,193千㎡の約14%を占め、平成3年から24年連続日本一となっている。これは既に述べたように宮崎県の温暖な気候等の自然環境要因のほか、宮崎県としての林路網の整備等によるものである。まさに

日本全国に誇れる宮崎県の産物である。当事業は、宮崎県産のスギの更なる需要喚起のために県内における拡大を図るべく、県産材を使用した新築住宅に1戸あたり10万円の助成を行っている事業である。大きく構造材、大径材の2種類の助成があり、その助成を受けるための条件として、「みやざきスギの家」講習会への参加、使用する県産材の材積量、申請書類の提出、着工時期、上棟時期等がある。2種類の助成を重複して受けることもできる。

平成26年度では構造材、大径材の両方合わせて20件の助成を予定し、200万円（10万円×20件）の予算を計上していた。これに対する実績は次の表のとおりである。

（単位：件）

	セミナー応募者	セミナー出席者	事業申込者	補助対象者	辞 退 者	廃 止 者	確 定 者
構造材				15	0	2	13
大径材				5	3	0	2
合 計	68	61	42	20	3	2	15

事業申込者が42名と予定数20名を超えたため、当初の計画に従い講習会の後で抽選会を行い、20名を補助対象者としている。

（意見）助成を行うにあたっての条件設定、回数設定等について

上の表のように予算は200万円（20件分）であったが、辞退や廃止があったため、実際には150万円（15件分）の助成となり、5件分は予算未執行となった。「辞退」とは、交付決定前に補助対象者が辞退したもので、理由としては材積量が足りない、申請が着工前に間に合わない、申請書の提出がない、上棟が間に合わない、着工済み、構造材のみ希望等があげられる。「廃止」とは、交付決定後に取りやめになったもので、理由としては材積量が足りない、上棟が間に合わない等があげられる。

しかし、単年度決算のため、未執行部分は繰り越されることはない。この予算未執行はコスト削減努力によるものではなく、助成予定数未達によるものであり、予定していた効果があげられなかった可能性があることになる。抽選での当選者（構造材15名、大径材5名）のうち、材積量不足で辞退した者がおり、繰り上げ当選で助成対象者を当たったが、申請が着工前に間に合わない者や既に着工済みで対象外となってしまった者が多く、結局全申込者42人中35番目まで助成確定者が広がっている。繰り上げ当選の可能性があることを申込者に周知していたのかという疑問が起こる。また、繰り上げの場合には着工済みでも条件付きで助成を受けられる等の特例があってもよかつたのではないかと考える。

また、大径材の助成確定者2名のうち、1名は大径材部門でのみ補助を受けているが、構造材では辞退をしている。辞退理由は、申請書の提出が着工前に間に合わないということであった。当該辞退者は当初構造材では抽選順位が23位であったため、上位15名に入らなかった時点で繰り上げ当選のことは考えずに諦めていた可能性もある。当該辞退者の資料を閲覧すると、大径材の証明書では、構造材助成の条件もクリアしてお

り、救済策もあってもよかったのではないかと考える。

期間的な側面で見ると、まず年1回（平成26年7月19日開催）の講習会の出席者が対象者となっており、その後同年8月9日に抽選が行われ、同年12月19日までに申請書の提出、その後助成決定、新築住宅着工となり、平成27年2月末までに上棟が条件となっている。従って、平成26年4～7月及び8月上旬の着工（予定）者や平成28年2月以降の上棟予定者は対象外となっており、工事時期によって助成が受けたくても受けられない県民がいたと思われる。平成27年度は平成26年度の受講者も申込可能となっているが、これが周知されていたのかが明確でない。新築住宅希望者に平等に助成の機会を与えることが県産材の需要喚起にもつながると考えられる。講習会から上棟期限までの期間を考慮すると、年2回開催することも検討する必要があると考える。

（4）特用林産物新ブランド確立事業

事業名	特用林産物新ブランド確立事業		
事業の種類	国庫	県単	所管部署 山村・木材振興課
事業主体	協議会、林業者等の組織する団体等		
事業期間	平成26年度～平成28年度		

（単位：千円）

事業費（予算）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	-	-	1,400
事業費負担区分	国	県	地元
	-%	50%	50%

平成26年度決算

（単位：千円）

歳出		歳入（財源）	
負担金等	1,192	繰入金	416
		一般財源	776
合計	1,192	合計	1,192

事業の目的・背景

県産の備長炭や山菜など特用林産物の振興を図るために、生産技術の向上、ブランド確立に向けた取組及びPR強化や販売体制の整備等への支援を行う。

事業の内容

- ①ひゅうが備長炭ブランド強化対策事業（補助率1/2以内） 900千円
 県産備長炭のブランド統一のための研修会の開催や、販売力及び生産体制の強化を図るための取組への支援
- ②山菜等新作目導入プロジェクト事業（補助率1/3以内） 500千円
 新たな山菜類の栽培技術・知識取得のための研修会の開催や、需要拡大のための販促活動等への支援

事業の効果

- (1) 県産備長炭のブランド力及び認知度の向上による需要拡大が期待できる。
 (2) 新たな特用林産物の生産体制を確立することにより、生産者の所得向上や地域の活性化が図られる。

備長炭とはウバメガシ、カシを材料にしてつくられた炭であり、炭素以外の木質由来の油やガス等の可燃成分の含有量が少なく、かつ長時間燃焼し、炎や燻煙も出にく

く調理に向いているとされる高級炭である。産地としては発祥の地である和歌山県が有名であるが、和歌山県や平成 26 年に 51 年ぶりに和歌山県を抜いた高知県に次いで宮崎県も備長炭の生産量は多いことはあまり知られていない。この認知度の低さを解消し、宮崎県産の備長炭の需要拡大を図ることなどを目的にひゅうが備長炭ブランド強化対策事業が計画されている。

(意見) 県としての指導性の発揮について

ひゅうが備長炭ブランド強化対策事業は 900 千円の予算と金額は少額であるが、決算は 692 千円と約 24%の予算未執行となっている。その理由を聴取した結果、協議会の立ち上げに時間を要し、予定していた事業が実施できなかったためであるとのことであった。宮崎県内では延岡地区で生産される「日向備長炭」、美郷町地区で生産される「うなま備長炭」や「宮崎備長炭」などのブランドがあり、統一されていない。これらを統一するための宮崎県産備長炭振興対策協議会が立ち上がるのに時間を要したのである。各地域の事情もあることは理解できるが、県内での競争ではなく、一致協力して他県との競争を視野に需要を拡大していかなければ、和歌山県や高知県に追いつくことは不可能である。そのためには農産物と同様、宮崎県のブランド戦略が重要となる。県内のブランドを統一し、宮崎県産の備長炭を全国に向け売り出す必要性を県が各地域に説明・説得し、より強力な指導力を発揮していくことが必要であると考える。

(指摘事項) 事業の効果判断について

山菜等新作目導入プロジェクト事業において、串間市の串間山菜振興部会に対して 500 千円の助成が予算どおり行われている。もともと当事業は東京・大阪等の大消費地への販売促進を目的としており、助成先の事業計画書でも大消費地市場調査、大消費地パンフ配布がうたわれている。しかし、実績報告書を見ると大消費地での市場調査はなく、大分県の視察に変更されており、大消費地でのパンフレット配布が地元スーパーや行政等での配布に変更されている。これでは大消費地への販売促進という当初の目的を達成しているとは言えない。実績報告書を入手後の助成の効果は適切に判断すべきである。

(指摘事項) 履行確認の記載について

前述の串間山菜振興部会の実績報告書は平成 27 年 4 月 15 日付で串間市長から県知事に提出され、南那珂農林振興局から環境森林部へ同年 4 月 17 日付で進達されているが、その実績報告書に、

本事業について履行を確認しました。

平成 27 年 3 月 31 日

山村・木材振興課 ●● ●●●●

と手書きされている。しかし、これは明らかに 4 月に記入したと考えられる。もし事

前に3月31日に履行を確認しているのであれば、記載は

平成27年3月31日に本事業について履行を確認しました。

平成27年4月●日

山村・木材振興課●● ●●●●

のように事実に従った記載をすべきである。

(5) 森林境界明確化推進事業

事業名	森林境界明確化推進事業		
事業の種類	国庫	県単	山村・木材振興課
事業主体	地域協議会(市町村、森林組合、地区代表、森林所有者)		
事業期間	平成26年度～平成28年度		

(単位：千円)

事業費(予算)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	-	-	31,200
事業費負担区分	国	県	地元
	-%	100%	-%

平成26年度決算

(単位：千円)

	歳出		歳入(財源)
負担金等	24,360	繰入金	24,360
合計	24,360	合計	24,360

事業の目的・背景

山村地域では、森林所有者の世代交代等により森林境界が不明瞭となり、誤伐の発生や森林施業の集約化等への支障が懸念される状況にあることから、適切な森林の整備・保全を進めるための境界明確化活動を支援する。

事業の内容

- ①座談会の開催、森林所有者等との現地検討会、GPS測量、データ処理、図化等の経費を支援
- ②1ha当たり24,000円を補助
- ③年間1,300ha、3年間で3,900haを実施

事業の効果

- (1)間伐等森林施業の円滑な実施や小規模森林の集約化による施業コストの低減
- (2)森林所有者の管理意識の高まりによる長期施業委託の促進

宮崎県内の森林面積は約60万ヘクタールで、宮崎県全土の約76%を占めている。そのうち、国有林が約20万ヘクタールで、残りの約40万ヘクタールが民有林となっている。また、民有林のうち人工林が約25万ヘクタールあり、そのうちの約20万ヘクタールがスギ林である。宮崎県の林業における主要産物であるスギ材を今後とも積極的に産出していくためには、森林境界を明確にし、誤伐の防止、施業の集約化を図っていく必要があり、当事業が計画、実施されている。そのために、宮崎中央地域森林境界明確化促進対策協議会をはじめ、県内の地域協議会に対し、明確化できた森林面積1ヘクタール当たり24,000円の補助を行っている。年間1,300ヘクタール、3年間で3,900ヘクタールを実施する予定である。ただし、内示の時点で面積が約2割減少し、平成26年度では1,015ヘクタール分、24,360千円の補助となった。

ちなみに、平成21年度から平成25年度においても同様、年間1,100ヘクタール、1

ヘクタール当たり 21,000 円の補助の事業が行われていた。

(指摘事項) 実績報告書の記載について

平成 26 年度の当該事業での補助金 24,360 千円 (24,000 円×1,015 ヘクタール) のうち、宮崎中央地域森林境界明確化促進対策協議会には 1,200 千円 (50 ヘクタール分) が補助されている。同協議会の実績報告書を閲覧したところ、事業内容として、国富町大字深年字荒蒔外 林齢 30~60 年 面積 50 ヘクタール 事業費 1,200,000 円と記載されている。しかし、一方で面積一覧表には同協議会の境界明確化した面積は 523,969 m² (すなわち 52.3 ヘクタール) と記載されており、差異が生じている。県は同協議会の補助金等交付申請書に基づき 50 ヘクタール分、1,200 千円の補助と決定し、同協議会もそれに沿って業務を実施した結果、実際には 50 ヘクタールちょうどではなく、若干計画を上回ったが、補助金は 50 ヘクタール分で申請していたため、実績報告書に 50 ヘクタールと記載したものと考えられる。もし、そうであったとしても実績は 52.3 ヘクタールであるため、その面積で記載すべきであり、県としても境界明確化の実績を集計するためには 52.3 ヘクタールを採用しているため、そのように記載するよう、協議会に指導すべきである。

(6) みやざき木づかい実践事業

事業名	みやざき木づかい実践事業		
事業の種類	国庫	県単	所管部署 山村・木材振興課みやざきスギ活用推進室
事業主体	県、木づかいに取り組む県内の団体		
事業期間	平成26年度～平成27年度		

(単位：千円)

事業費（予算）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	-	-	13,394
事業費負担区分	国	県	地元
	-%	100%	-%

平成26年度決算

(単位：千円)

歳出	歳入（財源）	
委託料	5,780	繰入金 10,743
負担金等	4,803	一般財源 1,401
その他	1,561	
合計	12,144	合計 12,144

事業の目的・背景

木材の良さや利用することの意義について、理解と認識を深める県民参加による木づかい運動を実施していくとともに、各種イベントや木育サポーターの要請など「木育」活動を支援する。また、木材利用の関心を持つ契機となる県産材の活用等を仕様とした「環境貢献型みやざきスギの家」の認定を行うことにより、県産材の需要喚起による木材関連産業の活性化や県産材の地産地消を促進する。

事業の内容

- ①みやざき木づかい県民会議事業 7,502千円
 - ・県産材の地産地消を推進する官民一体となった県民会議の開催
 - ・木づかい運動の実施（「みやざき木づかい推進」感謝状の贈呈、木づかいキャラバン活動、インターネットによる情報発信等）
 - ・木育活動に必要な人材育成
- ②木づかいイベント事業（補助率 2/3以内） 4,092千円
 - ・住宅部材や新たな木製品を展示する「木づかい展」や木材製品のコレクション等の開催
 - ・県民に対して木材に触れる場所を提供する、木づかい啓発イベントの開催
- ③木育実践事業（補助率 1/2以内） 711千円
 - ・県民が自ら行う木育活動に対する支援
- ④「環境貢献型みやざきスギの家」認定事業 1,089千円
 - ・県産材の活用等を仕様とした「環境貢献型みやざきスギの家」の認定

事業の効果

- (1) 県産材の需要喚起による木材関連産業の活性化並びに地産地消の促進
- (2) 木づかいによる森林づくりや環境負荷の少ない循環型社会づくりの意識醸成

当事業の中で、「環境貢献型みやざきスギの家」認定事業は、県産材の活用や太陽光発電システムの設置等の一定の条件を満たす住宅について県が認定を行い、認定を得た住宅については住宅ローンの金利優遇を受けることができるものである。

この認定を受けるためには、以下の1～4の項目全てを満たすことが必要である。

1. 工法	在来軸組工法の木造住宅であること
2. 長期優良住宅	長期優良住宅の認定を受けること
3. 県産材の活用	構造材の80%以上が県産乾燥材かつ合法木材であること
4. 地球温暖化対策	太陽光発電システムを設置すること(太陽電池最大出力4キロワット以上)

ここで、長期優良住宅とは、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」（平成 20 年法律第 87 号）に規定する長期優良住宅のことであり、構造躯体等の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、高齢者等対策、省エネルギー対策、居住環境、住戸面積、維持保全計画といった項目の基準に適合した住宅である。

構造材とは、通柱、管柱、間柱、土台、大引、根太、梁、筋かい、母屋、棟木、垂木、東、火打ちをいう。

県産乾燥材とは、県内において生産、製材又は加工された含水率 20%以下の国産材製品をいう。

合法木材とは、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成 18 年 2 月）に基づき、森林関係の法令において合法的に伐採されたことについて証明を受けた木材・木材製品をいう。

これらの条件を満たし、認定申請書を県に提出し、県から県産材使用量及び二酸化炭素固定量を記載した「環境貢献型みやざきスギの家」の認定証が交付され、この認定証の写しを県と協定を締結した 21 の金融機関へ提出すると、金融機関による金利優遇（0.05～0.2%）を受けることができる。

（意見）事業の有効性について

平成 26 年度の当該事業に 1,089 千円の予算を計上している。予算の内容は、宮崎県木材協同組合連合会（県木連）に対し、当認定制度の周知活動等を委託し、周知活動のほか、認定件数 1 件につき 2 万円の成功報酬（40 件を予定し、合計で 80 万円）であったが、実際には 3 件の申請があり、うち 2 件は条件に不適合であったため、最終的に 1 件のみ認定となり、決算額も 86 千円に留まり、予算のほとんどが未執行となっている。申請件数が予定よりも大きく下回ってしまった要因は、歴史的な低金利環境が続いており、この認定制度に協定した 21 金融機関がもともと最低金利で住宅融資を行っているため、応募する施主が長期優良住宅の基準に適合するなど、当認定制度のすべての条件をクリアしてまで金利優遇を受けるメリットが小さいと判断したためではないかと思われる。県自身が利子補給や助成金支給を行う従来型の事業から考えると、21 もの金融機関に協力を仰ぐことにより、県としての予算を抑えて効果をあげようとする当事業は画期的であったと言えるが、そもそも低金利環境である平成 26 年度から 27 年度に実施する事業として有効な事業であったのかという疑問が残る。県産材の需要喚起を目的とした事業は、みやざき木づかい実践事業の中の他の事業やみやざきスギ住まいづくり支援事業など他にも実施されており、当該予算の全額ではなくても、例えば半分でもこうした他の事業に振り当てることによって、より高い効果が見込まれた可能性もあり、事業の再検討が必要であると考えられる。

(7) 狩猟者育成確保等対策事業

事業名	狩猟者育成確保等対策事業		
事業の種類	国庫	県単	所管部署
事業主体	県（委託先：一般社団法人宮崎県猟友会）、市町村		
事業期間	平成26年度～平成28年度		

(単位：千円)

事業費（予算）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	-	-	2,701
事業費負担区分	国	県	地元
	-%	100%	-%

平成26年度決算

(単位：千円)

	歳出	歳入(財源)	
委託料	1,729	一般財源	1,729
合計	1,729	合計	1,729

事業の目的・背景

狩猟者の減少と高齢化が進む中、免許所持者を対象に技術向上やリーダー育成のための講習会を実施し、狩猟時の事故を防止するとともに狩猟者の資質向上を図る。

また、新規受験者への初心者講習会を実施するとともに、法人による有害鳥獣捕獲を促進することにより、鳥獣の保護管理に貢献する狩猟者等を確保する。

事業の内容

- ① 狩猟者育成安全等講習事業 1,729千円
免許所持者を対象とした事故防止等を目的とする技術向上講習会や免許取得希望者を対象とした初心者講習会及び特にわな免許の取得希望者を対象としたわな猟免許講習会の実施などを宮崎県猟友会に委託して実施する。
- ② 法人捕獲促進事業（補助率1/3以内） 972千円
法人（森林組合等）による有害鳥獣の捕獲活動に必要な、わなの整備等に対して市町村が助成を行う場合に助成する。

事業の効果

- (1) 講習会の実施により、狩猟者の資質と捕獲技術が向上する。
(2) 法人による有害鳥獣捕獲を推進することで、捕獲補助者としての捕獲従事者が確保され、また、地域の農林家の狩猟免許取得への関心が高まる。
(3) 野生鳥獣による農林産物への被害軽減が図られる。

シカ、イノシシによる農林作物等への被害が甚大となっているため、それらの数を半分にしたいとの計画があるが、狩猟者の減少・高齢化が進行している。このような状況のもと、狩猟者の資質向上及び新規受験者への支援とともに、従来の捕獲班に加え、法人による有害鳥獣捕獲を促進することが重要となっている。すなわち、法人内に狩猟者がいれば、狩猟者ではない地域内の他のメンバーが捕獲活動に参加可能となるため、法人捕獲を通じて問題意識を広く持ってもらうこと等が期待できる。

(意見) 法人捕獲促進事業の必要性について

前述の理由により当事業の中で法人捕獲促進事業が設けられているのであるが、平成26年度の助成実績はゼロであった。法人による取組事例はあったものの、必要となった金額が少額であった、もともと持っている道具を活用した等により、助成を受けるまでもなかったためとのことである。当事業は平成28年度までの継続事業であるが、次年度以降の法人捕獲促進事業の必要性を含めた事業内容の再検討が必要であると考

える。

(8) 野生鳥獣保護推進事業（キジ放鳥事業）

事業名	野生鳥獣保護推進事業（キジ放鳥事業）		
事業の種類	国庫	県単	所管部署 自然環境課
事業主体	県		
事業期間	平成26年度～平成28年度		

(単位：千円)

事業費（予算）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	-	-	4,891
事業費負担区分	国	県	地元
	-%	100%	-%

平成26年度決算

(単位：千円)

歳出		歳入（財源）	
その他	4,858	一般財源	4,858
合計	4,858	合計	4,858

事業の目的・背景

国鳥であるキジの放鳥を行うことにより、キジの保護及び県民の自然保護に対する意識の普及を図る。

事業の内容

キジ放鳥事業 4,891千円
野生化の訓練を行ったキジを購入し、支庁・農林振興局が立会いのもと、県内全域に放鳥し、増殖を図る。

事業の効果

キジを県内各地に放鳥することで自然増殖が図られ、狩猟鳥の増加につながる。

(実績)

年度	累計(H17-H22)	H23	H24	H25	H26
放鳥数 (羽)	90日雛	14,725	-	-	-
	120日雛	2,000	1,600	1,600	1,600
	計	16,725	1,600	1,600	1,600

キジは昭和22年に日本鳥学会によって「メスは母性愛が強く、ヒナを連れて歩く様子が家族の和を象徴している」などの理由から国鳥として選定された鳥である。また、かつて宮崎県でも旧東郷町や旧南郷町で町の鳥として指定されていた。しかし、一方で狩猟対象とされており、自然破壊の影響もあり、生息数が減少していると推定される。このキジの放鳥を行うことにより、キジの保護及び県民の自然保護に対する意識の普及を図るものである。

(意見) 事業目標について

放鳥数は、基本的に第11次鳥獣保護管理事業計画に従って決定されているが、当該計画では平成24年度～28年度まで1,600羽/年の予定が、平成26年度以降は1,000羽/年と下振れしている。これは、キジが増殖したことが確認できたために放鳥を減らし

ているという訳ではなく、狩猟税収入及び狩猟者数やキジの捕獲数が減少していること等を考慮した結果である。放鳥数につき、第11次鳥獣保護管理事業計画に従う必要がなかったか、あるいは、第11次鳥獣保護管理事業計画策定時の検討が十分であったかについて再確認することが必要であるとする

(9) 野生鳥獣保護推進事業 (コシジロヤマドリ増殖事業)

事業名	野生鳥獣保護推進事業(コシジロヤマドリ増殖事業)		
事業の種類	国庫	県単	所管部署 自然環境課
事業主体	県		
事業期間	平成26年度～平成28年度(平成12年度から実施)		

(単位：千円)

事業費(予算)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	-	-	1,178
事業費負担区分	国	県	地元
	-%	100%	-%

平成26年度決算

(単位：千円)

歳出		歳入(財源)	
委託料	1,160	一般財源	1,165
その他	5		
合計	1,165	合計	1,165

事業の目的・背景

県の鳥であり、準絶滅危惧種でもあるコシジロヤマドリの増殖や放鳥を行うことにより、コシジロヤマドリの保護及び県民の自然保護に対する意識の普及を図る。

事業の内容

コシジロヤマドリ増殖事業 1,178千円

- ア 成鳥の飼育
- イ 成鳥を用いての人工繁殖
- ウ 誕生したひなの野生化訓練、放鳥
- エ 取組を県民にPRする。

経緯

種鳥は、県が野生の卵を採取して確保 (H16えびの市、H16高岡町、：計5羽)
H26年3月現在18羽を飼育中。

事業の効果

国及び県で準絶滅危惧種に指定され、県鳥でもあるコシジロヤマドリの飼育個体数を増やし、放鳥することにより自然増殖が図られる。

※1 コシジロヤマドリ

- 国レッドリスト：準絶滅危惧種
- 県レッドリスト：準絶滅危惧種
- 県内推定生息数：約19,000羽(S53、委託：野生動植物研究会)
- 約15,000羽(H11、委託：日本野鳥の会宮崎県支部)
- 約11,000羽(H21、委託：日本野鳥の会宮崎県支部)

※2 放鳥等の実績

- 平成24年 3月16日 宮崎市高岡町内の国有林で9羽(オス3羽メス6羽)放鳥
- 平成24年 5月10日 フェニックス自然動物園に一組のつがいを贈呈
- 平成25年11月 6日 宮崎市高岡町内の国有林で5羽(オス2羽メス3羽)放鳥
- 平成25年12月18日 フェニックス自然動物園に1羽(オス)贈呈

コシジロヤマドリはヤマドリの亜種で、宮崎県、熊本県の南部と鹿児島県に生息している。昭和 39 年に置県 80 年を記念して、県の花（ハマユウ）や県の旗とともに県の鳥として制定された。宮崎県内の生息数は、平成 21 年度に約 11,000 羽で、準絶滅危惧種に指定されている。このため、宮崎県では、平成 12 年度から保護・増殖に取り組んでおり、平成 23 年度から放鳥も実施している。準絶滅危惧種でもあるコシジロヤマドリの増殖や放鳥を行うことにより、コシジロヤマドリの保護及び県民の自然保護に対する意識の普及を図るものである。

（意見） 事業目標及び生息数調査の頻度について

宮崎県内のコシジロヤマドリの推定生息数は、昭和 53 年には約 19,000 羽であったが、平成 11 年には約 15,000 羽、平成 21 年には約 11,000 羽と急速に減少している。飼育方法についても不明な部分が多く、試行錯誤が続いている状況であることもあり、生息数に関する当事業の数値的な目標はない。事業の有効性を判断するためにも、事業としての何らかの具体的な数値目標が必要ではないか。また、生息数調査は 10 年に 1 度程度しか行われていないが、生息数そのものが少ないこと、急速な減少傾向が続いていることから、頻度をより高めることが必要であると考えられる。



コシジロヤマドリ（みやざき県庁職員日記より転載）

4. 複数の事業に関連する事項

(1) 木質バイオマス資源の利用について

ア. 概要

木質バイオマスとは、木材に由来する再生可能な資源のことである。これを燃料として利用する木質バイオマス発電は、2012年7月開始となった再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）の対象となっている。

FIT制度とは、再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を一定の期間固定した価格で電力会社が買い取ることを義務づけたものである。買取期間と買取価格は、再生可能エネルギー源の種別・形態・規模等に応じて定められている。木質バイオマスの場合、買取期間は20年間で、買取価格は間伐材等由来の木質バイオマス・一般木質バイオマス・建設資材廃棄物によって1kw/hあたりの価格が決められている。

間伐材等由来の木質バイオマスは、間伐材及び間伐以外の方法により森林経営計画対象森林、保安林、国有林等において伐採された木材で、立木を丸太にする際に出る枝葉や梢端部分、切捨間伐材などが含まれる。これらは森林外に搬出されず、林地に放置されるもの（林地残材）が多くを占める。一般木質バイオマスは、間伐材等由来の木質バイオマス及び建設資材廃棄物以外の木材で、製材所等の木材加工施設から出てくる製材残材が含まれ、建設資材廃棄物は建築物の解体等に伴い発生する木材である。

イ. 木質バイオマス資源の状況

下の表は宮崎県における木質バイオマスの年間発生量（推計）を示したものである。製材残材・建設廃材は、その多くがすでに何らかの形で利用されているのに対して、林地残材はほとんど利用されていないが、木質バイオマス発電の燃料として期待されるのは林地残材である。

【木質バイオマス年間発生推計量（平成25年）】 (単位：トン)

		発 生 量	利 用 量	未 利 用 量	利 用 率
林 地	残 材	786,170	46,905	739,265	6.0%
製材残材	お が 粉	122,994	122,994	0	100.0%
	端 材	146,475	139,075	7,400	94.9%
	樹 皮	55,303	51,558	3,745	93.2%
建 設	廃 材	72,534	50,846	21,688	70.1%

出所 宮崎県木質ペレット原料等需給状況調査報告書（平成27年3月）

※林地残材は生重量ベース、他は気乾重量ベース

ウ. 木質バイオマス発電施設の状況

これまで利用されることなく放置されていた林地残材が発電燃料として販売できるようになれば、林業者の収入が増加するだけでなく、チップ加工や燃料運搬などの業務が必要になり、山村地域に新たな雇用が生まれることになる。林野庁の試算によれば、

5,000kwの木質バイオマス発電施設が稼動した場合、間伐材等の収集、チップ加工、発電所等で計50人程度の新たな雇用が発生するとされている。また、林地残材の利用が進めば、残材が流されることで発生する水害の原因を取り除くことにもなる。このような効果が期待できることから、国は木質バイオマス発電施設の建設促進に利用できる補助金を交付しており、宮崎県はこれを使って無利子貸付を行っている。

下の表は、宮崎県内で新たに建設された木質バイオマス発電施設の状況を示したものである。平成27年以降に稼動が予定されているものであり、上の表にある未利用の林地残材が使用燃料として予定されているものである。全4施設のうち、日向市以外の3施設については無利子貸付が行われている。

所在地	出力 (kw)	使用燃料（生トン）	
		未利用材	その他
日向市	18,000kw	25,000	218,000
都農町	5,750kw	72,000	—
川南町	5,750kw	72,000	—
日南市	25,400kw	115,500	95,500
合計		284,500	313,500

※その他は、製材残材等及び県外からの調達分

エ. 木質バイオマス資源の需給バランス

木材は体積・重量の割には単価が安いことから、生産原価に占める輸送費の比率が高いという特徴がある。未利用の林地残材を燃料とする木質バイオマス発電施設も、燃料調達費用に占める輸送費の比率が高くなるため、森林資源に近いところに立地することになる。したがって、木質バイオマス発電施設に関する未利用木材の需給バランスは、都道府県レベルで十分に検討する必要があると考える。

上述の資料によれば、林地残材の年間発生量のうち未利用分が739,265トンであるのに対し、新規発電所における未利用材使用見込みが284,500トンで未利用林地残材の38.5%となっている。単純にこの数字を見れば、新規発電所における燃料は十分に賅える計算になるが、集材費用・輸送費用等を考慮すると、すべての林地残材が利用可能というわけではない。

この点について、山村・木材振興課では、利用可能な林地残材の推計を行っている。林道から20m程度の範囲の立木であれば、伐倒する方向の工夫等によりグラップルで引き出すことが可能であり、50m以内であれば小型のスイングヤーダ等でも集材が可能とされることから、林道から20m範囲、50m範囲にある林地残材を技術的に利用可能なものとして流域別に推計している（下の表参照）。この推計によれば、宮崎県内にある林地残材のうち、林道から半径20m範囲内にあるものは賦存量の14.0%、半径50m範囲にあるものは賦存量の32.2%となっている。この推計は平成20年度のものであり、林内路網の整備が進んでいることを考慮すれば、現時点で利用可能な林地残材は賦存量の40%

弱程度（林道から半径 50m 範囲）と推測される。

【林地残材の賦存量及び利用可能量（平成 20 年度）】 単位：万トン

	賦 存 量	利 用 可 能 量			
		0-20m		0-50m	
五ヶ瀬川流域	12.4	1.8	14.5%	4.0	32.3%
耳川流域	15.8	2.6	16.5%	5.9	37.3%
一ツ瀬川流域	7.5	0.8	10.7%	1.9	25.3%
大淀川流域	15.3	2.0	13.1%	4.7	30.7%
広渡川流域	6.1	0.8	13.1%	1.9	31.1%
合 計	57.1	8.0	14.0%	18.4	32.2%

※気乾重量のため、生重量ベースの数値とは単純比較できない

新規発電施設の未利用材使用見込みが林地残材未利用量（平成 25 年）の 38.5%であることから、賦存量の 40%弱が利用可能であれば、新規発電施設への燃料供給は何とか賄える計算になる。しかし、この推計値は、高性能林業機械を用いて集材可能な林地残材の量を推計したものであり、集材費用についてはある程度考慮されているものの、林地から発電施設までの輸送費用は加味されていない。新規発電施設は沿岸地域に集中しており、燃料供給地である山間地域とは距離があることから、輸送費用を加味すると採算が合わず、供給不能となるものもあると思われる。また、製材残材や県外からの調達によって賄うとされている燃料が 313,500 トンあり、この一部が未利用材使用にシフトする可能性もある。総合的にみると、宮崎県内における未利用木材は需給が逼迫している状況にあると考えられる。

オ. 各事業への影響（意見）

① 施設園芸用燃料の木質バイオマス転換加速化事業（農産園芸課）

施設園芸の脱石油化、不安定な燃油価格への対応、未利用の県内森林資源の活用、地球温暖化防止の観点から、施設園芸用の木質バイオマスボイラーの購入に対して補助金を交付する事業である。購入金額の 2 分の 1 を補助する国の事業に加えて、県と農業団体が補助金を交付し、重油ボイラー並みの価格で購入できるようにしている。

木質バイオマス資源は木材生産の過程において生じる副産物であり、森林資源は豊富にあっても木材生産が増えないことには、利用可能な木質バイオマス資源が増えることはない。また、施設園芸用ボイラーの燃料として使われる木質ペレットは、製材過程で発生するおが粉、かんな屑などを圧縮成型したものであるが、宮崎県内における製材残材の利用率は非常に高い。よって、木質バイオマスボイラーの普及、ペレット原料の安定確保が課題となる。

木質バイオマスボイラーを導入すれば、燃油価格高騰の影響を回避できる。しかし、燃料の木質ペレットが重油よりも安い価格で安定的に供給されなければ、施設園芸農家

にとっては導入するメリットがない。木材生産が増えない中でペレットの需用が増えれば、必然的にペレット価格は上昇することになる。また、木質バイオマス発電施設への燃料供給が不足気味になると、ペレット製造施設と発電施設で製材残材を取り合うことも想定され、ペレット価格の更なる上昇も考えられる。

このように考えると、現在の経済環境下では、木質バイオマスボイラーの導入を積極的に推進する必要性は乏しいと思われる。地球温暖化防止の観点から、木質バイオマスボイラー導入に係る補助金制度をやめる必要はないと思うが、積極的な導入を前提とした多額の予算確保は控え、限られた予算を有効に活用すべく、ペレットを低価格で安定供給できる地域資源を活用した新たな仕組みづくり等、導入支援以外の事業に振り向けることが必要であると考えている。

② 森林バイオマス地域再生事業（山村・木材振興課）

木質バイオマス資源の効率的な供給体制を構築するために、林地残材収集システムに関するノウハウの習得、林地残材の収集・運搬に必要な資機材の購入に対する補助金交付、中間土場の整備に対する補助金交付を行っている。

この事業は平成27年度で終了するが、過去に発生した林地残材の蓄積があるうちは、燃料不足が表面化することはないと考えられるため、事業終了後も燃料供給体制のモニタリングは今後も継続し、必要に応じて改善策を講じることが必要であると考えている。

（2）地産地消の推進について

ア．地産地消とは

地産地消とは、地域で生産された農林水産物を地域で消費するという考え方である。生産者と消費者の距離が近いため、流通コストが低い、生産者と消費者のコミュニケーションが取りやすいというメリットがある。消費者にとっては、新鮮な農林水産物を割安な価格で購入できるし、生産者とコミュニケーションが取りやすく、生産状況を確認することができるため、安心感がある。生産者にとっては、少量でも販売できるし、価格も自分で設定できるため、消費者ニーズに応じて多様な販売ができる。

地域内で産出された商品やサービスを消費することは、地域の雇用や所得につながる。また、地域が活力ある経済活動を持続させるには、公共事業や大企業の工場誘致等に依存せず、地域内発型の産業を振興することが必要である。このような理由から、各都道府県において地産地消が県民運動という形で推進されている。

イ．地産地消を推進する意義

地産地消の推進は、閉鎖的・保護的な地域経済を目指すものではない。県民運動の盛り上がりによって県産品の売上が一時的に向上したとしても、新たな付加価値の創出を伴わないものであれば、これを持続することは困難であろう。また、地元の需要によって生まれた産品の中で優れたものは、積極的に地域外に売り込んでいくことが必要である。

地産地消の意義を具体的に考える上で参考となるのが、上述の木質バイオマス発電施設である。立木を丸太にする際に出る枝葉や販売価値のない間伐材などは、これまで利用されることなく林地に放置されていた。ところが、木質バイオマス発電施設が建設されると、これら残材が発電燃料としての価値を持つことになる。すると、林業者の所得が増えるだけでなく、チップ加工・燃料運搬等の業務が必要となり、新たな雇用が地元にも生まれることになる。そこで、発電施設の建設を促すために、事業者に対して補助金を交付することになる。この補助金は、持続性のある有効需要を創設し、地域に新しい雇用を生み出すことに資するという意味で、有効性の高いものだと言える。

ここで注意が必要なのは、「木質バイオマス（林地残材）は、重くてかさばるため輸送費用が高く、その性質から地産地消のビジネスにならざるを得ない」ということである。農産物・水産物の場合は、林地残材ほど輸送費用がかかるわけではないので、販売価格（ブランド価値）と輸送費用や鮮度の劣化などを比較考量して、地産地消を促進するものと積極的に地域外に売り込んでいくものに分けられると考えられる。

ウ. 各事業の考察（意見）

① 「いいね！みやぎの花」需要開拓支援事業（農産園芸課）

県内の花き消費拡大と県産花きの認知度向上を図るため、「みやぎ花の日」の開催、花育の推進を行っている。「みやぎ花の日」とは、毎月7日・8日を花の日として、お買い得商品の設定や県産青果物が当たる抽選会などのイベントを実施して、店頭におけるお客様とのコミュニケーションを深めることで再来店を促そうというものである。花育とは、学校等に出向いて大人数を対象に行うものではなく、店内で少人数を対象に実施するもの（来店型花育）であり、親子を対象とした無料フラワーレッスンなどを開催している。

実際の活動は、県のほかに生花商組合連合会・花き生産者連合会・JA花き協議会など花きの生産・販売に関係する諸団体によって構成される「みやぎ花で彩る未来推進協議会」が行っており、県は協議会に補助金を交付している。「元気なみやぎの食育・地産地消推進事業」の花き版という感じではあるが、県民運動・啓蒙活動というよりは店頭での販売促進に重きを置いた事業になっている。

この事業に県が関与する意義は、生産側と販売側の団体が一同に会する場を設定したところにある。花の日の企画と販売促進の継続で終わることなく、生産と消費のマッチングを図る情報交換の場としての機能を発揮し、地域に眠る資源を掘り起こすことも必要であると考えられる。

② 新生みやぎ食肉消費拡大事業（畜産振興課）

宮崎県は全国でも有数の畜産県であるにもかかわらず、牛肉・豚肉の年間購入量は全国の中で上位に入っていない。そこで、県内食肉消費量の増加を図るために、以下の事業を行っている。

- 県や関係団体が一体となった販売戦略の構築
- 食肉の創作料理「多彩な食べ方」の提案及び普及、肉の日の定着化
- 食肉の専門知識や販売ノウハウを有する人材（フードアドバイザー）の養成

牛肉・豚肉の年間購入量は畜産県の割には少なく、当該事業では口蹄疫の発生によって県内の畜産業が大打撃を受けた直後の販売体制の立て直しを図ろうとする意図があるのかもしれないが、宮崎県の畜産（牛肉・豚肉・鶏肉）はそれなりのブランドを確立していることから、地産地消に拘ることなく、県外需要の拡大も視野に入れて事業を推進することが必要であると考えます。

③ 元気なみやぎの食育・地産地消推進事業（営農支援課）

食に関する幅広い知識を持ち、地域の食育・地産地消活動のけん引役となる人を食育推進リーダーとして登録し、この方々が中心となって、食育講座・料理教室など開催し、地域に根ざした食育・地産地消活動を行っている。このほかにも、農業高校・農業大学の圃場を活用した農業体験の開催、宮崎の旬の魚や野菜を知ってもらうイベントの開催などを行っている。

実際の活動は、県・市町村のほかには教育関係団体・農林漁業団体・観光ホテル関係団体・食品加工関係団体・報道関係など 131 団体によって構成される「みやぎの食と農を考える県民会議」が行っている。食育と地産地消の PR 活動・啓蒙活動が中心であるが、食と農に関連する様々な団体が会していることから、さらに生産と消費のマッチングを図る情報交換の場としての機能を発揮し、地域に眠る資源を掘り起こすことも期待したい。もし、この県民会議が食育と地産地消運動のみを目的としたものであるならば、例えばこの県民会議から派生した形で協議会を立ち上げて取り組むことも必要であると考えます。

（3）農山漁村の多面的機能と中山間地域の振興について

ア. 農山漁村の多面的機能

農林水産関連事業には、産業振興政策という側面のほかにも、農山漁村が有する多面的機能を維持するという側面がある。多面的機能とは、農林水産物の供給以外に農山漁村が有する機能のことである。例えば、農業・農村には、国土の保全・水源の涵養・自然環境の保全・良好な景観の形成・文化の伝承など、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる農産物の供給以外の機能があるとされている。また、森林には、土砂災害防止機能・水源涵養機能・地球温暖化防止機能・生物多様性保全機能・快適環境形成機能などの機能があるとされている。

このような多面的機能を定量評価する試みも行われている。例えば、農業の多面的機能の一つである洪水防止機能は 3.4 兆円／年、河川流況安定機能は 1.4 兆円／年との評価もあり、森林の多面的機能の一つである表面侵食防止機能は 28.2 兆円／年、水質浄化機能は 14.6 兆円／年、水資源貯留機能は 8.7 兆円／年とされている（いずれも農林水

産省ホームページより)。

イ. 国の施策（直接支払制度）

このような多面的機能は、農村での農業生産活動や山村での森林の手入れがあつて維持されるものである。しかし、これらは農林水産物の価格に反映されることはなく、経済学的には外部経済効果として発現するものであることから、何らかの手当がなされないと十分な機能を維持することができない。そこで、農業生産活動の継続や適切な森林管理を支援するために、国は農業者・林業者に対する直接支払制度を設けている。

① 中山間地域等直接支払制度

中山間地域は、耕作条件が悪く、恵まれない就業機会、生活環境整備の遅れなども相俟って耕作放棄が深刻化しており、多面的機能の低下が懸念されている。そこで、農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に農用地を維持管理していくための協定を締結し、これにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を農業者に直接交付している。

ここで中山間地域とは、農林統計上の区分を指す。すなわち、土地利用形態を示す宅地率・耕地率・林野率等の指標に基づいて、旧市区町村（昭和25年2月1日現在）別に、都市的地域・平地農業地域・中間農業地域・山間農業地域の4つに区分し、中間農業地域と山間農業地域の2つを合わせて中山間地域としている。林野率が高く傾斜地が多い中山間地域は、平地に比べて農地の集約化が難しく生産性の向上にも限界があるため、一定の条件を満たす傾斜地で農業生産活動を継続する場合に面積に応じて補助金を交付している。

費用負担：国 1/2 県 1/4 市町村 1/4

（特認地域 国 1/3 県 1/3 市町村 1/3）

平成26年度予算：607百万円（国庫負担404百万円、県負担203百万円）

② 多面的機能支払制度

農業・農村が有する国土保全や景観形成などの多面的機能を今後とも適切に維持・発揮させるため、これらの機能を支える地域活動を行う集落等を対象に、農地周りの基礎的な活動と地域資源の質的向上を図る共同活動及び施設の長寿命化のための補修等の活動に対して、補助金を交付するもの。

（主な活動事例）

- ・農地周辺の草刈り、水路の泥上げ、農道・水路等の維持活動
- ・水路の補修、法面の補修、植栽等の景観形成、生き物調査等
- ・水路の更新、農道の舗装等

費用負担：国 1/2 県 1/4 市町村 1/4（本体交付金の負担区分）

平成 26 年度予算：283 百万円（国庫負担 25 百万円、県負担 258 百万円）

※上記国庫負担額は推進交付金（事務的経費）のみで、本体交付金に係る国庫負担金は県を經由せず、直接国から宮崎県農地・水・環境保全向上活動推進協議会に交付。

③ 森林環境保全直接支援事業

森林が有する水源涵養機能などの多面的機能を将来にわたって健全に発揮させていくために、計画的な森林整備を行う者を対象に、植栽・下刈・間伐等の森林施業や森林施業と一体となった森林作業道の開設等を支援するものである。実施した森林施業の費用について標準単価を用いて算定した金額の 68%を補助する。

費用負担：国 51% 県 17% 林業事業者 32%

平成 26 年度予算 1,942 百万円（国庫負担 1,443 百万円、県負担 499 百万円）

ウ. 宮崎県の施策

① 農林水産関連事業

農林水産業の振興は、農山漁村における仕事を確保することに繋がり、すべての農林水産関連事業は何らかの形で多面的機能の維持に貢献していると考えられる。その中でも、農業生産条件が不利な中山間地域における農業生産の収益性向上に焦点を当てた事業として、「中山間園芸産地改革事業」がある。

この事業は、将来にわたって維持・発展できる中山間園芸産地を確立するために、担い手の減少や高齢化の進行など、中山間園芸産地が抱える課題に対し、「環境づくり」「ものづくり」の観点から地域の主体的な取り組みを支援するものである。環境づくりの事業は、個々の農家では管理が行き届かなくなった果樹園を集落営農組織の育成によって再生し、中山間地域の主要作物であるゆず・栗の生産性向上を図るものである。ものづくりの事業は、夏でも涼しい中山間地域の気象条件を生かした収益性の高い作物（カラーピーマン・夏イチゴ・ラナンキュラス）の更なる収益性の向上を先進技術の導入によって図るものである。

ものづくりの観点からは、試験研究機関の存在も大きい。例えば、宮崎県畜産試験場が開発した「みやざき地頭鶏」は、官民一体となった品質管理体制の確立と生産・販売力の強化によって、宮崎を代表する一つのブランドとなり、中山間地域の所得確保に大きな効果を上げている。また、宮崎県水産試験場は、チョウザメの完全養殖に成功後、種苗の大量生産技術を確立し、2013 年 11 月には「宮崎県産キャビア」が販売されるに至った。チョウザメの養殖は、山地が多く豊富な地下水に恵まれた県内全域で行われており、中山間地域の所得向上が期待される場所である。

② 中山間地域振興策

多面的機能を維持するためには、農山漁村に人が住み続けることが必要であり、農林水産業の振興だけでなく、生活インフラ等の整備や医療・高齢者福祉の充実など、県と

しては組織横断的な対応が必要である。そこで宮崎県では、平成23年3月に「宮崎県中山間地域振興条例」を制定し、多面的かつ公益的機能を有する中山間地域における人口減少・高齢化・地場産業の低迷等の課題に対応するための取り組みを進めている。これは、県庁内に推進本部を設置して全庁的な連携を図るだけでなく、県や市町村、地域住民等で構成する中山間地域振興協議会を通じて、県内各地域の意見等を把握するとともに、県民運動の展開を図っている。

宮崎県中山間地域振興条例における中山間地域は、地域振興5法（過疎法、離島振興法、山村振興法、半島振興法、特定農山村法）で指定された地域と農林統計上の中間・山間農業地域としている。農林統計上の中間・山間農業地域は、概ね地域振興関係法上の対象地域となっているが、一部該当しない地域もあるため、宮崎県の区分の方がやや広い。宮崎県の中山間地域の人口・面積は下の表のとおりである。

（平成26年4月30日現在）

	人口（人）	面積（k㎡）
県 全 域	1,137,673	7,736
中 山 間 地 域 （ 構 成 比 ）	425,131 (37.4%)	6,842 (88.4%)

条例では、中山間地域の振興に関する総合計画を県が作成することとされており、4年を一つの計画期間として運用している。2期目となる今回（平成27～30年度）は、人口減少対策を最優先課題とし、①仕事がある中山間地域づくり、②子育て環境等の整備と移住・定住の促進、③集落の維持・活性化と新たな絆の創造等、④安全・安心な暮らしの確保の4つを重点施策として展開している。

③ 中山間盛り上げ隊

中山間地域では、過疎化や高齢化の進行により、集落における草刈りなどの共同作業や地域行事、伝統芸能などの運営を行う担い手の確保が大きな課題となっている。そこで、市町村や集落からの依頼に応じて、集落が単独で行うことが困難となった各種作業の支援活動を行う「中山間盛り上げ隊」を組織し、中山間地域の住民と都市住民との交流を推進する取り組みを行っている。

この中山間盛り上げ隊は、中山間地域をみんなで支える県民運動として展開されているものである。平成27年3月末現在の登録隊員数（ボランティア登録者数）は580名、活動実績は次の表のとおりであり、年々活発になっている。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
活 動 参 加 述 べ 人 数	193名	341名	490名	659名	622名
活 動 回 数	33回	49回	78回	109回	112回
派 遣 地 域	8市町村	8市町村	11市町村	16市町村	16市町村

(依頼があった主な活動事例)

- 集落道の草刈、用水路の清掃などの環境保全活動
- 農作業の手伝い
- 植栽・下刈りなどの森林保全活動
- 伝統芸能の実施サポート
- 集落の祭り・地域行事の運営サポート
- 特産品加工施設での手伝い、PR 活動

盛り上げ隊の支援活動実績をみると、気象条件によって予定が変更されやすい農作業や森林保全活動の依頼は少なく、日程を確定しやすい伝統芸能の実施サポート、集落の祭り・地域行事の運営サポート、草刈・清掃作業などの依頼が多いようである。多面的機能支払交付金の対象となるような依頼内容もあり、「交付金の受領と盛り上げ隊への依頼は両立するか？」という問題提起もあるかもしれないが、参加隊員数も少なく、地域住民主体の活動であれば問題はないと考える。

伝統芸能、集落の祭り、地域行事は定期的開催されるものであることから、盛り上げ隊の中にはリピーターになっている人も多いと思われる。休憩中に地元の農産物を使った料理や地元の特産品が振舞われることもあるだろう。地元の直売所の売上にもいい影響が出ているのではないだろうか。一つ一つは小さな活動かもしれないが、継続することによって大きな影響が出てくることを期待したい。

④ その他の施策

中山間地域振興策を意図したものではないが、副次的な効果として中山間地域に雇用の場を生み出しているものとして、五ヶ瀬中等教育学校の事例を簡単に紹介する。

五ヶ瀬中等教育学校は、平成6年に設立された全国初の公立中高一貫校である。自作わらじを履いての遠足、地元農家へのホームステイ、スキー教室など五ヶ瀬町の地域資源を生かした体験的学習が行われている。一方、平成26年度には文部科学省からスーパーグローバルハイスクールに指定され、語学研修・海外研修で生徒を海外に送り出すほかに、海外からの留学生を受け入れている。

当校は1学年40名の全寮制の学校であり、教職員を含めると約300名分の給食調理業務が発生し、地元雇用を提供している。農業・林業以外の仕事によって農業者・林業者の世帯収入を確保するという観点は、中山間地域振興の視点として重要ではないだろうか。また、地元の農産物も給食材料として使われているが、規格外のため出荷できないようなものでも、農薬使用などの安全基準を満たしたものであれば給食材料として使用することは可能であり、地元農家の所得増加にも貢献していると思われる。

エ. 中山間地域における異業種連携（意見）

建設業は、農林水産業と同様に地方における基幹産業であるが、長年にわたる公共事業の縮小によって疲弊している。地域の建設業者が壊滅してしまつては、社会資本の適切な維持管理や災害への対応能力が低下する恐れがある。そこで、農業・林業・建設業が連携し、通年で就労できるような仕組みを構築することはできないかと考える。建設業者による農業への新規参入はすでに事例があると思うが、これを更に進めて林業・建設業を含めた集落営農組織に育成するような形である。

災害等への対応力を確保するためには、一定規模の建設業者が必要だが、現在の厳しい環境下においてこれを単独経営で維持するのは困難な地域も多いと思われる。一方、中山間地域には、担い手不足等が原因で耕作放棄地となった田畑や管理が行き届かないために十分な収量を上げることができない果樹園などがある。林業では、路網の整備において建設業のノウハウが生きると考えられる。人材の稼働率が高まるだけでなく、建設機械や車両など機材の稼働率も高まるだろう。農業・林業・建設業の兼業は、個人レベルではすでに行われていると思うが、これを組織レベルで行うことによって効率性が高まると考える。

農業の担い手を確保する取り組み、企業による農業への新規参入をサポートする取り組み、中山間地域における農業の収益性を高める取り組みなど、個々の取り組みは相応の成果を上げている。地域を維持するという観点から、これら施策を林業・建設業も含めて総合的に見直してみれば、いい方法が見つかるかもしれない。すでに全庁的・組織横断的に対応する仕組みも構築できており、県庁職員の英知を結集した課題の解決に期待したい。

第5 終わりに

宮崎県は農林水産業が盛んな県であり、収穫量、出荷量等で日本一となっている県産品が数多くある。平成27年11月に「宮崎の1番」が宮崎県のホームページに次のとおり紹介されている。

食 材	内 容	
	き ん か ん	栽培面積、収穫量ともに日本一。
	日 向 夏	宮崎県原産の柑橘で栽培面積、収穫量ともに日本一。
	き ゅ う り	収穫量日本一。 特に、冬春きゅうりは作付面積・収穫量ともに日本一です。
	さ と い も	収穫量日本一。 加工向け用途の出荷量は、全国の7割以上を占めています。
	ブ ロ イ ラ ー	出荷量日本一。 全国シェアの約2割を占めています。

食 材	内 容	
	<p>近 海 か つ お 一 本 釣 り</p>	<p>平成 6 年以降連続して漁獲量日本一。 宮崎県は漁業も盛んです。</p>
	<p>シロチョウザメ の完全養殖に 成功、商品化へ</p>	<p>平成 16 年度に国内初となるシロチョウザメの完全養殖に成功し、平成 23 年度には、日本一のチョウザメ産地にまで成長。 平成 25 年度には、国産で唯一の本格熟成キャビア「MIYAZAKICAVIAR1983」としてついに商品化されました。</p>
	<p>宮 崎 牛</p>	<p>平成 24 年 10 月に長崎県で開催された第 10 回全国和牛能力共進会で、本県勢は口蹄疫により多くの牛を失ったという厳しい条件のもと、9 部門中 5 部門で全国 1 位となり、さらに最高賞である内閣総理大臣賞を種牛部門で獲得し、前人未到の連続日本一に輝きました。</p>
自然・県産品・企業	内 容	
	<p>照葉樹天然林</p>	<p>綾町のカシ・シイ・タブなどの天然林による豊かな照葉樹林は、日本最大級です。平成 24 年 7 月に、ユネスコエコパークに登録されました。</p>
	<p>世界に向けて発信する 宮崎県の 医療産業</p>	<p>宮崎県には、日本を代表する血液や血管に関する医療機器を製造する企業など、大手医療産業・バイオメディカル産業が集積し、世界シェア 1 位となる製品等を製造しています。</p>
	<p>太 陽 電 池 生 産 工 場</p>	<p>国富町に工場のある企業は、次世代型 CIS 薄膜太陽電池の生産規模が世界最大級です。</p>

食 材	内 容	
	宮 崎 の 本 格 焼 酎	出荷量日本一。 宮崎の焼酎は、芋・米・麦・そばなど原料が多彩であることが特徴的です。芋焼酎とそば焼酎の売上で、日本一の企業もあります。
	ス イ ー ト ピ ー	宮崎県のスイートピーは、温暖多照な天候を活かし、生産量日本一です。
	特 徴 あ る み や ざ き 茶 (釜 炒 り 茶)	国内の緑茶生産量の 1%にも満たない希少な釜炒り茶は、県の西北山間地域を中心に生産され、その生産量は日本一。 全国茶品評会等では、優秀な成績をおさめており、名実ともに日本一の産地です。

上記以外にも温暖な気候に恵まれた宮崎県が全国に誇れる農林水産品は多数あり、これを将来にわたって維持し、さらに発展させていくことは宮崎県にとって重要なことであり、さらには平成 27 年 10 月に大筋合意に達した T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）によって今後世界的な価格競争にさらされることになる日本全体の農林水産業にとっても重要である。

宮崎県では、農政水産部と環境森林部で現在まで実に多岐にわたる事業を実施してきており、その結果が上記のような成果につながっているものであり、その点では大いに評価できる。

今回の監査にあたり、両部の新規・重点事業合わせて 120 強の事業について概要のヒアリングを相当の日数を費やして実施したが、各担当課から農林水産業の発展につながるさまざまな事業の説明を受け、新たな発見が多数あった。また、各事業の補助金や業務委託、請負工事に関する資料を閲覧した際にも、持ち込まれた膨大ともいえる資料の量に驚いたが、ひとつひとつの事業における一連の資料をほぼすべての事業で適切に作成、保管していることが確認でき、宮崎県の農林水産業の発展に対する担当課員の熱意も感じ取ることができた。

今後は、意見として述べたような担当部署を超えた視点での、全体の効率性を考慮した事業の実施や、効率的な業務遂行のための業務手続の再点検などを検討し、より効率的、経済的で有効な事業を計画、実施して、宮崎県の農林水産業の発展を支えていただきたい。